

平成26年度
包括外部監査の結果報告書

公の施設における指定管理者制度の
事務の執行について

豊田市包括外部監査人

公認会計士 湯本秀之

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の方法	2
5 監査テーマに対する市民の意見募集	3
6 外部監査の実施期間	3
7 外部監査人補助者	3
第2 公の施設における指定管理者制度の概要	4
1 指定管理者制度等の概要	4
2 市における指定管理者制度の適用状況	5
第3 外部監査の結果	12
1 指定管理者制度全般について	12
2 株式会社とよた山里ホールディングスについて	20
3 旭支所の所管施設について 豊田市旭高原自然活用村	29
4 足助支所の所管施設について (1) 豊田市香嵐溪施設 (2) 豊田市百年草 (3) 城跡公園足助城	36
5 稲武支所の所管施設について (1) 豊田市どんぐりの里いなぶ (2) 豊田市稻武どんぐり工房 (3) 豊田市農林漁家高齢者センター	56
6 下山支所の所管施設について (1) 豊田市香恋の里 (2) 下山トレーニングセンター	69
7 藤岡支所の所管施設について (1) 豊田市藤岡ふれあいの館 (2) 豊田市藤岡体育センターほか3施設 (3) 豊田市石畠ふれあい広場	79

(4) 豊田市藤岡山村広場	102
8 生涯学習課の所管施設について	107
(1) 豊田地域文化広場	107
(2) 豊田市生涯学習センター 27交流館	112
9 ものづくり産業振興課の所管施設について	116
(1) 豊田市民山の家リゾート安曇野	116
(2) 豊田高等職業訓練校	124
10 次世代育成課の所管施設について	128
豊田市総合野外センター	128
11 市民福祉部総務課の所管施設について	134
豊田市下山保健福祉センターまどいの丘	134
12 地域福祉課の所管施設について	137
豊田市温浴施設じゅわじゅわ	137
13 障がい福祉課の所管施設について	145
豊田市障がい者総合支援センター	145
14 文化振興課の所管施設について	150
(1) 豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー	150
(2) 豊田市コンサートホール・能楽堂	161
15 スポーツ課の所管施設について	166
(1) 豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）	166
(2) 中央公園・豊田スタジアム	173
(3) スポーツ課所管施設における共通事項	185
第4 利害関係	196

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、合規性等についての指摘事項については（指摘）として表記し、経済性、効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

公の施設における指定管理者制度の事務の執行

（2）外部監査対象期間

平成25年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成26年度

3 事件を選定した理由

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、広く市以外の団体の能力を活用することで住民サービスの向上や経費の削減を目指す指定管理者制度が導入された。市では、平成18年4月から当該制度を本格導入し（3年間）、平成21年度に更新（5年間）を行っている。平成25年度末で指定管理期間が満了し、平成26年度以降も存続する施設については、平成25年度中に指定管理者を選定している。

この指定管理者制度の導入に関しては、指定管理の範囲、選考の方法、指定管理料の設定及び精算、利用料金制度の導入、行政財産の目的外使用許可、事業報告結果の有無、所管課によるモニタリングの有無等様々な課題があり、市において、どのような運用がなされているのかを点検することは重要であると思われる。

このような状況において、市におけるこれまでの公の施設の指定管理者制度の事務の執行の成果はどのようなものであり、今後、どのような課題があるのかを検証することは意義が大きいものと判断されることから、特定の事件として選定する。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

公の施設における指定管理者制度の事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 指定管理者制度が、関連する法令、条例、規則等に従い適切に運用されているかどうかについて
- ② 指定管理者制度が、経済性、効率性及び有効性を考慮して運用されているかどうかについて
- ③ 公の施設が有効に利活用されているかどうかについて

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性、効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対して質問及び調査、分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設の現場視察を行った。

(3) 監査対象

ア 監査対象項目

市における指定管理者制度の運用に関する事項及び平成26年4月1日時点での指定管理者制度を導入している公の施設（平成26年度に指定管理者の選定を行う施設、譲渡等の見直し方針が示されている施設等を除く。）を監査対象とした。

監査対象施設については、予備ヒアリング等を行い、予算規模に重要性がある施設や同種、同目的の施設が複数存在するものについては代表的な施設を中心に監査を行い、「第3 外部監査の結果」に施設ごとに監査結果を記載している。

なお、監査結果を記載していない施設においても、今回の監査結果が当該施設の管理運営等において参考になるものがあれば、参考にしてい

ただきたい。

イ 監査対象部署

公の施設における指定管理者制度の事務の執行実績を有する部課等

5 監査テーマに対する市民の意見募集

包括外部監査のテーマについては、市が平成26年4月に広報とよた及び市ホームページを活用して、市民からの意見を募集したが、市民からの意見はなかった。

6 外部監査の実施期間

自 平成26年6月26日 至 平成27年1月23日

7 外部監査人補助者

桑原 雅行（公認会計士）
金丸 久高（公認会計士）
平井 太弥子（公認会計士）
中條 尚治郎（公認会計士）
大林 幸太郎（公認会計士）
永田 義博（公認会計士）
山田 麻登（弁護士）

第2 公の施設における指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度等の概要

(1) 公の施設とは

公の施設とは、普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置した施設であり（地方自治法第244条第1項）、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないこととなっている（同法第244条の2第1項）。

公の施設の例としては、市民が利用する文化施設、福祉施設、体育施設、公園等が該当する。

(2) 指定管理者制度の概要

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）という指定管理者制度が創設され、その後経過期間を経て、平成18年9月からは、公の施設の管理については、市が直接行うか（市の直営）、又は指定管理者が行うかのどちらかを選択することになった。

なお、市の直営施設でも部分的な業務委託は可能であるが、指定管理者制度では、市の指定（行政処分）により施設の使用許可等の管理権限も指定管理者に委任することができ、また、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として收受させることができることとなった（同法同条第8項）。

指定管理者制度の概要は、次表のとおりである。

表 1-1 指定管理者制度の概要

区分	内 容
根拠法令	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項
制度の目的	多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること。
法的性格	①管理の代行 ②指定（行政処分）により公の施設の管理権限を指定管理者に委任する。
受託主体の範囲	①法人その他の団体であれば特段の制約はない。 ②法人格の有無は問わないが個人は不可。
議決事項	①施設設置条例（指定管理者に関する規定を明記する。） ②指定管理者の指定等（議決案件：施設名称、団体名、指定の期間）
指定の期間	指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする（地方自治法第 244 条の 2 第 5 項）。
施設の利用許可	指定管理者が行う。
利用料金制度	公の施設の利用に係る料金を指定管理者自らの収入として收受できる制度を導入できる。

2 市における指定管理者制度の適用状況

（1）指定管理者制度の運用における市の基本的な方針

ア 指定管理者制度導入の選択基準

公の施設の管理について、市の直営管理とするか指定管理者制度を導入するかの選択基準は次表のとおりである。

表 2-1 指定管理者制度の選択基準

直営管理とする施設	①清掃・草刈等の単純な事実行為を業務委託することで効率的な管理体制が確保され、指定管理者制度の趣旨になじまない施設（無人施設を含む。） ②施設の設置目的や業務内容その他の事情により、市が直営管理する必要がある施設
指定管理者制度を導入する施設	民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図るという指定管理者制度の趣旨・目的に適合する施設

イ 指定管理者の選定基準

指定管理者の選定は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図るという指定管理者制度の趣旨に則り、原則として公募により行うこととしている。

しかし、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、以下のいずれかに該当する場合は、例外として単独指名により選定できるとしている。

表 2-2 単独指名条件の一覧

区分	条件
専門性	専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。
地域拠点	当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。
事業運営	当該施設における事業運営に相当な知識、経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。
緊急時	施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
その他	上記に掲げるもののほか、施設の性質、設置目的、当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

ウ 指定管理者の選定審査の方法

指定管理者の選定審査は、豊田市指定管理者選定委員会が行うこととなっている。選定審査は、単独指名の場合は所管課による書類審査を経て、公募の場合は所管課による書類審査及び豊田市指定管理者選定委員会委員と学識経験者から構成される審査委員会によるプレゼンテーション審査を経ることとなっている。なお、公募の場合で応募が1団体であれば、指定管理者としての適否の判定に当たっては、所管課による書類審査は経るが、プレゼンテーション審査は行われない。

エ 利用料金制度の導入について

利用料金制度を導入することで、指定管理者の収入拡大に対するインセンティブが高まり、サービスの質及び管理運営コストの両面で効果が期待できる場合には、利用料金制度を導入することとしている。

なお、利用料金制度を導入していない施設の使用料は市の歳入となるが、その徴収は指定管理者に委託している。

利用料金制度と使用料徴収委託との相違は、次表のとおりである。

表 2-3 利用料金制度と使用料徴収委託との違い

項目	利用料金制度	使用料徴収委託
金額の決定	条例で金額の範囲等を規定する。 指定管理者は市の承認を得た上で、条例の範囲内で金額を決定する。	条例で具体的な額を規定する。 指定管理者に裁量なし。
金銭の性質	私法上の債権で、指定管理者の収入となる。	公法上の債権に基づく「公金」で、市の歳入となる。
メリット	指定管理者のコスト意識や利用者拡大意識（サービス向上）が期待できる。 調定など市の事務負担が軽減される。	市の一定の歳入を確保できる。
デメリット	需要予測を下回る場合のリスクは指定管理者が負う。	指定管理者のコスト意識や利用者拡大意識に結びつかない。

オ モニタリングについて

現在の指定管理者の管理運営状況を評価し、現管理体制を改善するとともに、次期指定管理者の選定に生かすことを目的とし、指定期間の最終年度に、施設設置者である市の立場から、所管課が指定管理者の管理運営状況を評価している。

また、上記の評価のほか、指定管理者制度を導入している施設から一部の施設を抽出し、利用者満足度や管理運営に関する意見等を把握する目的で、施設利用者を対象に利用者満足度調査を実施している。

（2）指定管理者制度導入施設の一覧

指定管理者制度導入施設の一覧は、次表のとおりである。「第3 外部監査の結果」に監査結果の記載がある施設は、「監査結果」欄に該当するページ番号を記載している。なお、監査結果を記載していない施設においても、今回の監査結果が当該施設の管理運営等において参考になるものがあれば、参考にしていただきたい。

表 2-4 指定管理者導入施設一覧表

施設名	施設数	所管課	選定方法	監査結果
豊田市旭高原自然活用村	1	旭支所	単独	P29
老人憩の家あさひ荘	1	旭支所	単独	※
豊田市浅野会館	1	旭支所	単独	※
築羽農村環境改善センター築羽会館	1	旭支所	単独	※
敷島農村環境改善センター敷島会館	1	旭支所	単独	※
旭農林会館	1	旭支所	単独	※
笛戸生活改善センター笛戸会館	1	旭支所	単独	※
矢作川島崎公園(スポーツ施設部分)	1	旭支所	単独	※
豊田市旭弓道場	1	旭支所	単独	※
豊田市旭総合体育館	1	旭支所	単独	※
豊田市旭武道場	1	旭支所	単独	※
豊田市香嵐渓施設	1	足助支所	単独	P36
豊田市百年草(老人デイサービスセンターを除く。)	1	足助支所	単独	P47
豊田市百年草(老人デイサービスセンターに限る。)	1	足助支所	単独	P47
御内製作工房施設	1	足助支所	単独	※
西町活性化施設	1	足助支所	単独	
鼎館	1	足助支所	単独	※
田町活性化施設	1	足助支所	単独	
足助トレーニングセンター	1	足助支所	単独	※
足助農山村広場	1	足助支所	単独	※
城跡公園足助城	1	足助支所	単独	P52
豊田市足助プール	1	足助支所	公募	※
豊田市足助弓道場	1	足助支所	単独	※
豊田市足助グラウンド	1	足助支所	単独	※
豊田市足助テニスコート	1	足助支所	単独	※
豊田市どんぐりの里いなぶ	1	稲武支所	単独	P56
豊田市稲武どんぐり工房	1	稲武支所	単独	P62
豊田市農林漁家高齢者センター	1	稲武支所	単独	P66
豊田市稲武夏焼グラウンド	1	稲武支所	単独	※
豊田市平畠集会所	1	小原支所	単独	
緑の公園・小原トレーニングセンター	2	小原支所	単独	
豊田市小原北部生活改善センター	1	小原支所	単独	

施設名	施設数	所管課	選定方法	監査結果
上郷公園	1	上郷支所	単独	
豊田市猿投コミュニティセンター体育館	1	猿投支所	単独	
豊田市猿投コミュニティセンター武道館	1	猿投支所	単独	
豊田市香恋の里	1	下山支所	単独	P69
豊田市下山憩の家	1	下山支所	単独	※
豊田市下山基幹集落センター	1	下山支所	単独	※
下山トレーニングセンター	1	下山支所	単独	P76
下山運動場	1	下山支所	単独	※
豊田市下山西部プール	1	下山支所	公募	※
豊田市六鹿会館	1	高岡支所	公募	
豊田市高岡コミュニティセンター	1	高岡支所	公募	
豊田市高岡運動広場	1	高岡支所	公募	
豊田市高橋コミュニティセンター	1	高橋支所	公募	
加茂川公園	1	高橋支所	公募	
豊田市藤岡ふれあいの館	1	藤岡支所	公募	P79
豊田市藤岡体育センター	1	藤岡支所	公募	P91
豊田市藤岡運動広場	1	藤岡支所	公募	P91
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	1	藤岡支所	公募	P91
豊田市藤岡テニスコート	1	藤岡支所	公募	P91
豊田市石畠ふれあい広場	1	藤岡支所	単独	P98
豊田市藤岡山村広場	1	藤岡支所	単独	P102
豊田地域文化広場	1	生涯学習課	公募	P107
豊田市生涯学習センター27交流館	27	生涯学習課	単独	P112
豊田市福祉就業センター	2	生涯学習課	単独	※
豊田市西部コミュニティセンター	1	生涯学習課	単独	※
豊田市末野原運動広場	1	生涯学習課	単独	※
豊田市高橋運動広場	1	生涯学習課	単独	※
とよた市民活動センター	1	地域支援課	公募	
駐輪場(愛環梅坪駅駐輪場ほか44施設)	45	交通安全防犯課	公募	
豊田市交通安全学習センター	1	交通安全防犯課	単独	
豊田市自然観察の森	1	環境政策課	単独	
王滝渓谷バーべキュー場	1	商業観光課	公募	
豊田産業文化センター(一部)	1	商業観光課、生涯学習課	単独	

施設名	施設数	所管課	選定方法	監査結果
豊田市高岡農村環境改善センター	1	農地整備課	単独	
豊田市食肉センター	1	農政課	単独	
豊田市森林会館	1	森林課	単独	
豊田市民山の家リゾート安曇野	1	ものづくり産業振興課	公募	P116
豊田高等職業訓練校	1	ものづくり産業振興課	公募	P124
愛知環状鉄道駅前駐車場(貝津駅ほか4駅)	5	交通政策課	公募	
豊田市小原活性化促進住宅	2	建築住宅課	単独	
豊田市新婚者住宅	1	建築住宅課	単独	
豊田市地域定住化促進住宅	7	建築住宅課	単独	
豊田市特定公共賃貸住宅	10	建築住宅課	単独	
豊田市農山村定住応援住宅	1	建築住宅課	単独	
豊田市総合野外センター	1	次世代育成課	単独	P128
豊田市青年センター	1	次世代育成課	単独	
豊田市勤労青少年ホーム	1	次世代育成課	単独	
豊田市福祉センター	1	市民福祉部総務課	単独	※
豊田市小原福祉センターふくしの里	1	市民福祉部総務課	単独	※
豊田市下山保健福祉センターまどいの丘	1	市民福祉部総務課	単独	P134
豊田市藤岡福祉センターふじのさと	1	市民福祉部総務課	単独	※
豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘	1	地域福祉課	公募	※
豊田市東山デイサービスセンター	1	地域福祉課	公募	※
豊田市老人福祉センター豊寿園	1	地域福祉課	公募	※
豊田市稻武福祉センター	1	地域福祉課	単独	※
足助まめだ館	1	地域福祉課	単独	※
豊田市老人福祉センターぬくもりの里	1	地域福祉課	単独	※
豊田市温浴施設じゅわじゅわ	1	地域福祉課	単独	P137
豊田市こども発達センター	1	障がい福祉課	単独	※
豊田市障がい者総合支援センター	3	障がい福祉課	単独	P145
豊田市さくらワークス	1	障がい福祉課	単独	※
サン・アビリティーズ豊田	1	障がい福祉課	単独	※
豊田市障がい者福祉会館	1	障がい福祉課	単独	※
豊田市知的障がい者グループホーム喜多ハウス	1	障がい福祉課	単独	※
豊田市藤岡保健センター	1	健康政策課	単独	
豊田市民文化会館	1	文化振興課	単独	P150

施設名	施設数	所管課	選定方法	監査結果
豊田市民ギャラリー	1	文化振興課	単独	P150
豊田市コンサートホール・能楽堂	1	文化振興課	単独	P161
豊田市視聴覚ライブラリー	1	文化振興課	単独	
猿投棒の手ふれあい広場	1	文化財課	公募	
豊田市棒の手会館	1	文化財課	公募	
喜楽亭	1	文化財課	単独	
平戸橋公園	1	民芸館	公募	
豊田市平戸橋いこいの広場	1	民芸館	公募	
豊田市総合体育館	1	スポーツ課	単独	P166
豊田市武道館	1	スポーツ課	単独	P166
高岡公園	1	スポーツ課	公募	※
井上公園(水泳場に限る。)	1	スポーツ課	公募	
中央公園・豊田スタジアム	1	スポーツ課	単独	P173
猿投公園	1	スポーツ課	単独	※
毘森公園	1	スポーツ課	単独	※
土橋公園(スポーツ施設部分)	1	スポーツ課	単独	※
柳川瀬公園	1	スポーツ課	単独	※
井上公園(水泳場を除く。)	1	スポーツ課	単独	
豊田市五ヶ丘運動広場	1	スポーツ課	公募	※
豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場	2	スポーツ課	公募	
豊田市高岡公園体育館	1	スポーツ課	公募	※
豊田市石野運動広場	1	スポーツ課	単独	※
豊田市古瀬間運動広場	1	スポーツ課	単独	※
豊田市東山運動広場	1	スポーツ課	単独	※
豊田市東山体育センター	1	スポーツ課	単独	※
豊田市保見運動広場	1	スポーツ課	単独	※
豊田市松平運動広場	1	スポーツ課	単独	※
豊田市教職員会館(テニスコートに限る。)	1	学校教育課	単独	
合計	221			

※監査対象施設として予備ヒアリング等を実施したが、個別の監査結果は記載していない施設である。

第3 外部監査の結果

1 指定管理者制度全般について

(1) 指定管理者の選定について（意見）

指定管理者の選定については、表1-1のとおり、指定管理者制度導入施設のうち非公募である単独指名が約64%と公募に比して割合が高い。

また、表1-2のとおり、単独指名のうち市協会公社（市の出資比率が25%以上である法人等）が指名される割合は、約65%を占めている。

表1-1 公の施設の管理形態別総括表

区分	公の施設数	指定管理者制度導入施設数		直営等
		公募	単独指名	
件数	1,252	80 (36.2%)	141 (63.8%)	1,031

※直営等は、直営、市営住宅の管理代行及び汚水処理施設の包括的民間委託である。

表1-2 指定管理者別、選定基準別総括表

区分	市協会公社	その他		計
		株式会社	その他（自治区等）	
公募	3 (3.75%)	74 (92.5%)	3 (3.75%)	80 (100%)
単独指名	92 (65.3%)	1 (0.7%)	48 (34.0%)	141 (100%)
計	95 (43.0%)	75 (33.9%)	51 (23.1%)	221 (100%)

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図るというものである。

市では、原則として平成18年4月から指定管理者制度を導入し（指定期間3年間）、平成21年度及び平成26年度に更新（指定期間5年間）を行っている。次回の選定時は、指定管理者制度の導入から10年以上経過することになる。

公募による指定管理者の選定は、競争原理が働き、さらなる住民サービスの向上及び経費節減等を図ることが期待できるため、今後は、非公募単独指名の根拠に合理性の乏しいものがないかを検討し、原則公募の原点に立ち返って選定を進めていただきたい。

(2) 指定管理者選定委員会について（意見）

市の指定管理者選定委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）によれば、指定管理者選定委員会の組織及び審査は、以下のとおりとされている。

（組織）

第4条 委員会は、幸村副市長、総務部長、社会部共働推進室長、社会部市民安全室長、子ども部副部長、環境部副部長、市民福祉部副部長、健康部副部長、産業部副部長、都市整備部副部長、教育行政部副部長、学校教育部副部長その他委員長が必要と認める者をもって組織する。

（審査）

第6条 指定管理者の公募施設の候補者選定に関する審査は、次の各号に掲げる者のうちから委員長が任命する委員で組織して行う。

- (1) 学識経験者
- (2) 選定委員会委員
- (3) 前2号に定める者のほか、委員長が必要と認める者

この設置要綱上、指定管理者選定委員会に、市職員以外の委員は必須のメンバーとなってはいない。また、公募における審査の場合であっても学識経験者が必須のメンバーであるとは記載されてはいない。

なお、上記の設置要綱の記載とは別に、市の実際の運用においては、非公募単独指名による選定の場合は、所管課による書類審査を経て、公募による選定の場合は、所管課による書類審査及び指定管理者選定委員会委員と学識経験者から構成される審査委員会によるプレゼンテーション審査を経ることにより指定管理者は選定されている。また、公募の場合で応募が1団体であれば、指定管理者としての適否の判定に当たり、所管課による書類審査が実施され、プレゼンテーション審査は行われない。公募で複数名の候補者がいる場合のみ、審査委員会を開催し、市職員以外の学識経験者を入れて審査をしているのが現状である。

しかし、指定管理者の選定は、議論の偏りがないように、市職員だけではなく市職員以外の外部者の意見を取り入れるため、指定管理者選定委員会には、複数名以上の外部委員を必須の委員として加えるように設置要綱を改めるべきである。また、公募における審査に当たっては、透明性を確保する観点から、たとえ候補者単独であっても、複数名の学識経験者を委員として参加させ、審査委員会を開催するべきである。

(3) 施設使用料の徴収について（指摘）

公の施設の使用料は市の公金であるが、公金について、地方自治法第243条は、その徴収、収納等の権限を私人に委任し、又は行わせることを原則禁じている。ただし、地方自治法施行令第158条により、収入の確保及び住民の便益に寄与すると認められる場合に限り、私人に委託することができる」ととされる。

市は、指定管理者に公金の徴収、収納等の権限を委託しているが、再委託までは許可していない。しかし、再委託された業者が使用料の徴収を実施している事例が発生している。市の全ての指定管理者について、使用料等の公金の徴収を指定管理者が第三者に委託していないか確認すべきである。

地方自治法

（私人の公金取扱いの制限）

第243条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

地方自治法施行令

（歳入の徴収又は収納の委託）

第158条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 貸付金の元利償還金

(4) 指定管理者が徴収する公金等の検査について（意見）

指定管理者が徴収する公金等に関する市の所管課の検査は、基本的には指定管理者から報告される事業報告書等の資料の分析を中心としたものであり、施設に訪問し、公金等の徴収の基となる証拠資料との照合までは実施していない場合が散見された。

公の施設の利用者から徴収する公金等については、指定管理者の收支報告の信ぴょう性を確保するため、例えば、利用許可書、宿泊申込書、減免申請書等の証拠資料と月次の収入金額、収入件数及び減免件数を照合する等の検査を実施されたい。

(5) 指定管理料の精算時期について（指摘）

非公募単独指名の場合には原則として、指定管理料の余剰が発生したときには、指定管理者と締結している年度協定書に以下のような精算の取決めがある。

（指定管理料）

第3条第4項 指定管理料に剩余金が生じた場合は、甲乙協議の上、精算を行い、平成25年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。

現在、指定管理料の剩余金の精算は翌年度に実施され、市においても翌年度の歳入とされている。しかし、剩余金の精算金額は指定管理者の決算上は当年度決算において確定しているところもある。

指定管理料の精算制度を維持するならば、年度収支を正しく把握するため、剩余金の精算を出納整理期間内において実施し、当年度の歳入として反映する必要がある。

(6) 指定管理者による自主事業の報告について（指摘）

指定管理者と締結している基本協定書の指定管理者自主事業実施基準によれば、指定管理者が自主事業を行うに当たり、その事業内容、収支計画、参加料等を明らかにした上で事前に市の承認を得なければならないことになっている。また、指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果、経理状況等を市に報告しなければならないとされている。

しかし、指定管理者からの事業計画書や事業報告書には、自主事業を実施する場合にも、自主事業に関する記載がないものが散見された。指定管理者からの事業計画書や事業報告書に、自主事業に関する記載を求める必要がある。

指定管理者自主事業実施基準

(事前協議)

第3 指定管理者が自主事業を行う当たっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。

(実施報告)

第5 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

(7) 自主事業における施設の使用時間について（指摘）

指定管理者と締結している基本協定書の指定管理者自主事業実施基準によれば以下の記載がある。

(指定申請時の取扱い)

第6 指定管理者指定申請を行うに当たり、応募団体が自主事業の実施を提案する場合は、以下の基準に抵触してはならないものとする。

- ①自主事業で施設を使用する時間は、年当たり〇〇〇時間を超えてはならない。
- ②提案する自主事業は、施設設置目的に適合した内容であること。
- ③その他、本基準第4に定める承認基準に適合したこと。

基本協定書において、自主事業に関することは別記の指定管理者自主事業実施基準に定めるとおりとされている。なお、上記の指定申請時の取扱いは、指定管理者を公募する際の提案時の取扱いとして定めたもので、市が自主事業の標準的な使用時間（年当たり300時間）を示しているものの、施設ごとの利用状況等により、各所管課において自主事業の使用時間を決めることとされ、実際に自主事業を実施する際にも基準となる時間になると考えられる。

しかし、自主事業の使用時間として、標準的な使用時間（年当たり300時間）をそのまま規定している施設が散見された。自主事業の使用時間は、一般利用者の利用を妨げない範囲内において、施設の有効活用に資する時間設定が望ましく、施設ごとの利用状況等により、個別に判断されるべきである。例えば、一般利用者が十分に多い施設は自主事業の使用時間をより少なくし、一般利用者がまだ少ない施設は自主事業の使用時間をより多くするなどである。

また、このように定めた自主事業の使用時間は、基本協定書において自

主事業に関する実施基準として規定し、これを指定管理者に遵守させる必要がある。

(8) 指定管理者の事業報告書の形式について（意見）

非公募単独指名の場合で、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱別表に規定されている特定協会公社等が指定管理者となっている場合において、指定管理業務に係る人件費に対して、指定管理料ではなく、市から補助金が交付されている。

この点に関連して、平成21年度包括外部監査報告書で指摘された、年度協定書の条項に、指定管理料のほか、市協会公社等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付する旨と、その交付額は補助金交付決定通知、変更交付決定通知及び額の確定通知によって確定するものとするという文言を入れることという点については、既に年度協定書において改善されていた。

ただし、当該人件費補助金について、指定管理者の事業報告書の中にある指定管理者の施設管理運営に関する収支計算書上は、人件費補助金収入が収入に表示されず、見合いの人件費も計上されていない場合が散見された。あくまで、人件費以外の指定管理経費の財源となる収入と指定管理経費となる支出が計上されている形のものであった。

指定管理者の事業規模においては、人件費補助金収入と人件費は重要な金額であり、それを総額で表示しなければ指定管理者の業務全体を理解することはできない。人件費部分も収支計算書に表示することを検討されたい。

(9) 人件費補助金について（意見）

前述したとおり、豊田市協会公社等運営費補助金交付要綱別表に規定されている特定協会公社等が指定管理者となっている場合においては、指定管理料の中には指定管理業務に係る人件費が積算されておらず、指定管理者に対しては、別途人件費補助金が交付されている。

このような指定管理料では、指定管理業務に必要な人員配置の状況等が反映されておらず、指定管理料の積算において重要な項目であるはずの人件費が含まれていないため、指定管理業務に対する適正な評価ができない状態である。

指定管理業務を適切に評価するためには、指定管理料として人件費も含めて積算すべきであり、人件費補助金がない他の施設と同様に、指定管理業務に必要な人員の配置はどの程度か、必要とする職種又は職位は何か、その

人員の人事費単価はどの程度とするのか等を勘案して指定管理料を積算した上で、指定管理者の人事費実績額や他の同種施設等の人事費と比較する必要があると考える。

そうすることによって、指定管理業務が必要な人員の下で適切に行われていたか、人事費の積算に見直す余地はないか等の評価をすることが可能となる。

市の出資法人等である協会公社等に運営費補助としての人事費補助金が必要であったとしても、本来、それは指定管理業務そのものとは関係がないものであって、人事費補助金額は別途検討すべきものである。

したがって、指定管理業務に係る人事費については、補助金として交付するのではなく、指定管理料に含めて積算することが必要である。

なお、市の協会公社等や人事費補助金の在り方については、今回の監査テーマではないが、今後も継続した改革の議論が必要であろう。

(10) 公の施設で提供する食堂業務収入について（意見）

豊田市総合野外センターや豊田市民山の家リゾート安曇野のような公の施設で提供される食堂業務は、平成26年度の管理運営業務仕様書上、指定管理業務として明示されている。この食堂業務から生じる収入は、従来から指定管理者の収入とされてきたが、その理由については、指定管理者の自主事業であるからなのかどうかは明確ではなかった。

平成26年度において、指定管理業務として明示されたことから、指定管理者の自主事業であることは否定されたが、食堂業務から生じる収入が公金であるかどうかなどその性質が明確となっていない。

他の地方公共団体においては、公の施設の設置条例において食堂での食事料金を明示し、公金である使用料として取り扱っているところもある。市として、どういう理由で食堂業務収入が指定管理者の収入となるのか明確にしておく必要がある。

(11) 公の施設における自動販売機設置の形態等について（意見）

公の施設に飲料水等の自動販売機が設置されていることがあるが、これは、市が指定管理者に施設の目的外使用許可を与えた上で、指定管理者が自動販売機設置業者と契約し、設置しているものがほとんどである。

指定管理者は、市に目的外使用料を納付し、自動販売機設置業者から飲料水等の売上げに係る手数料を徴収しているものと考えられる。指定管理者の

自動販売機に関する収支については、指定管理者の決算資料等から数百万円の剰余金が出ていると試算できる施設もあるが、自動販売機の設置は指定管理者の自主事業との位置付けであるため、市に精算されることはない。

公の施設において、自動販売機の設置のほかに目的外使用許可を与えてい るものは、レストランの運営、電柱の設置、地震観測施設の設置等があるが、 これらは指定管理者に使用許可を与えてい るのではなく、直接、レストラン の運営業者等に使用許可を与えており、指定管理者に使用許可を与えてい るのは自動販売機のみの場合が多い。

しかし、行政財産目的外使用許可の許可条件として、使用物件を他の者に 転貸することを禁じており、指定管理者と飲料水等の自動販売機設置業者との 契約がこの転貸に当たるのではないかという懸念が生じる。

したがって、施設に自動販売機を設置する場合には、次の方法も検討する ことが必要である。

- ・市が直接、自動販売機設置業者に使用許可を与える、あるいは行政財産 の貸付けを行う。
- ・自動販売機の設置を指定管理者が行う業務として業務仕様書に明記する。

年間に数十万人超の利用者がある施設では、自動販売機の設置により、剰 余金が発生することが見込まれる。このような場合には、市としての歳入確 保（あるいは歳出削減）として活用することも検討する必要がある。

例えは、前述した自動販売機の設置形態を踏まえると以下の方法が考えら れる。

- ・市が直接、自動販売機設置会社を選定する場合には、目的外使用料相当 額を最低価格とした上で、競争入札により使用料（又は貸付料）を決定 する。
- ・自動販売機の設置を指定管理者に行わせる場合には、指定管理料の積算 において、自動販売機設置に係る剰余金の全額（又は一定割合）を指定 管理料から減額する。

2 株式会社とよた山里ホールディングスについて

(1) 株式会社とよた山里ホールディングスの概要

平成 24 年度に株式会社三州足助公社、株式会社香恋の里、株式会社どんぐりの里いなぶ、株式会社旭高原の 4 社の純粹持株会社として株式会社とよた山里ホールディングス（以下「山里 HD」という。）が設立された。設立の目的は、主に観光業の客数の減少や他の民間施設等との競合が激化していることに伴い、経営戦略の見直しを 4 社全体として対応するためである。

なお、市は、山里 HD の資本金の 79.7% を出資している。山里 HD と各子会社との資本関係及び取引関係については以下の図のとおりである。

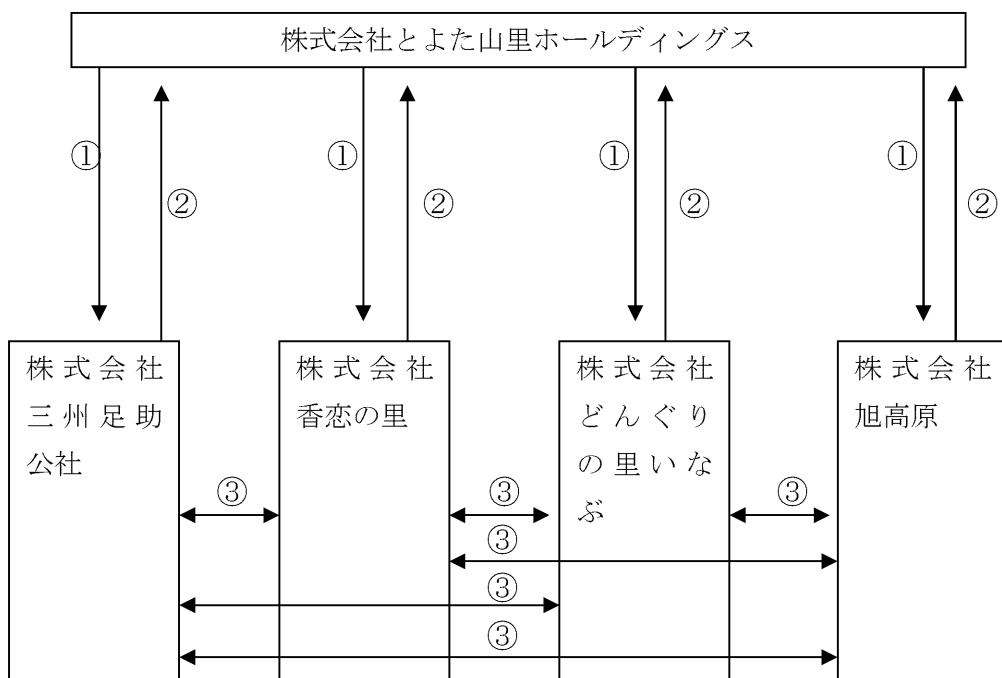


図 1-1 関係図

①：経営指導業務及び経理・給料計算業務の提供並びに完全子会社（100% 株式保有）

②：経営指導料及び業務委託料の支払、剰余金の配当並びに役員の兼任

③：人員の出向及びグループ間売上・仕入取引

また、山里 HD の子会社が指定管理者として管理する施設及び所管課については次のとおりである。

表 1-1 山里HD子会社指定管理施設一覧

会社名称	指定管理施設	所管課
株式会社三州足助公社	豊田市香嵐溪施設	足助支所
	豊田市百年草 (老人デイサービスセンターを除く。)	足助支所
	城跡公園足助城	足助支所
株式会社香恋の里	豊田市香恋の里	下山支所
株式会社旭高原	豊田市旭高原自然活用村	旭支所
株式会社どんぐりの里いなぶ	豊田市どんぐりの里いなぶ	稻武支所

市が各子会社に支払う指定管理料の算定において、図 1-1①の経営指導料及び経理・給料計算業務委託料が含まれていることや、「(3) ア (ウ)」に記載している継続的収益使用事業の概念の導入等、山里HD全体として検討する必要性が高いと考えられるため、山里HDについても監査対象としている。

上記の目的のため、指定管理者である各子会社における収支状況の把握のみでなく、各子会社と山里HDを一体とした場合の収支状況の把握も必要と考えられることから、全体収支（以下「連結財務諸表」という）について算定、記載を行う（表 1-2 及び 1-3 参照）。

なお、連結財務諸表を作成する上での前提条件は、以下のとおりである。

- ・各会社の決算数値については平成 25 年度決算報告書から引用すること。
- ・合算数値及び連結財務諸表数値については千円単位にて試算すること。

表 1-2 山里 HD 及び各子会社の連結貸借対照表

(単位:千円)

科目/会社	山里 HD	株三州足助 公社	株香恋の里	株どんぐりの 里いなぶ	株旭高原	単純合算	相殺(※)	連結
流動資産	74,281	183,409	78,835	112,662	139,523	588,713	0	588,713
固定資産	348,777	4,089	10,539	1,782	3,156	368,345	△345,180	23,165
資産合計	423,059	187,499	89,375	114,444	142,680	957,059	△345,180	611,879
流動負債	7,234	71,698	11,277	54,617	38,529	183,358	0	183,358
固定負債	0	0	0	0	8,145	8,145	0	8,145
負債合計	7,234	71,698	11,277	54,617	46,675	191,503	0	191,503
資本金	68,000	50,000	29,000	10,000	40,000	197,000	△129,000	68,000
資本剰余金	343,180	0	0	0	40,000	383,180	△40,000	343,180
利益剰余金	4,644	65,801	49,098	49,827	16,004	185,375	△176,180	9,195
純資産合計	415,824	115,801	78,098	59,827	96,004	765,555	△345,180	420,375
負債+純資産	423,059	187,499	89,375	114,444	142,680	957,059	△345,180	611,879

表 1-3 山里 HD 及び各子会社の連結損益計算書

(単位:千円)

科目/会社	山里 HD	株三州足助 公社	株香恋の里	株どんぐりの 里いなぶ	株旭高原	単純合算	相殺(※)	連結
売上高	42,150	768,630	136,165	449,012	295,354	1,691,313	△44,664	1,646,649
売上原価	161	449,964	43,821	128,801	88,630	711,379	△2,514	708,865
売上総利益	41,988	318,666	92,343	320,211	206,723	979,934	△42,150	937,784
販売費及び 一般管理費	41,290	335,207	89,450	318,427	196,396	980,771	△42,150	938,621
営業外収益	19,970	2,753	1,452	538	1,358	26,073	△19,208	6,865
営業外費用	0	42	21	7	0	71	0	71
特別利益	0	15	0	0	4,270	4,285	0	4,285
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期 純利益	20,669	△13,814	4,324	2,313	15,956	29,449	△19,208	10,241
法人税等	296	692	1,191	141	4,023	6,344		6,344
当期純利益	20,372	△14,507	3,133	2,172	11,933	23,104	△19,208	3,896

※上表 1-2、1-3 の相殺欄については、各会社の数値合計から、内部取引金額を相殺している。

(2) 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

山里HD及び4関連支所共通問題事項

山里HDの運営について、以下の点に問題が生じている。

(ア) 業務記録について（指摘）

山里HDの各子会社に対する経営指導内容や実施業務を明確に記した業務記録が存在していないため、業務記録の適切な作成及び保存を行うべきである。

(イ) 経営指導料・業務委託料の負担額の算定について（意見）

山里HDが各子会社に負担させている経営指導料・業務委託料の総額及び子会社への配賦割合については、以下のとおりである。

a 経営指導料の負担額の算定について

経営指導料の総額：山里HDの年間経費予算合計のうち、業務割合に応じて業務委託料と按分する。

（平成26年度では、経費予算合計の47.6%）

経営指導料の配賦：上記にて算定された経営指導料総額について、半分は各子会社の売上割合にて、半分は各子会社の人員割合にて配賦を行う。

b 業務委託料の負担額の算定について

業務委託料の総額：山里HDの年間経費予算合計のうち、業務割合に応じて経営指導料と按分する。

(平成 26 年度では、経費予算合計の 47.6%)

業務委託料の配賦：上記にて算定された業務委託料総額について、半分は各子会社の売上割合にて、半分は各子会社の人員割合にて配賦を行う。

※なお、山里HDの年間経費予算のうち、一部（平成 26 年度では、経費予算合計の 4.7%）は対象外費用として上記に含めていない。

経営指導料については、純粹持株会社では通常、子会社の利益や売上高の増加等の対価費用となると考えられるため、売上高や利益に掛け率を乗じて経営指導料を算定すべきと考えられる。

この算定方法によれば、山里HDとしての経営改善の効果が明確化し、また、各子会社についても負荷されている指導料と売上・利益の増加が対応するため、当初の設立目的から勘案しても合理的な算定基準であると考えられる。

現在の積算方法においては、山里HDによる経営指導に係る費用は全て子会社が負担することとなるため、山里HDによる経営指導の非効率部分（経営指導料以下の収益改善効果）を各子会社が負担することとなる。

一方で、経営指導の効率部分（経営指導料以上の収益改善効果）は山里HDの経営指導料に反映されない。

そのため、経営指導料の算定方法について、再考すべきであると考えられる。

(ウ) 継続的収益使用事業について

山里HDにおける事業概念として平成 26 年度から継続的収益使用事業が導入されている。

継続的収益使用事業とは、年間を通じて継続的に行われる収益事業（食品製造業、飲食店業、物品販売業等）のうち、継続的収益使用事業実施許可要綱第 3 条の規定に基づき、継続的収益使用事業実施施設として許可された施設で行われる事業であると考えられる。

飲食・物販・製造事業等については、包括した概念として収益事業として位置付けられており、指定管理事業、自主事業、行政財産目的外使用及び継続的収益使用事業に分類される。

継続的収益使用事業は指定管理事業と異なり、事業に係る収入や経費が事業者に帰属し、指定管理料の積算には含まれない。

また、継続的収益使用事業は自主事業や行政財産目的外使用と異なり、時間的制約がない。

a 継続的収益使用事業の位置付けについて（意見）

継続的収益使用事業については、その事業の位置付けや概念が明確に規定されていないため、各施設設置条例や継続的収益使用事業実施許可要綱、過去の検討会資料を査閲した結果、おおむね図1-2の位置付けになると考えられる。

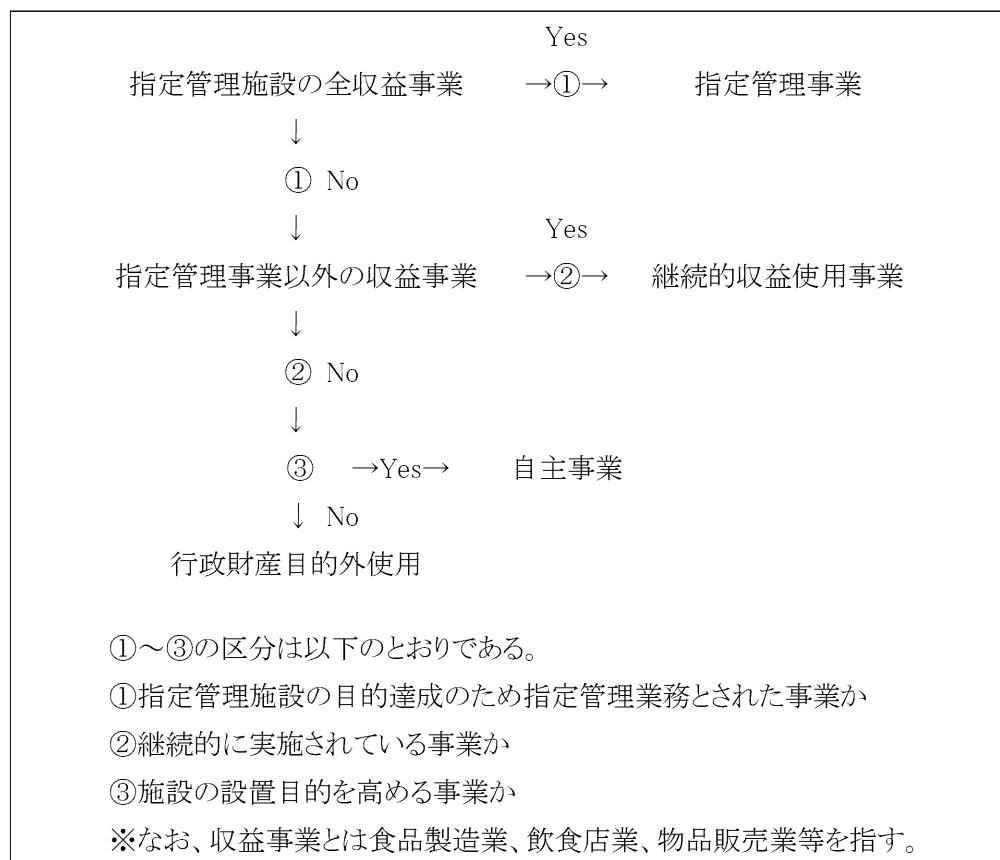


図1-2 収益事業の区分

(a) ①の区分について

①の区分については、指定管理施設の設置目的達成に照らし、所管支所が指定管理業務か否かの選定を行っている。当該選定については、明確な基準や規程、選定資料等が存在しない。そのため、継続的収益使用事業実施許可要綱のみが単独で存在する形となり、その指定管理業務か否かの選定をした経緯や内容が客観的に分からぬ状況となっている。

そのため、選定の手順や、検討の経緯等について各支所で統一した方法の取決めを行うべきであると考えられる。

(b) ②の区分について

指定管理者制度を導入した公の施設においては、その施設の設置目的に係る事業（指定管理事業）の運営が主目的である。指定管理事業以外については、指定管理者が指定管理事業の遂行の弊害にならない範囲で実施する必要があると考えられる。

当該趣旨を鑑みると、継続的収益使用事業の導入前においては、年間を通じて継続的に実施される事業は指定管理事業に限定され、申請時に時間的制限を設定することを前提に、自主事業や行政財産目的外使用が許可されていたと考えられる。

継続的収益使用事業については、前述したように、収入や経費の帰属が事業者となるため、事業者としては事業運営に対するモチベーションが大きいと考えられる。そのため、指定管理事業に継続的収益使用事業の実施による相乗効果がもたらされた場合、事業者利益の増加と指定管理料の減少につながり、事業者側及び市側のメリットとなる。

しかし、継続的収益使用事業は、原則として指定管理者が事業者の候補となり実施される。そのため、指定管理者が継続的収益使用事業に大きく傾注した場合は、事業者利益は増加する一方、指定管理事業については収支が悪化し、翌年の指定管理料の積算上、当該収支の悪化を含めて指定管理料が算定されるため、指定管理料は増加することが考えられ、自主事業や行政財産目的外使用に時間的制約を設けた趣旨に反することとなる。

継続的収益使用事業は、時間的制限のない自主事業と同様であると考えられるため、収益事業における自主事業及び継続的収益使用事業の定義や両者の区分を明確にする必要があり、また、継続的収益使用事業の実施が指定管理事業の遂行の妨げになつていなかど

うかについて、所管支所によるモニタリングが必要になると考えられる。

b 継続的収益使用事業の負担割合について（指摘）

現在、指定管理施設において許可されている事業に係る事業経費等の負担関係については、大きく分類をすると以下のとおりになると考えられる。

表 1-4 負担関係

事業区分	事業経費	新規投資（※）	取替投資（※）
指定管理事業	積算金額に含む	市負担	市負担
継続的収益 使用事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担
自主事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担

※新規投資及び取替投資（市が設置した既存設備等の取替え）は、設備や備品に係る支出である。

上記の負担割合、区分基準等については、現状明確な規程が存在しておらず、各支所において取扱いが異なっている。そのため、費用の負担（指定管理事業と継続的収益使用事業の共通経費の負担割合の設定等）や新規投資の基準金額（一定金額以上については市負担となるのか等）、新規投資及び取替投資の区分方法について明確に定めるべきである。とりわけ、費用の負担割合について、本来継続的収益使用事業者が負担すべき部分を指定管理事業の費用として計上した場合には、適切な指定管理料の算定ができない。

今後の指定管理料の積算や、新規投資及び取替投資の際の混乱を避けるためにも、基準や規程を作成するべきであると考えられる。

（エ）指定管理者の選定について（意見）

現在、山里HD傘下の子会社に対して、市の指定管理者の選定は非公募とされ、単独指名されている。

この状況は、山里HDが存続する限り、永続的に続くものと思われ

る。その理由は、仮に公募になって山里HD傘下の子会社から別の法人に交代すると、山里HDは収入がなくなり解散するしかなくなるからである。換言すれば、山里HDが続く限り、市は山里HD傘下の子会社を単独指名するしかない。山里HD傘下の子会社の実施している事業は、地域の公益性を含めた事業運営（地産地消等、コスト面だけではなく地域活性化等を勘案した事業運営）であり、単純な利益の追求を主目的としていないとしても、一般の民間事業者でも一定の条件の下、実施可能な業務であり、これを単独指名する合理性はないと考える。

次回の選定では公募による競争原理を働かせてもらいたい。

3 旭支所の所管施設について

豊田市旭高原自然活用村

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市旭高原自然活用村
指定管理の方法	指定管理者：財団法人豊田市旭高原自然活用村協会 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名） 指定管理者：株式会社旭高原 指定期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募(単独指名)
所在地	豊田市旭八幡町根山 68 番地 1
予算課	旭支所
設置目的	市民が自然の魅力と大切さについて理解を深めることのできる機会を提供することにより、豊かな自然環境の活用及び保全並びに観光交流の促進を図り、もって山間地域の活性化に寄与することを目的とする。
敷地面積	約 320,000 m ²
設置年月	昭和 60 年 7 月
施設概要	きらめき館（総合受付、天体観測等体験施設、売店）、向上館（作業室、貸出用会議室）、げんき館（食堂、地元農産物等販売所、体験施設）、雪の広場（雪そりゲレンデ）、ディキャンプ広場、放牧場、動物園舎、バーベキュー施設、宿泊施設、運動施設（グラウンド、テニスコート）
職員の配置状況	36 名
施設建設費	1,452 百万円



図 1-1 施設写真(雪の広場)



図 1-2 施設写真(バーベキュー場)

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	32, 066	36, 104	41, 516
行政財産目的外使用料	366	276	277
その他	261	1, 123	4, 049
歳入計	32, 693	37, 503	45, 842
歳出			
指定管理料	35, 382	118, 219	116, 133
人件費補助金	50, 821	—	—
その他	203, 049	162, 746	187, 163
歳出計	289, 252	280, 965	303, 296
歳入・歳出差引	△256, 559	△243, 462	△257, 454

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	35, 382	118, 219	116, 133
事業収入（指定管理業務）	7, 749	50, 461	57, 597
収入計	43, 131	168, 680	173, 730
支出			
指定管理業務費	43, 131	159, 300	165, 623
支出計	43, 131	159, 300	165, 623
収入・支出差引	—	9, 380	8, 107

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
旭高原自然活用村施設 (内訳)	12,201	14,864	16,484
宿泊人数	5,681	6,099	7,294
バーベキュー人数	6,097	8,377	8,644
デイキャンプ人数	423	388	546
きらめき館施設 (内訳)	3,011	3,125	4,254
きらめき館入場者数	2,496	2,619	2,630
天文台利用人数	515	506	1,624
げんき館、雪の広場施設 (内訳)	60,049	70,478	78,347
雪の広場入場者数	29,149	34,400	37,925
げんき亭利用者数	16,559	16,747	20,753
体験教室利用者数	7,149	6,782	8,590
元気市場利用者数	7,192	12,549	11,079
ふれあい動物園	7,545	8,737	11,185
合計	82,806	97,204	110,270

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 指定管理者の選定方法について（意見）

豊田市旭高原自然活用村（以下「自然活用村」という。）については、平成 24 年度から現在に至るまで、株式会社旭高原が指定管理者として選定されている。

指定管理者の選定に当たっては、非公募にて行われている。これは、当該施設における事業運営に相当な知識、経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められているためである（豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 3 号）。

指定管理者の選定については、原則として公募であるが、株式会社旭高原については、上述のとおり当該施設における事業運営に相当な知識、経験等を有しております、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営を行えることを理由に非公募での選定がなされている。

指定管理者である株式会社旭高原は、昭和 60 年度に地域経済の活性化や雇用の促進を目的として設立された旭高原自然活用村協会を前身としている。昭和 63 年度には旭町が 1,000 万円を出捐して財団法人旭高原自然活用村協会を設立し、平成 23 年度には市が 3,000 万円を出資して株式会社化した経緯がある。そのため、昭和 60 年度から自然活用村の事業運営に関わっており、施設の効果的かつ効率的な管理運営において相当なノウハウを有しているといえる。

一方で、施設の目的を効果的かつ効率的に達成するために参入業者の門戸を広げた指定管理者制度の趣旨からすれば、専門的知識及び経験を有する他の団体の参入を阻むべきではないといえる。

よって、地域の公益性を含めた事業運営（地産地消等、コスト面だけではなく、地域活性化等を勘案した事業運営）に配慮しつつ、自然活用村の指定管理者の選定方法については、原則である公募によることを検討されたい。

(イ) 利用料金の後払について（指摘）

自然活用村においては、有料利用施設の利用に際して利用者は指定管理者に対して利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、利用日当日において納付することができる旨が

定められている（豊田市旭高原自然活用村条例第10条）。

自然活用村においては、自然の魅力に触れることを目的として多くのリピーターの利用や団体での利用がなされている。その中で、利用日当日までではなく、後日に指定口座への振込が行われているケースが見受けられた。

条例においては、利用料金の後払についての規定がなく、利用料金については前払又は利用当日での納付しか認められていない。過去に貸倒れの実績はないということであったが、後払の規定を設けていない条例に違反している。

よって、今後は利用料金の後払を認めず、条例どおり利用日当日までに利用料金を徴収するよう改善されたい。

（ウ）シーズン外でのイベントの実施について（意見）

冬季のみの利用となる雪の広場においては、営業努力により平成25年度の利用者数は3万7千人を超えており、非常に利用人数が増加している。入場者は年々増加しており、非常に効果的な運営がなされている施設である。各施設の特色をさらに生かすために、以下の活用について検討されたい。

雪の広場については夏季にイベント実施は行っていないことがあるが、冬季の自然活用村の集客を担う中核施設であり、夏季においても芝そりなどで利用するなどの企画を実施すれば、ファミリーロッジやバンガローの稼働率も上昇するといった相乗効果が見込める可能性がある。

ここに挙げた企画はあくまで一例ではあるが、シーズン外でのイベントの企画があれば、より市民に自然の魅力に接する機会を提供することができることとなるため、各施設の稼働率を高める企画を検討されたい。

（エ）再委託業務の契約形態について（意見）

指定管理者である株式会社旭高原は、消防用設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務等について業務の再委託を行っている。

再委託業務に係る契約費用については、指定管理料の中に含まれており、指定管理者は再委託が必要な業務について年度ごとに再委託契約を締結している。

再委託がなされている業務は主として保守点検業務であり、定期的に実施が必要となるものであることを鑑みると単年度ごとの契約ではなく、複数年契約としたならば、契約に係る事務コストの削減が期待できる。つまり、指定管理者が業者と複数年契約を締結した場合の方がトータルコストの抑制につながるのではないかと考えられる。

また、複数年契約とすることで、業務受託者は作業の効率化が図られ、単年度での契約に比してコスト削減が期待できる可能性が高い。

よって、自然活用村における再委託業務について、複数年による業務委託契約を締結し、単年契約に比べてより低額での落札や長期に渡る安定したサービスを受けることについて検討されたい。

(オ) 市所有の備品管理について（指摘）

休憩所として設置されているコッキーハウスにおいては、市の所有である冷蔵庫、流し台及び調理台が設置されている。これらは、市が指定管理者に貸与している備品であり、指定管理者が所有する物品と区別するため市の備品シールが貼付されるとともに、市の物品出納簿に記載がなされている。

コッキーハウス内にある冷蔵庫 2 台について現場観察の際に市の備品シールが貼付されているかを確認したが、市の備品であることを示す備品シールは貼付されていなかった。市は、備品について価格が比較的少額なものを除いて、適切かつ効率的に管理しなければならないことを定めている（豊田市物品管理規則第 3 条及び第 9 条）。また、備品について標識を付することが困難なもの又は付する必要がないものを除いては標識を付さなければならない旨を定めている（豊田市物品管理規則第 10 条）。

冷蔵庫については、標識としての備品シールを付すことが困難なもの又は必要がないものには当たらないため、市の所有する備品であることを明示するための備品シールを貼付するよう早急に対応されたい。

4 足助支所の所管施設について

(1) 豊田市香嵐渓施設

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市香嵐渓施設
指定管理の方法	指定管理者：株式会社三州足助公社 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市足助町飯盛 36 番地（足助屋敷）等
予算課	足助支所
設置目的	自然に親しむ機会及び健全な余暇活動の場を市民、観光旅行者等に提供することにより、豊かな自然環境及び農林業資源の活用及び保全を図り、山間地域の活性化に寄与することを目的とする。
敷地面積	83,076 m ² （香嵐渓園地）等
延床面積	819 m ² （足助屋敷）等
設置年月	昭和 55 年 4 月（足助屋敷）等
施設概要	足助屋敷、足助村、茶室助庵、駐車場等
職員配置の状況	79 名
施設建設費	不明



図 1-1 施設写真（足助屋敷）

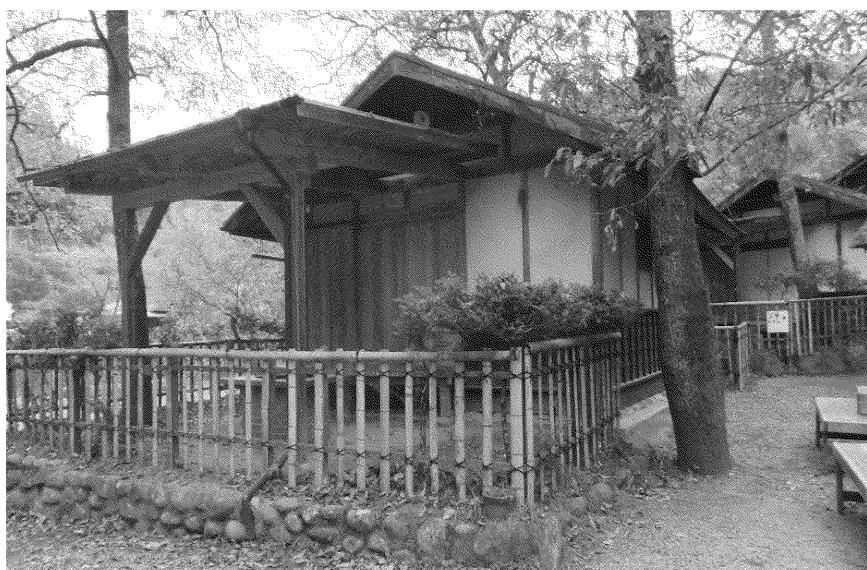


図 1-2 施設写真（足助村）



図 1-3 施設写真（駐車場）

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	15, 066	14, 975	12, 802
行政財産目的外使用料	342	397	406
歳入計	15, 408	15, 372	13, 208
歳出			
指定管理料	76, 774	66, 627	75, 097
その他	31, 113	37, 075	37, 142
歳出計	107, 887	103, 702	112, 239
歳入・歳出差引	△92, 479	△88, 330	△99, 031

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	76, 774	66, 627	75, 097
利用料金収入	112, 138	122, 341	106, 297
事業収入（指定管理業務）	186, 340	186, 524	163, 978
自主事業収入	5, 070	4, 603	4, 966
収入計	380, 323	380, 097	350, 338
支出			
指定管理業務費	397, 696	395, 489	374, 899
自主事業費	2, 652	2, 361	2, 663
支出計	400, 348	397, 850	377, 562
収入・支出差引	△20, 025	△17, 752	△27, 223

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
足助屋敷・足助村（人）	82,976	77,169	68,097
駐車場（台数）	95,992	110,023	95,190

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

（ア）茶室助庵の利用促進について（意見）

香嵐渓施設の一つである茶室助庵は現在、指定管理者の管理対象施設として利用料金制度が採用されている。しかし、実態としては、観光客や通行者の休憩所として利用され、足助観光協会がもみじまつりの開催期間中に茶会の場として利用する以外は、茶室としての利用実績がない。

そのため、平成 26 年度から利用料金制度が導入されているが、利用料金収入はゼロである。一方で、施設の維持費用（清掃費用等）については固定的に発生している。

そのため、今後、茶室以外の施設の活用方法についても検討し、利用者数の増加に努めるべきであると考えられる。



図 1-4 施設写真（茶室助庵）

（イ）足助交流館駐車場の管理期間について（指摘）

足助交流館駐車場は、11月及び2月第2土曜日から3月第1日曜日までの期間（以下「繁忙期」という。）については、指定管理の対象として香嵐渓施設設置条例に記載があり、当該期間のみ有料駐車場として指定管理者である株式会社三州足助公社（以下「公社」という。）によって管理がなされている。

一方で、繁忙期以外の期間については足助交流館及び足助トレーニングセンターの駐車場として利用されている。

現在、繁忙期以外の期間については公益財団法人豊田文化振興財団が当該駐車場を管理しているが、業務仕様書上、当該部分の記載がないため、駐車場内の管理や事故管理等についての責任所属が曖昧な部分が存在する。

そのため、今後、繁忙期については指定管理者として公社が、繁忙期以外については指定管理者として公益財団法人豊田文化振興財団が駐車場内の管理を行う旨を業務仕様書上明記する必要があると考えられる。

（ウ）川見茶屋及び足助村の施設管理について

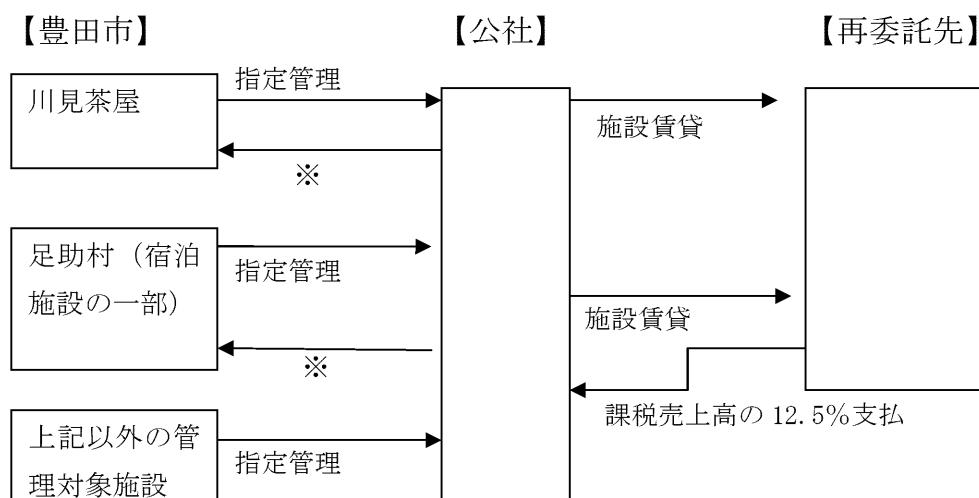
平成21年4月1日から平成26年3月31日までにおける香嵐渓施設

の業務仕様書においては、川見茶屋及び足助村が指定管理の対象施設として記載されている。そのため、指定管理者である公社が管理を行う必要があるが、実際は他の事業者が管理・運営を実施している。

この点、公社が再委託先として他の事業者を選定し、業務委託契約を行う点については問題なく、実際、市に対しては、委託業務申請が行われていた。

しかし、公社と再委託先である業者との間においては、業務委託契約ではなく、賃貸借契約が締結されていた。

当該事実について、以下の問題点が存在する。



※公社から市に対して、川見茶屋については使用料として課税売上高の8%が、足助村の宿泊施設の一部については足助村の営業期間外であることから目的外使用料が支払われている。

図 1-5 事実関係図

a 指定管理施設の転貸について（指摘）

豊田市香嵐渓施設条例第 12 条（権利譲渡等の禁止）において、事業者が香嵐渓施設を転貸してはならない旨の記載があり、上記の賃貸借契約については、当該条例違反であった。

なお、平成 26 年度は、再委託先と市の直接的な契約となつたため、当該問題点は是正されている。

b 賃借料について（指摘）

上記の賃貸借契約において、公社へ再委託先から課税売上高の12.5%が賃借料として支払われている。一方で、課税売上高の8%については公社から市へ使用料として支払われることとなっている。

また、足助村の宿泊施設の一部については、営業期間外の目的外使用として、公社から市へ目的外使用料が支払われている。

仮に、市が、川見茶屋について再委託先に指定管理をさせ、宿泊施設について目的外使用料を徴収した場合において、豊田市の歳入としては変わらず、再委託先の負担としては、公社の利益部分だけ軽減されるため、効率的かつ効果的に施設管理を行うには公社を通さない直接的な契約によるべきである。

なお、平成26年度は、再委託先と市の直接的な契約となったため、当該問題点は是正されている。

(エ) 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について（指摘）

平成26年度の指定管理料の積算において、公社から山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託料については、全額、香嵐渓施設の管理上発生する経費として計上されている。

山里HDに対する経営指導料・給料計算業務委託料については各子会社単位で計算されているのに対して、指定管理料の積算は管理施設ごとに計算されているため、公社の他の指定管理施設（豊田市百年草（老人デイサービスセンターを除く。）及び城跡公園足助城）に対しても上記の経営指導料・給料計算業務委託料を負担させて積算を実施すべきと考えられる。

(オ) 継続的収益使用事業について

平成26年4月から導入された継続的収益使用事業について、以下の問題点が生じている。

なお、継続的収益使用事業とは、年間を通じて継続的に行われる収益事業（食品製造業、飲食店業、物品販売業等）のうち、継続的収益使用事業実施許可要綱第3条の規定に基づき、継続的収益使用事業実施施設として許可された施設で行われる事業であると考えられる。

a 継続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分 (指摘)

現在、指定管理施設において許可されている事業に係る事業経費等の負担関係については、大きく分類をすると以下のとおりになると考えられる。

表 1-5 負担関係

事業区分	事業経費	新規投資(※)	取替投資(※)
指定管理事業	積算金額に含む	市負担	市負担
継続的収益 使用事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担
自主事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担

※新規投資及び取替投資（市が設置した既存設備等の取替え）は、設備や備品に係る支出である。

しかし、継続的収益使用事業については、負担関係や負担割合について明確な規程がないため、主に以下の点について懸念が生じる。

(a) 事業経費の負担基準について

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの指定管理料の積算資料を確認した結果、香嵐渓施設に係る事業経費については、負担割合の設定や区分等がなされていない。

継続的収益使用事業者が収益事業を行うに当たっては、指定管理対象施設を継続的に利用している。施設管理（保守、清掃等）や当該事業専用の設備に係る費用については、指定管理料で賄われ、継続的収益使用事業者には負担がない。

一方、市は、継続的収益使用事業者から施設の利用料として目的外使用料相当額を收受している。

継続的収益使用事業については、指定管理者の自主事業のように申請時の時間的制限が設定されている事業形態ではなく、当該事業専用の設備を用いて、年間を通じて利用する形態であるため、目的外使用料相当額（建屋としての固定資産税評価額のみを考慮した算

定金額) の收受のみでは、施設提供に係る使用料相当分しか含まれていないものと考えられる。

継続的収益使用事業に係る施設管理費については、継続的収益使用事業者も負担すべきものであり、継続的収益使用事業者が負担すべき経費は、指定管理料の積算から控除するべきである。

継続的収益使用事業に負担させる経費項目や負担割合について明確な規程を設けるように、是正する必要がある。

(b) 投資の負担基準について

(a) の経費負担同様、設備投資や備品購入についての明確な負担基準がないが、実務上、以下の区分となっている。

- ・市が設置した既存の設備や備品の取替投資:市負担
- ・設備や備品の新規投資：事業者負担

上記の区分においても、取替投資の範囲や金額（例えば、現状の資産から製造等においてより効率の高い資産への取替えは、全額市負担なのか等）については明確でないため、規程において明文化するべきである。

b 継続的収益使用事業の対象事業について（意見）

香嵐渓施設において継続的に実施されている収益事業については、以下のとおりである。

桧茶屋（飲食）、あすけ楓門（物販）、栗の木茶屋（飲食）、川見茶屋（飲食）、薰楓亭（飲食）、堅香子（飲食）

上記の対象事業のうち、継続的収益使用事業として現状認可されているのは、以下のとおりである。

栗の木茶屋（飲食）、川見茶屋（飲食）、薰楓亭（飲食）、堅香子（飲食）

継続的収益使用事業については、市が対象施設を決定し、継続的収益使用事業許可要綱にて対象施設を明記している。当該対象施設

において継続的収益使用事業を実施したい事業者は、市に許可申請書を提出し、許可を得た上で、事業を実施することとなる。

しかし、市が継続的収益使用事業の対象施設の選定を行う明確な基準（上記分類から推定すると、指定管理の目的に照らして必須と考えられるものは指定管理事業として、指定管理の目的に照らして必須ではないが付随すると考えられる事業は、継続的収益使用事業として選定されている。）がなく、選定資料についても存在しないため、選定した経緯や意図が客観的に判断できない状況である。

よって、今後対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。

（カ）備品の管理及び備品の廃却処理について（指摘）

香嵐渓施設において、貸与備品の管理状況の確認を行ったところ、備品の棚卸しは実施されておらず、備品台帳への記載漏れ、備品シールの貼付漏れ、対象備品の特定困難等の状況が複数見受けられた。

また、廃却予定資産の中には屋外に放置された資産も存在し、その廃却連絡が指定管理者から市へ適切に伝わっていなかった。

香嵐渓施設業務仕様書には、備品の管理保全について記載されているため、自己保有備品と同様に市の貸与備品についても適切な管理保全がなされるべきと考えられる。

なお、指定管理者である公社が自己資産として保有する備品については、備品シールの貼付やデータ管理等が適切になされていた。

現状、単独指名で公社が継続して指定管理を実施しているが、仮に指定管理者の交代があった場合には、貸与備品のうち、紛失や破損等により引継ぎができないものについては、公社の管理状況にも責任があるものと考えられる。

上記の責任関係の明確化や貸与資産の適切な管理を実施するため、年一度以上の棚卸しを実施するとともに、廃却においては指定管理者から市への連絡を適切に実施るべきである。

（キ）収支報告書上の諸経費について（指摘）

平成23年度から平成25年度までの香嵐渓施設に係る収支計算報告書の支出内容において、諸経費項目に次の金額が記載されている。

- ・平成 23 年度 6,000,000 円
- ・平成 24 年度 6,000,000 円
- ・平成 25 年度 5,000,000 円

当該金額については、概算額の計上としており、実際の算定金額ではない。そのため、決算収支報告が適正になされていないと考えられる。

また、指定管理料の積算においても、適切な算定根拠のない金額が計上されていたと考えられるため、適正な収支報告及び算定根拠のある積算を実施すべきである。

なお、平成 26 年度の積算上は、このような概算経費の計上はなされていない。

(2) 豊田市百年草

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市百年草
指定管理の方法	指定管理者：株式会社三州足助公社 (老人デイサービスセンターを除く。) 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 (老人デイサービスセンターに限る。) 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市足助町東貝戸 10 番地
予算課	足助支所
設置目的	市民に健康増進及び余暇活用の場を提供し、並びに高齢者の福祉の増進及び生きがいづくりに資することを目的とする。 (設置目的には老人デイサービスセンターの設置目的を含む。)
延床面積	1,803.7 m ² (老人福祉センター)、552.9 m ² (ホテル百年草) 等
設置年月	平成 2 年 10 月
施設概要	宿泊施設、レストラン、老人福祉センター等
職員配置の状況	67 名
施設建設費	953 百万円



図 2-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況（老人デイサービスセンターを除く。）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	10,118	10,019	9,344
行政財産目的外使用料	5	23	229
歳入計	10,123	10,042	9,573
歳出			
指定管理料	59,356	59,062	57,664
その他	7,139	13,427	4,542
歳出計	66,495	72,489	62,206
歳入・歳出差引	△56,372	△62,447	△52,663

表 2-3 指定管理者の収支状況（老人デイサービスセンターを除く。）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	59,356	59,062	57,664
利用料金収入	21,276	19,673	18,164
事業収入（指定管理業務）	217,514	220,713	201,683
自主事業収入	167	121	152
収入計	298,314	299,570	277,664
支出			
指定管理業務費	313,869	313,530	301,856
自主事業費	192	120	160
支出計	314,061	313,650	302,016
収入・支出差引	△15,747	△14,079	△24,352

ウ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用状況（老人デイサービスセンターを除く。）

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全体利用者数	91,773	86,297	75,767
(上記のうち) Z i Z i 工房	15,727	14,702	13,247
(上記のうち) バーバラはうす	33,003	29,907	26,226

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について (指摘)

「(1) オ (エ)」と同趣旨であり、豊田市百年草（以下「百年草」という。）についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。

(イ) 繼続的収益使用事業について

平成 26 年 4 月から導入された継続的収益使用事業について、以下の問題点が生じている。

a 繼続的収益使用事業と指定管理事業に係る経費・投資の按分 (指摘)

「(1) オ (オ) a」と同趣旨であり、継続的収益使用事業に係る

事業経費や投資についての負担割合等について明文化するべきである。

b 継続的収益使用事業の対象事業について（意見）

百年草において継続的に実施されている収益事業については、以下のとおりである。

レストラン楓（飲食）、Z i Z i 工房（物販・飲食）、バーバラはうす（物販・飲食）、喫茶 棟（飲食）、売店（物販）

上記の対象事業のうち、継続的収益使用事業として現状認可されているのは、以下のとおりである。

Z i Z i 工房（物販・飲食）、バーバラはうす（物販・飲食）、喫茶 棟（飲食）

継続的収益使用事業については、現状、継続的収益使用事業許可要綱により市が対象施設を決定し、当該対象施設にて事業を実施したい事業者が許可申請を行い実施される。

しかし、継続的収益使用事業の対象施設で市にて選定を行う明確な基準（上記分類から推定すると、指定管理の目的に照らして必須と考えられるものは指定管理事業として、指定管理の目的に照らして必須ではないが付随すると考えられる事業は継続的収益使用事業として選定がされている。）がなく、選定資料についても存在しないため、選定した経緯や意図が客観的に判断できない状況である。

よって、今後対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。

(ウ) 備品の管理及び備品の除廃却処理について（指摘）

「(1) オ (カ)」と同趣旨であり、市からの貸与備品について年一度以上の棚卸しを実施するとともに、廃却においては指定管理者から市への連絡を適切に実施されたい。

(エ) 収支報告書上の諸経費について（指摘）

「(1) オ (キ)」と同趣旨であり、適正な収支報告及び算定根拠のある指定管理料の積算を実施されたい。

なお、平成 26 年度の積算上は、このような概算経費の計上はなされていない。

(オ) 百年草における老人デイサービスセンターの所管課について（意見）

百年草における老人デイサービスセンターについては、足助支所が所管課として管轄し、隣接している豊田市介護予防拠点施設足助まめだ館については地域福祉課の管轄となっている。

施設としては隣接し、かつ、指定管理者は両施設ともに社会福祉法人豊田市社会福祉協議会が運営を行っている。

地理的な近接及び管理業務の効率性・効果性を考慮した場合、管轄部署を統合した方が合理性を図れると考えられる。

(3) 城跡公園足助城

ア 施設の概要

表 3-1 施設の概要

公の施設の名称	城跡公園足助城
指定管理の方法	指定管理者：公益社団法人豊田市シルバー人材センター 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名） 指定管理者：株式会社三州足助公社 指定期間： 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市足助町須沢 39 番地 2
予算課	足助支所
設置目的	歴史及び文化を後世に伝承する教育施設を市民に提供することを目的とする。
敷地面積	7,017 m ²
延床面積	1,847 m ²
設置年月	平成 5 年
施設概要	管理事務室、駐車場等
職員配置の状況	5 名
施設建設費	354 百万円



図 3-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 3-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	1,734	1,502	1,541
行政財産目的外使用料	12	10	14
指定管理料前年度剩余金	244	198	118
歳入計	1,990	1,711	1,673
歳出			
指定管理料	6,940	6,934	6,924
その他	252	255	250
歳出計	7,192	7,189	7,174
歳入・歳出差引	△5,201	△5,477	△5,500

表 3-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	6,940	6,934	6,924
収入計	6,940	6,934	6,924
支出			
指定管理業務費	6,741	6,816	6,804
支出計	6,741	6,816	6,804
収入・支出差引	198	118	119

ウ 施設の利用状況

表 3-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
大人	5,530	4,851	4,863
高校生	26	21	23
団体	226	129	258
小人	648	577	637
特別入場者	274	141	307
総利用者数	6,704	5,719	6,088

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

（ア）山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について (指摘)

「(1) オ (エ)」と同趣旨であり、城跡公園足助城についても山里HDに対する経営指導料及び経理・給料計算業務委託費を負担させるべきと考えられる。

（イ）城跡公園足助城の実質的な管理状況について（指摘）

城跡公園足助城については、指定管理者として公社が単独指名されているが、実質的な運営については公益社団法人豊田市シルバー人材センターに再委託（受付や施設管理、利用料金の徴収まで全て委託）している。平成 21 年度から平成 25 年度までについては、指定管理者として公益社団法人豊田市シルバー人材センターを城跡公園足助城の

管理者として指名していたが、平成 26 年度から、香嵐渓施設を含めた観光施設全体の管理者として公社が指名されている。

指定管理施設の利用許可（受付業務）は、指定管理者に許可したものであって、再委託業者に委託できるものではないと考えられる。

指定管理制度は市との受託関係ではなく、市からの指名であり、そのため指定管理者には条例で業務の範囲を確定し、さらに、利用者を制限する権限も市から与えられているため、利用許可行為は指定管理者だけに権限を与えており、委託業者に取り扱わせるということまでは与えていないと考えられる。

そのため、利用許可（受付業務）は公社が実施すべきである。

5 稲武支所の所管施設について

(1) 豊田市どんぐりの里いなぶ

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市どんぐりの里いなぶ
指定管理の方法	指定管理者：株式会社どんぐりの里いなぶ 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募(単独指名)
所在地	豊田市武節町針原 22 番地 1
予算課	稲武支所
設置目的	農林水産物等の販売及び温泉施設の活用により、農林水産業の振興、市民の健康増進及び観光交流の促進を図り、山間地域の活性化に寄与することを目的とする。
敷地面積	6,313 m ²
延床面積	4,207 m ²
設置年月	どんぐりの湯 平成 10 年 4 月 どんぐり横丁 平成 11 年 3 月
施設概要	どんぐりの湯、どんぐり横丁、温泉スタンド、駐車場
職員の配置状況	59 名（一般職員 17 名、臨時職員 42 名）
施設建設費	1,500 百万円



図 1-1 施設写真（どんぐりの湯）



図 1-2 施設写真（どんぐり横丁）

イ 施設の收支状況

表 1-2 市の收支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	85,096	126,815	114,060
行政財産目的外使用料	—	—	3
歳入計	85,096	126,815	114,063
歳出			
指定管理料	143,189	166,000	166,543
その他	3,680	12,860	8,020
歳出計	146,869	178,860	174,563
歳入・歳出差引	△61,773	△52,045	△60,500

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	143, 189	166, 000	166, 543
収入計	143, 189	166, 000	166, 543
支出			
指定管理業務費	141, 220	165, 659	165, 518
支出計	141, 220	165, 659	165, 518
収入・支出差引	1, 969	341	1, 025

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
どんぐりの湯	95, 863	171, 721	161, 144
どんぐり横丁	456, 896	469, 565	448, 591
合計	552, 759	641, 286	609, 735

※平成 23 年度については、4 月から 9 月までリニューアルオープンに向けた改修工事を実施。

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 指定管理者の選定方法について（意見）

豊田市どんぐりの里いなぶ（以下「どんぐりの里」という。）については、平成 21 年 4 月 1 日から現在に至るまで、株式会社どんぐりの里いなぶが指定管理者として選定されている。

指定管理者の選定に当たっては、非公募にて行われている。これは、当該施設における事業運営に相当な知識、経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められているためである（豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第3号）。

指定管理者の選定については、原則として公募であるが、株式会社どんぐりの里いなぶについては、上述のとおり当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等を有しております、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営を行えることを理由に非公募での選定がなされている。

指定管理者である株式会社どんぐりの里いなぶは、地域経済の活性化や雇用の促進を目的として設立された。地域住民に密着し、生産者及び生産者組合の組織化、地域雇用対策等を実施することで農林水産業の振興等を図り、山間地域の活性化に寄与している。また、開業当初からどんぐりの里の事業運営に関わっており、確かに施設の効果的かつ効率的な管理運営において相当なノウハウを有しているといえる。

一方で、施設の目的を効果的かつ効率的に達成するために参入業者の門戸を広げた指定管理者制度の趣旨からすれば、専門的知識及び経験を有する他の団体の参入を阻むべきではないといえる。

よって、地域の公益性を含めた事業運営（地産地消等、コスト面だけではなく、地域活性化等を勘案した事業運営）に配慮しつつ、どんぐりの里の指定管理者の選定方法については、原則である公募によることを検討されたい。

（イ）継続的収益使用事業と指定管理事業に係る投資・経費の按分（指摘）

現在、指定管理において許可されている事業に係る事業経費等の負担関係については、大きく分類をすると次のとおりになると考えられる。

表 1-5 負担関係

事業区分	事業経費	新規投資（※）	取替投資（※）
指定管理事業	積算金額に含む	市負担	市負担
継続的収益 使用事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担
自主事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担

※新規投資及び取替投資（市が設置した既存設備等の取替え）は、設備や備品に係る支出である。

備品購入等の新規投資について、指定管理事業に係るものか、それ以外に係るものかについての判断について、随時事務連絡会議の中で負担関係を含めて確認しているが、現行の運用では明文化された基準がないため負担関係が不明瞭である。

よって、負担割合及び金額的な基準の明文化について早急に対応されたい。

（ウ）再委託業務の契約形態について（意見）

指定管理者である株式会社どんぐりの里いなぶは、空調衛生設備等保守点検業務、施設定期点検・特別清掃業務等について業務の再委託を行っている。平成 25 年度における再委託業務の契約金額は、およそ 16 百万円である。

再委託業務に係る契約費用については、指定管理料の中に含まれており、指定管理者は、再委託が必要な業務について年度ごとに再委託契約を締結している。

再委託がなされている業務は主として保守点検業務であり、定期的に実施が必要となるものであることを鑑みると、単年度ごとの契約ではなく、複数年契約としたならば、契約に係る事務コストの削減が期待できる。つまり、指定管理者が業者と複数年契約を締結した場合の方がトータルコストの抑制につながるのではないかと考えられる。

また、複数年契約とすることで、業務受託者は作業の効率化が図られ、単年度での契約に比してコスト削減が期待できる可能性が高い。

よって、どんぐりの里における再委託業務についても、複数年による業務委託契約を締結し、単年契約に比べてより低額での落札や長期

に渡る安定したサービスを受けることについて検討されたい。

(エ) 行政財産の目的外使用について（指摘）

市は、平成 25 年度にどんぐり横丁における野外販売に対して行政財産の目的外使用の許可を行っている。

どんぐりの湯には、入浴後の癒しの提供のためのマッサージ機が 2 台と利用者のニーズによる自動販売機が 9 台設置されている。これらのマッサージ機及び自動販売機も行政財産の目的外使用に該当するが、許可申請が行われていなかった。

定期的に行政財産の目的外使用に当たる施設の利用がないかを確認し、行政財産の目的外使用に当たる場合には許可を得るよう改善されたい。

(2) 豊田市稻武どんぐり工房

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市稻武どんぐり工房
指定管理の方法	指定管理者：いなぶ観光協会 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市武節町針原 15 番地
予算課	稲武支所
設置目的	地域に根ざした食文化等の体験活動を推進することにより、都市と農山村の交流を促進し、農林水産業の振興及び食育の推進並びに地域の活性化を図ることを目的とする。
敷地面積	887 m ²
延床面積	257 m ²
設置年月	平成 17 年 4 月
施設概要	囲炉裏部屋（南板の間、北板の間、南畳の間、北畳の間） 調理実習室
職員の配置状況	6 名（一般職 4 名、臨時職員 2 名）
施設建設費	95 百万円



図 2-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	131	214	140
歳入計	131	214	140
歳出			
指定管理料	6,633	6,620	6,757
歳出計	6,633	6,620	6,757
歳入・歳出差引	△6,502	△6,406	△6,617

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	6,633	6,620	6,757
収入計	6,633	6,620	6,757
支出			
指定管理業務費	6,729	6,623	6,790
支出計	6,729	6,623	6,790
収入・支出差引	△96	△3	△33

ウ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用状況

(単位 : 人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総来館者数	7,192	10,654	9,736
施設利用者数	4,236	8,653	6,576
体験者数	1,154	1,269	1,763

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、窓口、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証し

た。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 利用料金制度の導入について（意見）

豊田市稻武どんぐり工房（以下「工房」という。）については、平成21年4月1日から現在に至るまで、いなぶ観光協会が指定管理者として選定されている。

いなぶ観光協会が、指定管理者として実施する事業については、以下のとおり定められている（豊田市稻武どんぐり工房条例第3条）。

（事業）

第3条 工房においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の特性及び伝統を生かした体験活動の促進に関すること。
- (2) 地域の農林水産物を利用した食文化等の普及促進に関すること。
- (3) 都市と農山村の共生と交流の促進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

上記第3条に規定されるように、工房では自然体験、農業体験、工芸体験及び味覚体験のプログラムが年間を通して実施されている。なお、平成25年度に実施された主な体験企画は以下のとおりである。

表2-5 主な体験企画（平成25年度）

自然体験	面ノ木原生林ハイキング、城ヶ山トレッキング 等
農業体験	いも堀り、大豆づくり 等
工芸体験	竹細工、木工細工 等
味覚体験	五平餅づくり、うどん打ち 等

これらの体験活動を実施しているのは、稻武山里体験推進協議会である。体験企画が実施されるに際しての収入と支出について、体験料収入及び体験において必要となる材料費等の諸経費は、稻武山里体験

推進協議会に帰属する。工房の使用料についてのみ、いなぶ観光協会に支払われる形となっている。

稻武山里体験推進協議会は、いなぶ観光協会に事務局を置いており同一組織であることから、いなぶ観光協会と稻武山里体験推進協議会が一体となって、より魅力ある体験を企画するインセンティブを持たせる方策を検討する必要があると考える。一例ではあるが、利用料金制度を採用することが有用であるといえる。

体験企画の実施により收受できる体験料金と施設の利用料金を指定管理者に帰属するものとして、体験企画実施へのインセンティブを高めることが、都市と農山村の交流及び地域の活性化につながるといえる。

よって、次回の指定管理期間に向けて利用料金制度の導入を検討されたい。

(イ) 減免申請の不備について（指摘）

工房の利用者に対する使用料の減免は、豊田市稻武どんぐり工房条例に基づいて公益上特に必要があると認めたときに行うものであるが、実際の運用では、あらかじめ減免の対象となる団体を限定していることである。

利用者は、豊田市稻武どんぐり工房利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）に必要事項を記載する。許可申請書の記載事項には、減免の適用の有無も含まれる。

平成25年度の許可申請書を閲覧した結果、同一の利用団体について同一の利用目的であるにもかかわらず、減免の適用があるものと減免の適用がないものが発見された。

減免を受けたものは、当該利用が市職員による発案であることを理由に公益上必要があるとみなして減免されたということである。しかし、減免は利用者に対して行われるものであり、発案者に対して減免が行われるものではない。

本事例の利用団体は現状の運用において減免の対象としている団体ではなかったため、公益上減免する必要があると認めるか否かの判断が分かれたものと思われる。どのような利用の場合に減免するかの判断が統一的に行われるよう、今後の減免の適用について再度基準を整理されたい。

(3) 豊田市農林漁家高齢者センター

ア 施設の概要

表 3-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市農林漁家高齢者センター
指定管理の方法	指定管理者：公益社団法人豊田市シルバー人材センター 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募(単独指名)
所在地	豊田市夏焼町ナカノ 139 番地 2
予算課	稲武支所
設置目的	高齢者の生きがいづくり及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。
敷地面積	5,517 m ²
延床面積	279 m ²
設置年月	平成 2 年 4 月
施設概要	和室、創作室、バーベキューセット、石釜、東屋、炭窯
職員の配置状況	2 名 (再任用職員 1 名、臨時職員 1 名)
施設建設費	47 百万円



図 3-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 3-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	304	366	472
指定管理料前年度剩余金	10	56	156
歳入計	314	422	628
歳出			
指定管理料	3, 185	3, 177	3, 246
その他	657	659	178
歳出計	3, 842	3, 836	3, 424
歳入・歳出差引	△3, 528	△3, 414	△2, 796

表 3-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	3, 185	3, 177	3, 246
収入計	3, 185	3, 177	3, 246
支出			
指定管理業務費	3, 128	3, 020	3, 211
支出計	3, 128	3, 020	3, 211
収入・支出差引	56	156	35

ウ 施設の利用状況

表 3-4 施設の利用状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
和室 (利用人数)	745	540	682
創作室 (利用人数)	386	822	920
東屋 (利用件数)	7	10	26
石釜 (利用件数)	16	21	25
バーベキュー セット (利用件数)	5	11	18
炭窯 (利用件数)	0	1	0

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) アンケート結果への対応について（意見）

豊田市農林漁家高齢者センターでは、利用者にアンケートを記入してもらい、結果を集計している。平成 23 年度から平成 25 年度までのアンケート結果を閲覧した結果、「入口が分かりにくいので大きな看板を設置して欲しい」といった要望が複数見られた。

豊田市農林漁家高齢者センターは、国道から建物が直接は見えにくい場所にあるため国道沿いに案内看板が設置されている。しかし、訪れたことのない利用者にとっては、看板が目立たないため場所が分かりにくいといった実情がある。

よって、利用者の利便性を考慮し、アンケート結果を生かした対応を検討されたい。

(イ) 炭窯の利用状況について（意見）

豊田市農林漁家高齢者センターにおいては、附属設備として炭窯が設置されている。しかし、平成 23 年度から平成 25 年度までの炭窯の利用状況を確認したところ 3 年間で利用件数は 1 件のみであった。

一例ではあるが、炭作りの体験教室を企画することで利用の機会を高めることを検討されたい。

6 下山支所の所管施設について

(1) 豊田市香恋の里

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市香恋の里
指定管理の方法	指定管理者：株式会社香恋の里 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	香恋の館：豊田市羽布町鬼ノ平 5 番地 手づくり工房山遊里：豊田市羽布町柿田 15 番地 1 下山ふるさと水と土ふれあい公園：豊田市羽布町草木 2 番地 17
予算課	下山支所
設置目的	地域文化及び観光の振興並びに産業の発展を図ることを目的とする。
敷地面積	香恋の館：1.3ha 手づくり工房山遊里：0.4ha 下山ふるさと水と土ふれあい公園：1.1ha
延床面積	香恋の館：796 m ² 手づくり工房山遊里：520 m ²
設置年月	香恋の館：平成 8 年 5 月 手づくり工房山遊里：平成 12 年 3 月
施設概要	地元農産物等製造・販売所等
職員配置の状況	香恋の館：8 名 手づくり工房山遊里：14 名
施設建設費	香恋の館：362 百万円 手づくり工房山遊里：212 百万円

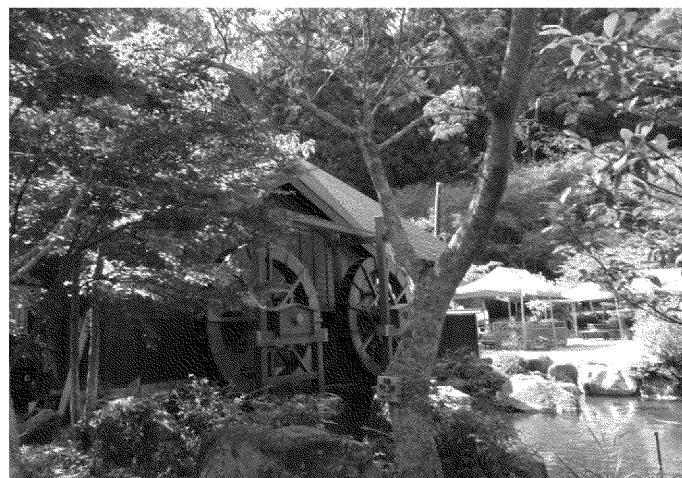


図 1-1 施設写真（香恋の館）



図 1-2 施設写真（手づくり工房山遊里）

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	2, 942	2, 648	2, 032
歳入計	2, 942	2, 648	2, 038
歳出			
指定管理料	38, 634	38, 424	38, 424
その他	6, 254	8, 345	16, 089
歳出計	44, 888	46, 770	54, 514
歳入・歳出差引	△41, 946	△44, 122	△52, 476

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	38,634	38,424	38,424
自主事業収入	70	54	69
収入計	38,704	38,479	38,493
支出			
指定管理業務費	43,026	44,912	44,005
自主事業費	160	160	110
支出計	43,186	45,072	44,115
収入・支出差引	△4,481	△6,593	△5,621

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
香恋の館	118,849	113,312	107,390
手づくり工房山遊里	170,940	170,051	156,130
総利用者数	289,789	283,363	263,520

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 山里HDに対する経営指導料、経理・給料計算業務委託費について
(指摘)

平成 26 年度の指定管理料の積算上、株式会社香恋の里から山里HD

に対して支払う経営指導料及び経理・給料計算業務委託料について全額、香恋の館の経費に計上している。

山里HDの当初の設立目的では、手づくり工房山遊里（以下「山遊里」という。）について、飲食・物販における共同仕入や商品開発、販路の拡大等が記載されていることから、山里HDからの経営指導等の便益は享受しているものと考えられる。

そのため、香恋の館と山遊里に負担割合を設定し、香恋の館及び山遊里の指定管理部分のみ積算額に計上すべきと考えられる。

（イ）継続的収益使用事業について

平成26年4月から導入された継続的収益使用事業について、以下の点について問題が生じている。

なお、継続的収益使用事業とは、年間を通じて継続的に行われる収益事業（食品製造業、飲食店業、物品販売業等）のうち、継続的収益使用事業実施許可要綱第3条の規定に基づき、継続的収益使用事業実施施設として許可された施設で行われる事業であると考えられる。

a 継続的収益使用事業と指定管理事業に係る投資・経費の按分 (指摘)

現在、指定管理において許可されている事業に係る事業経費等の負担関係については、大きく分類をすると以下のとおりになると考え方される。

表1-5 負担関係

事業区分	事業経費	新規投資（※）	取替投資（※）
指定管理事業	積算金額に含む	市負担	市負担
継続的収益使用事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担
自主事業	積算金額に含まない	事業者負担	市負担

※新規投資及び取替投資（市が設置した既存設備等の取替え）は、設備や備品に係る支出である。

しかし、継続的収益使用事業については、負担関係や負担割合に

について明確な規程がないため、主に以下の点について懸念が生じる。

(a) 事業経費の負担、按分について

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの積算資料を確認した結果、株式会社香恋の里に係る収支については、以下のように分類されていた。

- ・収入：各施設に分類（ただし、指定管理料の積算上は香恋の館の収入のみ計上）
- ・支出：原則各施設に分類（ただし、光熱水費等の明確な区分が困難な場合においては、施設面積比による按分での計上）

継続的収益使用事業者が収益事業を行うに当たっては、指定管理対象施設を継続的に利用している。施設管理（保守、清掃等）や当該事業専用の設備に係る費用については、指定管理料で賄われ、継続的収益使用事業者には負担がない。

一方、市は、継続的収益使用事業者から施設の使用料として目的外使用料相当額を收受している。

継続的収益使用事業については、指定管理者の自主事業のように申請時の時間的制限が設定されている事業形態ではなく、当該事業専用の設備を用いて年間を通じて利用する形態であるため、目的外使用料相当額（建屋としての固定資産税評価額のみを考慮した算定金額）の收受のみでは、施設提供に係る使用料相当分しか含まれていないものと考えられる。

継続的収益使用事業に係る施設管理費については、継続的収益使用事業者も負担すべきものであり、継続的収益使用事業者が負担すべき経費は、指定管理料の積算から控除すべきである。

経費の一部（光熱水費等）は、施設面積比等で適切に按分されているが、明確な規程は存在しないため、継続的収益使用事業に負担させる経費項目や負担割合について明確な規程を設けるように是正する必要がある。

(b) 投資の負担割合について

(a) の経費負担同様、設備投資や備品購入についての明確な負担基準がないが、実務上、以下の区分となっている。

- ・市が設置した既存の設備や備品の取替投資:市負担
- ・設備や備品の新規投資：事業者負担

上記の区分においても、取替投資の範囲や金額（例えば、現状の資産から製造等においてより効率の高い資産への取替えは、全額市負担なのか等）については明確でないため、規程において明文化するべきである。

b 継続的収益使用事業の対象事業について（意見）

豊田市香恋の里において継続的に実施されている収益事業については、以下のとおりである。

香恋の館（物販・飲食）、山遊里（物販・飲食）

上記の対象事業のうち、継続的収益使用事業として現状認可されているのは、以下のとおりである。

山遊里（物販・飲食）

継続的収益使用事業については、現状、豊田市香恋の里における継続的収益使用事業実施許可要綱により市が対象施設を決定し、当該対象施設にて事業を実施したい事業者が許可申請を行い実施される。しかし、継続的収益使用事業の対象施設の選定を市が行う際の明確な基準（上記分類から推定すると、施設設置の目的に照らして必須と考えられるものは指定管理事業として、指定管理の目的に照らして必須ではないが付随すると考えられる事業は、継続的収益使用事業として選定がされている。）がなく、選定資料についても存在しないため、経緯や意図が客観的に判断できない状況であるため、今後対象事業の選定については、その選定資料の作成及び保存が必要と考えられる。

(ウ) 備品管理について（意見）

香恋の館及び山遊里における市からの貸与備品について、その管理状況を確認した結果、複数の備品シールの未貼付を発見した。

これには、平成 25 年度に購入したベンチテーブルセット 8 組等の大型かつ新しい備品が含まれていた。備品の棚卸しについては年 1 回の棚卸しを実施し、直近では平成 26 年 3 月に実施されていたため、その際の確認について漏れが生じている。

貸与備品について、備品シールを適切に貼付するとともに、備品シールには個別 ID（登録番号）が付与されているので、棚卸しを実施する際には、数量のみではなく、各個別 ID の照合も実施すべきと考えられる。

(2) 下山トレーニングセンター

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	下山トレーニングセンター
指定管理の方法	指定管理者：しもやまスポーツクラブ 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市大沼町船橋 35 番地 1
予算課	下山支所
設置目的	スポーツ活動を通じた農業者等の体力増進による健康維持管理及び農業者と地域住民との連帯感の醸成を図ることを目的とする。
敷地面積	7,017 m ²
延床面積	1,847 m ²
設置年月	昭和 57 年 8 月
施設概要	管理事務室、会議室、更衣室、駐車場等
職員配置の状況	8 名
施設建設費	229 百万円

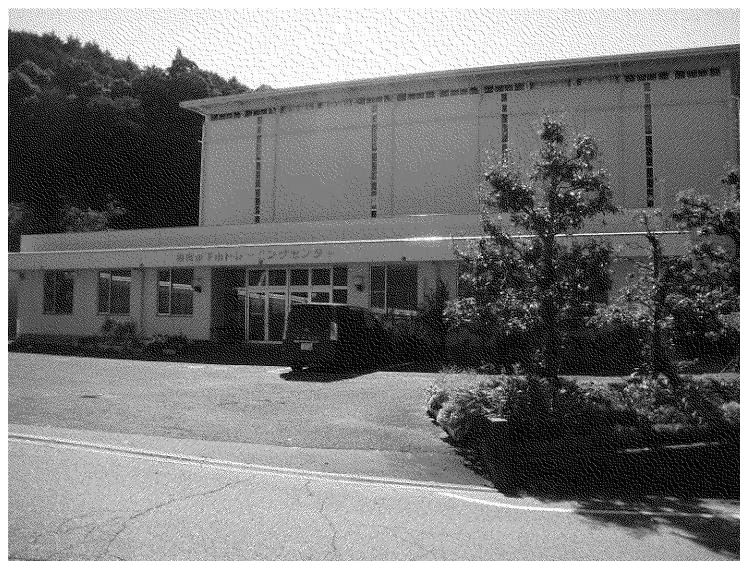


図 2-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	898	883	852
指定管理料前年度剩余金	0	0	0
その他	4	5	5
歳入計	902	888	857
歳出			
指定管理料	11,800	11,684	11,684
その他	2,389	59	1,956
歳出計	14,189	11,744	13,640
歳入・歳出差引	△13,286	△10,855	△12,783

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	11,800	11,684	11,684
自主事業収入	163	171	223
収入計	11,963	11,855	11,907
支出			
指定管理業務費	11,799	11,684	11,684
自主事業費	174	197	209
支出計	11,974	11,881	11,893
収入・支出差引	△10	△25	14

ウ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用件数 (件)	627	586	577
利用者数 (人)	11,864	13,605	14,066

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

（ア）目的外使用料の許可について（指摘）

下山トレーニングセンターには、自動販売機は設置されていないが、受付窓口に手売りの飲料水用の冷蔵ショーケースが設置されている。



図 2-2 冷蔵ショーケース写真

自動販売機や売店の設置は、施設の目的外の使用であり、使用許可申請の受理及び目的外使用料の徴収が必要となるため、早急に対応すべきである。

（イ）備品管理について（意見）

「(1) オ (ウ)」と同趣旨であり、貸与備品について、備品シールを適切に貼付するとともに、棚卸しを実施する際には、数量のみではなく、個別 ID（登録番号）の照合も実施すべきと考えられる。

7 藤岡支所の所管施設について

(1) 豊田市藤岡ふれあいの館

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市藤岡ふれあいの館
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 選定方法：公募 指定管理者：ホーメックス株式会社 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 772 番地 5
予算課	藤岡支所
設置目的	市民の交流の促進、文化の振興及び健康の増進を図ることを目的とする。
敷地面積	6,894 m ²
延床面積	1,484 m ²
設置年月	平成 18 年 4 月
施設概要	多目的ホール（体育館）、大会議室（中小会議室同時利用の場合）、中会議室、小会議室、メディアコーナー、プレイルーム等
職員配置の状況	9 名（常時 2 名配置）
施設建設費	446 百万円



図 1-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
行政財産目的外使用料	6	6	5
負担金 (※1)	116	1, 217	575
その他	6	7	7
歳入計	128	1, 229	587
歳出			
指定管理料	26, 435	26, 287	26, 059
施設整備費 (※2)	—	7, 199	—
その他	360	161	256
歳出計	26, 795	33, 647	26, 315
歳入・歳出差引	△26, 667	△32, 418	△25, 729

※1 施設の維持管理費や整備費についての、みよし市からの負担金収入。隣接するグリーンクリーンふじの丘の利用実績等から算出される。

※2 平成 24 年度の施設整備費は、自家発電設備の設置等である。

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	26, 435	26, 287	26, 059
利用料金収入	1, 274	1, 117	1, 013
自主事業収入	680	674	789
収入計	28, 390	28, 077	27, 861
支出			
指定管理業務費	26, 048	26, 939	28, 181
自主事業費	1, 079	1, 010	1, 082
支出計	27, 127	27, 949	29, 262
収入・支出差引	1, 263	128	△1, 402

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
多目的ホール	12,567	12,089	13,257
大会議室	2,294	2,453	3,461
中会議室	748	868	712
小会議室	227	273	762
一般来場者(プレイルーム等無料施設)	9,657	9,015	10,536
計	25,493	24,698	28,728

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 利用料金について

豊田市藤岡ふれあいの館（以下「ふれあいの館」という。）では、利用料金制度を導入し、利用料金の額は、豊田市藤岡ふれあいの館条例（以下「ふれあいの館条例」という。）及び豊田市藤岡ふれあいの館管理規則（以下「ふれあいの館規則」という。）で定めている金額の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て決定している。

ふれあいの館の利用料金は、表 1-5 のとおりである。

表 1-5 利用料金

区分		利用料金（円）		
		午前(9:00～ 13:00)	午後(13:00～ 17:00)	夜間(17:00～ 21:00)
多目的ホール	スポーツの場合	入場無料の場合	2,000	2,000
		入場有料の場合	4,000	4,000
	スポーツ以外の場合	入場無料の場合	3,600	3,600
		入場有料の場合	10,000	10,000
	営利又は宣伝を目的とする場合		36,000	36,000
			500	500
大会議室（中会議室及び小会議室を同時に利用する場合）		入場有料の場合	1,500	1,500
		営利又は宣伝を目的とする場合	3,000	3,000
			300	300
			200	200

※1 多目的ホールを個人で利用する場合の利用料金の限度額は、1回につき大人 100 円、小人（中学生以下の者をいう。）50 円。

※2 多目的ホールを個人で利用する場合で、器具を利用するときは、以下の利用料金を加算する。

区分	単位	利用料金（円）
バレーボール器具	一式 1 時間	300
バドミントン器具		100
ミニバスケット器具		100
卓球器具		60
その他器具		60

a 規則に定めのない料金の設定について（指摘）

多目的ホールを個人で利用する場合で、器具を利用するときには、器具利用料金を加算することになっている。ふれあいの館規則では、器具利用料金の区分として、バレーボール器具、バドミントン器具、ミニバスケット器具及び卓球器具の料金を定めている。

一方で、指定管理者が市の承認を得て決定している利用料金の中には、同規則に定めのない「その他器具」の料金がある。

この「その他器具」に該当する具体的な器具は想定されておらず、また、「その他器具」の料金を收受した実績はないとのことだが、ふれあいの館規則にない料金を設定していることになり、適切ではない。

指定管理者が作成、運用している利用料金表から、この「その他器具」の料金設定を削除するように依頼する必要がある。

また、指定管理者が設定する利用料金を承認する際には、利用料金の区分が条例や規則に定めた区分と合致しているか確認する必要がある。

b 収受する利用料金を判断する基準について（指摘）

多目的ホールを利用する場合の料金については、以下の利用区分により、収受する料金が異なっている。

- ・団体利用か個人利用かの区分
- ・スポーツでの利用かスポーツ以外での利用かの区分
- ・入場料が無料か有料かの区分
- ・営利又は宣伝を目的とする利用か否かの区分

また、大会議室を利用する場合にも、入場料の有無及び営利目的等の有無の利用区分がある。

これらの利用区分は、特に、営利又は宣伝を目的とする利用か否かなどにおいて、判断が難しい場面があることが考えられる（例えば、民間企業が社内研修や採用面接で利用する場合等）。

しかし、市では、これらの利用区分についての考え方や具体的な取扱いを定めた基準等を整備していないため、実際の運用は、指定管理者が市と相談するなどして決定していたものと考えられる。

これらの利用区分は、ふれあいの館条例で市が定めている利用区分と同様であり、市として具体的な取扱基準等を整備し、指定管理者に提示する必要がある。

また、市の定めた基準どおりに、指定管理者が利用料金を收受しているかどうかを確認することが必要である。

(イ) 自主事業について

指定管理者は、市が定める指定管理業務以外に、ふれあいの館を活用して自主事業を行うことができ、自主事業を実施する基準は、豊田市藤岡ふれあいの館の管理運営等に関する基本協定書（以下「ふれあいの館基本協定書」という。）の別記3 指定管理者自主事業実施基準（以下「自主事業実施基準」という。）に定められている。

a　自主事業における利用料金の減免について（意見）

ふれあいの館では、市が定めた減免基準に基づき、指定管理者が利用料金の減免を行い、減免された利用料金は、市が全額、指定管理者に補填することとしている（ふれあいの館基本協定書第20条）。

市が定める減免基準は、豊田市藤岡ふれあいの館管理要綱（以下「ふれあいの館管理要綱」という。）に規定され、施設主催事業が減免対象となっている。

施設主催事業とは、指定管理者がふれあいの館で行う指定管理業務以外の自主事業が該当し、自主事業を実施する場合の利用料金は減免され、市が全額補填することになる。

つまり、指定管理者が自主事業を実施した場合、その利用料金は市が負担しているということになる。

ふれあいの館管理要綱は、平成20年4月に施行された後、減免基準を見直していない。公募により指定管理者として民間事業者が選定されている現状において、施設主催事業として指定管理者が行う自主事業の全てを減免対象としていることには疑問が残る。

自主事業を減免対象とすることにより、指定管理者の自主事業が多く実施され、施設利用者が増えることは、施設の有効活用という点からは効果があるものと考えられる。

しかし、自主事業は、指定管理者が指定管理業務と別に、指定管理者の自己財源や参加料収入を財源に実施するものであると考えられることや、自主事業としては、事業参加者から参加料を徴収する事業や営利目的等の施設設置目的に適合しない事業の実施も可能であることから、全ての自主事業を減免対象とすることについては、見直しの余地がある。

b　自主事業実施基準の規定について（指摘）

自主事業実施基準には、指定管理者が自主事業を実施する場合の基準が明記され、自主事業で施設を使用する時間は、年当たり 300 時間、週当たり 12 時間を超えてはならないとされている。

所管課によると、自主事業実施基準におけるこの規定は、「指定申請時の取扱い」となっており、指定管理者を公募する際の募集要項に示されている自主事業の提案の基準であるとのことであった。

しかし、平成 26 年 8 月の自主事業実施時間を見ると、月に 136 時間の自主事業が実施され、週当たりでは 12 時間を超える週が 4 週となっていることから、実際には自主事業で施設を使用する時間は制限されていない。これは、ふれあいの館基本協定書の自主事業実施基準として自主事業で施設を使用する時間が明記されている以上、指定管理者に従わせるべき基準であると判断される可能性がある。

したがって、実際の運用として自主事業で施設を使用する時間に制限を設けないのであれば、基本協定書の自主事業実施基準の規定内容を見直すべきである。

c　公募する際の自主事業実施基準について（意見）

指定管理者が自主事業を実施する場合の基準について、指定管理者を公募する際の募集要項では、自主事業で施設を使用する時間は、年当たり 300 時間、週当たり 12 時間を超えてはならないと規定している。

一方で、実際の運用では、自主事業で施設を使用する時間については制限をしていない。これは、一般利用者の利用を制限しない範囲で施設の設置目的に合致する事業であれば、時間制限については柔軟に対応することも認めているものと考えられる。

しかしながら、指定管理者を公募する際の募集要項では、自主事業で施設を使用する時間を制限しながら、実際の運用では制限しないという取扱いには疑問が残る。

自主事業実施による参加料収入等の事業収入は、指定管理者の収入となるため、自主事業をどれだけ実施するのかによって、公募の際の応募者の指定管理料の応募価格に影響を与える可能性があるからである。つまり、実際の運用として、自主事業の実施時間に制

限がないことが応募段階で分かっているのであれば、指定管理料の応募価格が引き下げられる可能性がある。

したがって、今後は、ふれあいの館の利用状況等から、自主事業に時間制限が必要かどうかについて再検討するとともに、制限時間等について、指定管理者を公募する際の募集要項と実際の運用（基本協定書に明記することが必要である。）に整合性を持たせる必要がある。また、仮に公募時と実際の運用時で制限等が変更される可能性があるのであれば、その旨を募集要項に記載しておくことが考えられる。

d　自主事業実施の承認について（意見）

指定管理者が自主事業を行うに当たっては、市の承認が必要であるが、自主事業は、一般利用者の利用を制限しない範囲で、施設の有効活用に資するものが望まれる。

しかし、自主事業が減免対象とされ、市がその利用料金を補填していることを考慮すると、市が補填する利用料金の金額に制限を設けることも考えられる。

また、自主事業の承認に当たっては、ふれあいの館は表1-5のとおり、利用する施設等により利用料金が異なっていることや、プレイルーム等の無料施設もあるため、一般利用者の利用が制限されていないかどうか等を確認するとともに、当該自主事業の実施には、ふれあいの館のどの施設の利用が適当であるかについても検討の上、承認する必要がある。

（ウ）備品等の管理について

市が所有する備品等を指定管理者に貸与する場合には、その貸与備品等の内容を明らかにするとともに、指定管理者に適正に管理させることが必要である（ふれあいの館基本協定書第11条）。

a　貸与備品の一覧表の更新について（指摘）

指定管理者に適切に貸与備品を管理させるためには、貸与備品の内容に異動があれば、その都度、貸与備品の一覧表を更新し、指定管理者に提示する必要があるが、適時に更新がなされていなかった。

貸与備品の一覧表を常に最新の状態にしておく必要がある。

b 図書の管理について（指摘）

ふれあいの館では、市の予算（指定管理料）で購入した図書をメディアコーナーに配置し、利用者への貸出等を行っている。

これらの図書については、市の予算で購入したものであり、市が所有し、指定管理者に貸与している備品等に該当するものと考えられる。

したがって、市所有の図書の一覧表を作成し、指定管理者に適切に管理させる必要がある。

c 使用しない備品について（指摘）

貸与備品の一覧表の中に、現在は使用されておらず、今後も使用する見込みのない備品があった。

使用の必要がなくなった備品については、貸与備品として指定管理者に管理させることは適切ではなく、豊田市物品管理規則に定める不用決定の手続を行い、適切に廃棄処分等を行う必要がある。

d 前指定管理者の備品について（指摘）

ふれあいの館は、平成 25 年度までの指定管理者（以下「前指定管理者」という。）と平成 26 年度からの指定管理者が異なっているが、前指定管理者が所有していた備品が、現在もふれあいの館に設置され使用されている。

これらの備品については、前指定管理者の意思を確認し、市に寄贈するのであれば、市として、豊田市物品管理規則に定める寄附受納による物品取得の手続を行い、市の備品とともに、指定管理者への貸与備品の一覧表に含めるべきである。

なお、これらの手続は、指定管理者が交替する際の引継時に行うべきであった。

(エ) 仕様書の記載事項について

ふれあいの館の管理運営業務の詳細については、ふれあいの館基本

協定書の別記1 豊田市藤岡ふれあいの館管理運営業務仕様書(以下「ふれあいの館仕様書」という。)に定められている。

a 指定管理期間の満了後の取扱いについて（意見）

指定管理期間の満了後に、指定管理者が交替する可能性があるため、ふれあいの館仕様書等において、指定管理期間の満了後の取扱いについて規定しておくことが望ましい。

規定内容としては、例えば、次の指定管理者への業務の引継ぎ、施設の原状復帰義務、備品等の取扱い、年度をまたぐ利用料金(利用料金の收受日と実際の利用日が年度をまたぐ場合)の取扱い等が考えられる。

b 修繕料の精算について（意見）

豊田市藤岡ふれあいの館の管理運営等に関する年度協定書において、指定管理料に含まれる修繕料については、剰余金が生じた場合には市に返還し、不足する場合には市が補填する旨の規定がある。

一方で、ふれあいの館仕様書では、修繕料に剰余金が生じた場合には、市が指示する方法で市に返還する旨の規定はあるが、修繕料が不足する場合の市の補填方法についての規定がない。

指定管理者が、指定管理料に含まれる金額を超えて修繕を実施した場合にも、事後報告のみで市が補填をするのか、指定管理料に含まれる金額を超える場合には、事前に市と協議することを求めるのかなど、市の補填方法について、ふれあいの館仕様書等において明確にしておくことが望まれる。

(オ) 指定管理者の交替について

ふれあいの館の指定管理者は、公募により選定されており、平成26年度からは、新たな指定管理者が施設の管理運営業務を行っている。

なお、公募に際しての応募者の審査は、外部有識者を加えたプレゼンテーション審査により行われており、評価方法は価格による評価が2割で、事業計画書等に基づくサービス内容による評価が8割の配点となっている。

a 指定管理者の交替に関する影響について（意見）

指定管理者が交替した影響等について市担当者に質問したところ、特段大きな混乱等はなく、自主事業を積極的に実施して利用者増を図るなど、おおむね良好に推移しているとの回答であった。

質問した時点は、新たな指定管理者が業務を開始してから半年ほどであるが、今後も施設の管理運営について、適宜に評価していくことが望まれる。

また、指定管理者の交替に関する影響について、利用者アンケート等で利用者の声を聴いておくことも重要であると考える。

b 指定管理料の積算について（意見）

平成 25 年度と平成 26 年度の指定管理料の比較は次のとおりである。

表 1-6 指定管理料の比較

	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額
指定管理料	26,059 千円	21,900 千円	△4,159 千円

※平成 26 年度は修繕料等の精算前の数値である。また、平成 25 年度と比較するため、応募時の見積価格（消費税 5%）としている。

平成 26 年度の指定管理料は、平成 25 年度と比べて 4,159 千円減額となっている。

この減額の要因については、平成 25 年度の実績報告書及び平成 26 年度の収支計画書の内訳項目で比較すると、おおむね人件費の影響だと判断できる。

ふれあいの館における指定管理者の職員の配置に関しては、ふれあいの館仕様書において、平成 25 年度と平成 26 年度は同一であり、平成 26 年度の実際の運用に関しても市が求めている要求水準を達成しており、職員の配置に関しては問題ない。

また、前述したとおり、新たな指定管理者の管理運営業務については、特段大きな影響は出ていない。

つまり、指定管理者の交替により、現時点までにおいては、サービス内容は一定水準を維持（場合によっては向上）したまま、指定管理料の減額という効果をもたらしており、指定管理者制度の意義にかなうものであるという評価ができる。

なお、平成 26 年度以降の指定管理者の選定に際して、指定管理料は 26,660 千円と積算されていたが、次回の指定管理者の選定に際しては、平成 26 年度以降の実績値を勘案して決定することが必要である。

(2) 豊田市藤岡体育センターほか3施設

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	① 豊田市藤岡体育センター ② 豊田市藤岡運動広場 ③ 豊田市藤岡総合グラウンド野球場 ④ 豊田市藤岡テニスコート
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名） 指定管理者：株式会社都市環境サービス 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	① 豊田市藤岡飯野町沖ノ下 501 番地 ② 豊田市折平町松葉坂 507 番地 3 ③ 豊田市木瀬町徳万場 1151 番地 3 ④ 豊田市藤岡飯野町井ノ脇 401 番地
予算課	藤岡支所
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進を図ることを目的とする。
面積	① 延床面積 1,177 m ² ② 53,338 m ² （広場部分約 12,000 m ² ） ③ グラウンド 9,100 m ² （両翼 85m） ④ コート 3,137 m ²
設置年月	① 昭和 57 年 3 月 ② 平成 13 年 10 月 ③ 昭和 52 年 3 月 ④ 昭和 56 年 4 月
施設概要	① 体育館（バスケットボール大 1 面・小 2 面、バレーボール 2 面等） ② グラウンド（野球 1 面、ソフトボール 3 面等） ③ グラウンド（野球 1 面、ソフトボール 2 面、夜間照明） ④ テニスコート（3 面オムニコート、管理棟、夜間照明）
職員配置の状況	5 名（常時 2 名配置）
施設建設費	①139 百万円 ②不明 ③64 百万円 ④33 百万円



図 2-1 施設写真 (左) 藤岡体育センター (右) 藤岡運動広場



図 2-2 施設写真 (左) 藤岡総合グラウンド野球場 (右) 藤岡テニスコート

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	1, 967	2, 022	1, 723
指定管理料前年度剩余金	63	605	910
歳入計	2, 030	2, 627	2, 633
歳出			
指定管理料	9, 439	9, 344	10, 420
人件費補助金 (※1)	—	—	—
施設整備費 (※2)	8, 962	394	3, 455
その他	52	49	53
歳出計	18, 453	9, 788	13, 928
歳入・歳出差引	△16, 422	△7, 160	△11, 295

※1 隣接する交流館と指定管理者が同じであり、人件費補助金は交流館に全て計上されている。

※2 施設整備費のうち主なものは、平成 23 年度の藤岡総合グラウンド野球場フェンス修繕 7, 350 千円、平成 25 年度の藤岡体育センター 2 階カーテンレール修繕 1, 651 千円である。

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	8, 834	8, 434	9, 469
収入計	8, 834	8, 434	9, 469
支出			
指定管理業務費	8, 834	8, 434	9, 469
支出計	8, 834	8, 434	9, 469
収入・支出差引	—	—	—

ウ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
豊田市藤岡体育センター	16,610	16,289	14,390
豊田市藤岡運動広場	14,448	16,496	21,630
豊田市藤岡総合グラウンド野球場	3,203	9,174	10,450
豊田市藤岡テニスコート	5,472	8,342	8,050
計	39,733	50,301	54,520

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 土曜日、日曜日及び休日の利用料金について（意見）

豊田市藤岡体育センターほか 3 施設（以下「藤岡体育施設」という。）では、平成 26 年度から利用料金制度を導入し、利用料金の額は、豊田市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）で定めている金額の範囲内において、指定管理者が、市の承認を得て決定している。

また、体育施設条例では、体育館及びテニスコートの利用料金について、土曜日、日曜日及び休日に利用する場合（以下「休日利用」という。）は、利用料金に 2 分の 1 の額を加算することとなっているが、藤岡体育施設の豊田市藤岡体育センター（以下「藤岡体育センター」という。）及び豊田市藤岡テニスコート（以下「藤岡テニスコート」という。）については、この加算をしないことになっている。

しかし、藤岡体育センター及び藤岡テニスコートについてのみ、他の豊田市内の体育施設と休日利用の料金が異なることに関して、合理的な理由を見出すことはできない。

藤岡体育センター及び藤岡テニスコートの体育施設条例上の休日利用の料金について再検討することが望まれる。

なお、藤岡体育施設は利用料金制度を採用しているため、実際の利用料金の額は、指定管理者が、市の承認を得て決定することになる。

(イ) 利用料金の減免に関する年度協定書の規定について（指摘）

市が定めた利用料金の減免制度により、指定管理者が利用料金を減免した場合には、年度協定書で定めるところにより、減免した利用料金を市が補填することとなっている（豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び藤岡テニスコートの管理運営等に関する基本協定書第20条）。

しかし、年度協定書において、減免した利用料金の補填に関する規定がない。

これは、実際には利用料金の減免が必要な利用を想定していなかったことが理由とのことであるが、市が定めた体育施設に関する減免制度がある以上、その可能性は皆無ではなく、基本協定書に記載があることからも、年度協定書に減免した利用料金の補填に関する規定を設ける必要がある。

(ウ) 仕様書の記載事項について

藤岡体育施設の管理運営業務の詳細については、豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び藤岡テニスコートの管理運営業務仕様書（以下「藤岡体育施設仕様書」という。）に定められている。

a 指定管理期間の満了後の取扱いについて（意見）

「(1) オ (エ) a」と同趣旨であり、指定管理期間の満了後に、指定管理者が交替する可能性があるため、藤岡体育施設仕様書等において、指定管理期間の満了後の取扱いについて規定しておくことが望ましい。

b 修繕料の精算について（意見）

「(1) オ (エ) b」と同趣旨であり、藤岡体育施設仕様書等において、修繕料の精算方法について明確にしておくことが望まれる。

(エ) 豊田市スポーツ施設利用システムの利用について（意見）

豊田市スポーツ施設利用システム（以下「T O S S」という。）とは、インターネットを利用してスポーツ施設の空き状況の確認及び予約ができるシステムであり、市の多くのスポーツ施設において利用が可能である。

藤岡体育施設のうち、藤岡体育センター及び藤岡テニスコートは、T O S S の利用ができる施設となっているが、豊田市藤岡運動広場（以下「藤岡運動広場」という。）及び豊田市藤岡総合グラウンド野球場（以下「藤岡総合グラウンド」という。）は、T O S S の利用ができる施設とはなっていない。

利用者の利便性の向上や利用者数の増加を図るため、藤岡運動広場及び藤岡総合グラウンドにおいても、T O S S が利用できるように検討することが望ましい。

(オ) 藤岡総合グラウンドの夜間照明設備について（意見）

藤岡総合グラウンドの夜間照明設備については、平成 25 年度の利用は 1 件のみであった。

照明設備の点検等により、年間に約 50 万円の維持費がかかっていることを考えると、夜間照明設備を今後も維持するのか否かの検討が必要である。

今後も維持するとした場合には、利用者を増加させる方策が必要であり、その一つが前述した T O S S の利用である。また利用料金を減額することにより（現状は 1 時間 3,000 円）、利用者が増加するか否かの検討も必要であると考える。

(カ) 指定管理者の交替に関する影響について（意見）

藤岡体育施設の指定管理者は、公募により選定されており（平成 25 年度までは非公募）、平成 26 年度からは、新たな指定管理者が施設の

管理運営業務を行っているが、「(1) オ (オ) a」と同趣旨であり、今後も施設の管理運営について、適宜に評価していくことや、指定管理者の交替に関する影響について、利用者アンケート等により利用者の声を聴いておくことも必要であると考える。

(3) 豊田市石畠ふれあい広場

ア 施設の概要

表 3-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市石畠ふれあい広場
指定管理の方法	指定管理者：藤岡石畠地区地域づくり協議会 指定期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市石畠町池ノ平 318 番地 1
予算課	藤岡支所
設置目的	市民の交流の促進及び健康の増進を図ることを目的とする。
面積	17,500 m ²
設置年月	平成 20 年 4 月
施設概要	石畠体育館、石畠マレットゴルフ場、足湯施設、温泉スタンド、広場等
職員配置の状況	3 名
施設建設費	83 百万円

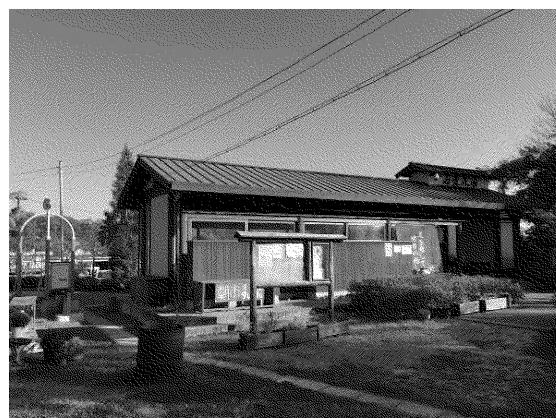
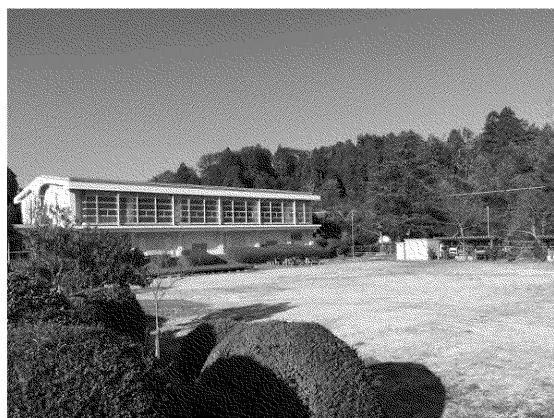


図 3-1 施設写真 (左) 石畠体育館 (右) 足湯施設

イ 施設の収支状況

表 3-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	514	428	412
行政財産目的外使用料	35	32	31
指定管理料前年度剩余金	28	103	230
施設整備費補助金（※1）	—	—	7,701
その他	—	—	5
歳入計	577	563	8,379
歳出			
指定管理料	7,757	7,757	7,757
施設整備費（※2）	7,140	2,520	37,902
その他	1,906	718	708
歳出計	16,804	10,995	46,367
歳入・歳出差引	△16,227	△10,432	△37,989

※1 駐車場舗装工事に対する県からの補助金である。

※2 施設整備費のうち主なものは、以下のとおりである。

(平成 23 年度) 体育館雨漏り防水修繕 7,140 千円

(平成 24 年度) 駐車場測量調査設計委託 2,520 千円

(平成 25 年度) 駐車場舗装工事 24,866 千円、体育館外壁修繕 5,797 千円

源泉ポンプオーバーホール業務委託 3,096 千円

表 3-3 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	7,654	7,528	7,345
自主事業収入	260	291	398
収入計	7,914	7,818	7,743
支出			
指定管理業務費	7,654	7,528	7,345
自主事業費	211	218	239
支出計	7,865	7,745	7,584
収入・支出差引	49	73	159

ウ 施設の利用状況

表 3-4 施設の利用状況

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
石畳体育館利用者数	9,647	8,156	8,781
石畳マレットゴルフ場利用者数	2,889	2,898	2,566
広場利用者数	12,826	11,746	14,178
足湯施設利用者数	38,690	37,495	31,126
計	64,052	60,295	56,651

(単位：ℓ)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
温泉スタンド利用量	628,900	547,500	415,100

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 使用料の減免手続について（指摘）

豊田市石畠ふれあい広場において、市による承認の手続を経ずに、石畠体育館の使用料が減免されていた。

使用料の減免には、市の承認が必要であり（豊田市石畠ふれあい広場条例第9条）、市による承認の手続を経て減免が行われるよう、業務の見直しが必要である。

なお、減免の対象とした利用自体は、市の減免基準に従つたものであつた。

(イ) 使用料徴収の市による確認について（意見）

使用料の徴収については、指定管理者に委託されている。指定管理者は、毎月、使用料の徴収金額と利用実績を市に報告するとともに、市に徴収金額を納付している。

徴収金額の報告と利用実績の報告は別々の書式で行われ、両者を明確に関連付けることはできない。つまり、利用者から適正な使用料を徴収しているかどうかの確認ができない状態である。

そこで、例えば、両者の書式に利用許可番号を記載するなどして、徴収金額と利用実績の関連を明確にすることが考えられる。これにより、利用許可書との対応も確認できる。

使用料は市の歳入であり、その徴収を指定管理者に委託しているとしても、徴収金額（あるいは市から承認を得た減免金額）について、市による確認の手続が必要である。

(ウ) 備品シールの貼付について（指摘）

市が所有する備品等を指定管理者に貸与する場合には、その貸与備品等の内容を明らかにするとともに、指定管理者に適正に管理させることが必要である（豊田市石畠ふれあい広場の管理運営等に関する基本協定書第11条）。

貸与備品を確認したところ、市の備品シールが貼付されていないものがあった。市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるために、市の備品シールの貼付が必要である。

(4) 豊田市藤岡山村広場

ア 施設の概要

表 4-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市藤岡山村広場
指定管理の方法	指定管理者：藤岡石畠地区地域づくり協議会 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市白川町池ノ平 1268 番地
予算課	藤岡支所
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進を図ることを目的とする。
面積	28,969 m ²
設置年月	昭和 63 年 8 月
施設概要	第一広場（グラウンド）、第二広場（テニスコート 2 面）、第三広場、芝生広場、管理事務所（集会室あり）等
職員配置の状況	3 名（石畠ふれあい広場と兼務）
施設建設費	41 百万円



図 4-1 施設写真 (左) 第一広場 (右) 第二広場

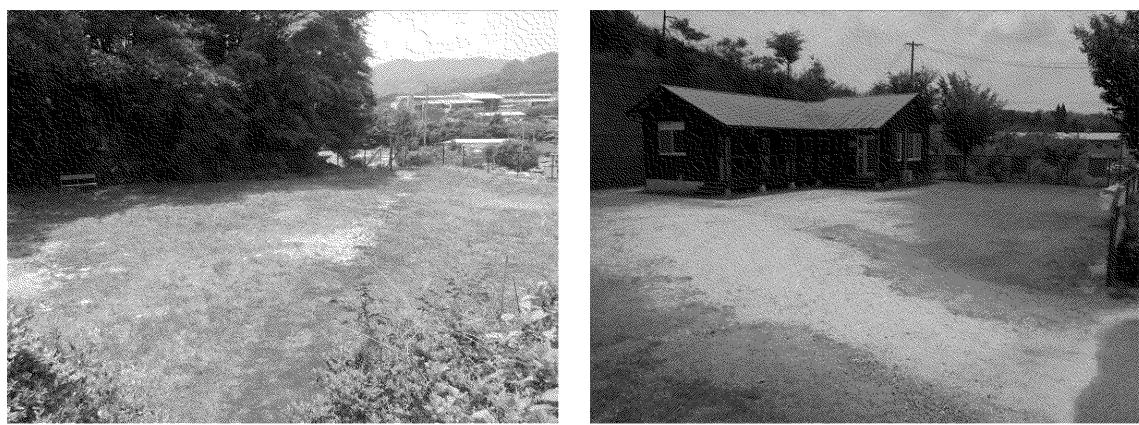


図 4-2 施設写真 (左) 第三広場 (右) 管理事務所

イ 施設の収支状況

表 4-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	7	8	5
指定管理料前年度剩余金	101	60	152
歳入計	108	68	157
歳出			
指定管理料	1,725	1,725	1,725
施設整備費	—	105	—
修繕料 (※)	995	44	—
その他	4	4	4
歳出計	2,724	1,878	1,729
歳入・歳出差引	△2,615	△1,810	△1,572

※平成 23 年度の修繕料のうち、主なものはテニスコート修繕である。

表 4-3 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	1,665	1,573	1,507
収入計	1,665	1,573	1,507
支出			
指定管理業務費	1,665	1,573	1,507
支出計	1,665	1,573	1,507
収入・支出差引	—	—	—

ウ 施設の利用状況

表 4-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第一広場（グラウンド）	3,398	3,464	3,615
第二広場（テニスコート）	78	90	59
第三広場	0	0	0
集会室	136	134	80
芝生広場	250	170	250
計	3,862	3,858	4,004

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 豊田市藤岡山村広場の今後の在り方について（意見）

豊田市藤岡山村広場（以下「藤岡山村広場」という。）の現在の利用

状況は、次のとおりである。

- ・第一広場（グラウンド）

数団体の利用（少年野球、グラウンドゴルフ等）に限定されているが、週末はほぼ利用されている。

- ・第二広場（テニスコート）

主に地元の中学生が利用しているが、平成25年度の利用時間は18時間である（1時間に300円の使用料が必要で、年間の使用料は5,400円）。近隣に夜間照明付の藤岡テニスコートがある。

- ・第三広場（元ゲートボール場）

3年間利用実績がない。近隣の石畳ふれあい広場にマレットゴルフ場がある。

- ・集会室及び芝生広場

指定管理者が自主事業として、夏祭りや餅つき大会等に利用している。

藤岡山村広場は、体育施設条例で設置が規定されているが、TOSの利用ができないこと等から、一般に広く認知がされておらず、ほぼ地元住民の利用に限定されていると考えられる。

藤岡山村広場は、公の施設であり、より多くの住民に利用されるような方策の検討が必要である。

例えば、TOSの利用ができるようにすることが考えられるが、TOSが利用できるような設備の導入とともに、駐車場の整備費用が必要となり、これによる利用者増加の効果がどの程度あるかの見極めが必要となる。

また、指定管理者は、現在の利用状況から、隣接する石畠ふれあい広場と同じ地元団体となっているが、藤岡山村広場は、体育施設であり、藤岡体育センター等の藤岡体育施設と同様に施設管理を専門とする業者を選定することも考えられる。TOSを管理するパソコンが藤岡体育センターにあり、TOSの利用にも支障はないものと考えられる。

なお、第二広場（テニスコート）は、他のテニスコートと同様に、1コート1時間につき300円の使用料が必要となっているが、現状の設備や利用状況からは、第一広場と同様に無料とすることも考えられる。

藤岡山村広場の在り方については、上記の利用向上策も含めて、今後の利用状況の推移や、現在の施設利用者、地元住民、地元団体等の

意向を踏まえて検討していくことが必要である。

(イ) 自主事業の実施について（指摘）

指定管理者は、夏祭りや餅つき大会等に藤岡山村広場を利用しているが、これは指定管理者が行う自主事業であると考えられる。

しかし、指定管理者からの事業計画書や業務報告書には、自主事業に関する記載がない。

指定管理者が自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画等を明らかにして市の承認を得るとともに、参加者の状況、事業成果等を市に報告しなければならないと規定されている（豊田市藤岡山村広場の管理運営等に関する基本協定書の別記3 指定管理者自主事業実施基準）。

したがって、指定管理者からの事業計画書や業務報告書に、自主事業に関する記載を求める必要がある。

8 生涯学習課の所管施設について

(1) 豊田地域文化広場

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田地域文化広場
指定管理の方法	指定管理者：ホーメックス株式会社 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	豊田市西田町けやき 1 番地
予算課	生涯学習課
設置目的	市民が集い、語らい、創造し、楽しみながら人間としてのきずなを育てる場を提供することを目的とする。
敷地面積	46,154 m ²
延床面積	7,141 m ²
設置年月	昭和 55 年 5 月
施設概要	けやきホール (集会室、和室、音楽室、アトリエ、陶芸教室、ものづくり広場、こども体験館等) スポーツ施設 (体育館、プール、柔道場、テニスコート、屋外運動広場) 茶室、その他
職員配置の状況	20 名
施設建設費	1,655 百万円



図 1-1 施設写真 (左：けやきホール 右：スポーツ施設)

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
行政財産目的外使用料	49	121	108
歳入計	49	121	108
歳出			
指定管理料	115, 255	117, 180	115, 436
歳出計	115, 255	117, 180	115, 436
歳入・歳出差引	△115, 206	△117, 059	△115, 328

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	115, 255	117, 180	115, 436
利用料金収入	20, 211	18, 697	21, 502
事業収入（指定管理業務）	6, 045	7, 371	7, 429
自主事業収入	12, 570	11, 006	12, 654
収入計	154, 081	154, 254	157, 021
支出			
指定管理業務費	145, 093	147, 496	147, 757
自主事業費	8, 453	12, 876	8, 134
支出計	153, 546	160, 372	155, 890
収入・支出差引	535	△6, 118	1, 131

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
けやきホール	陶芸教室	1,798	1,843	1,681
	工作室	4,074	4,498	4,326
	音楽室	5,816	7,211	9,127
	アトリエ	5,160	5,583	6,644
	和室	5,064	4,274	5,118
	集会室	7,912	5,901	7,138
	ものづくりひろば	12,205	11,028	10,192
	こども体験館	97,081	99,314	97,128
スポーツ施設	体育館	31,500	25,683	30,660
	プール	34,565	34,445	32,973
	柔道場	15,386	16,820	15,726
	テニスコート	17,679	17,783	17,836
	屋外運動広場	24,420	18,718	16,982
茶室		4,096	2,469	1,966
その他 ※		9,488	7,657	5,351
合計		276,064	263,227	262,848

※その他…施設見学者、ラジコンコース利用者、けやきフェスタほか

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 指定管理業務の内容把握について（意見）

平成25年度の指定管理料は、基本協定書に添付されている管理運営業務仕様書に基づき、指定管理者が策定した事業計画書の積算資料を確認した上で決定されている。その妥当性の検証については、施設の管理運営に関する実績一覧表を活用し、金額の大きな項目については根拠資料の確認を、前年度に比べ大きく変化した項目については内容の確認を行うべきであるが、その検証が十分にされていないことから、今後は書類の根拠自体の妥当性の検討を行うことが必要である。

さらに、指定管理者の決算書等も毎期入手の上、指定管理業務に十分耐える財務体質を備えているか等の検討を行う必要があると考える。ただ、現在の指定管理者は民間の株式会社であり決算書等の様式が市の形式と異なるために内容の分析が困難になるおそれがあるため、必要に応じて外部有識者による検討も考慮することが考えられる。

(イ) 管理運営体制の確認について（指摘）

施設の管理運営体制については、年度の事業計画書に管理運営組織図が提出され、市の確認を受けている。

豊田地域文化広場にはプールがあるが、この管理には一定の資格が必要とされる。管理運営組織図にはプール監視の人員も表示されていることからプール監視の有資格者が含まれていることは想像できる。

しかし、プール監視の人員が実際に有資格者であったかどうかの確認がされておらず、資格の有無が不明確となっている。

このようなことは通常は問題とならないが、いったん事故が起きた場合には有資格者による適切な管理が問題となるため、今後は有資格者による適切な管理が行われていることを何らかの方法により確認する必要がある。

また、このほかにも指定管理業務の実施に当たって必要な資格を再確認の上、毎年度継続して有資格者による管理が行われていることを確認する必要があると考える。

(ウ) プール利用料金の管理方法について（意見）

プールの営業時間中の現金管理を一人で行っている。入金手続としては、入場者から受け取った現金を、レジスターに入金し、領収書を

渡す。営業終了後、レジスターの精算レシートと現金を手提げ金庫に入れて責任者に提出し、責任者は、現金とレシートを確認する手続となっている。一応の手続は整備されているが、現金管理を一人のみで行っていることには事務的な弱点がある。

プールの利用料金は、利用料金制のため市の収入となるものではない。しかし、当該施設の指定管理者が別の施設で現金事故を発生させたことがあり、内部管理体制が弱い状態を放置しておくことは好ましいことではない。他の市町村のプールにおいては自動券売機の設置も行われているところであり、現金事故の発生を防ぐような仕組み作りを要請する必要があると考えられる。

(エ) 今後の茶室の在り方について（意見）

豊田地域文化広場の中には茶室があるが、その利用率は豊田地域文化広場の他の施設に比べ低いものとなっている。平成21年度から平成25年度においては平均稼働率が19.4%で、文化施設全体の同期間における平均稼働率44.5%の半分程度となっている。

当面は、茶室の利用率を向上させるための継続的な努力が必要であるが、施設が老朽化し、大規模修繕や建替等の時期になった場合は、施設自体の存廃を含めた検討が必要であると考える。

喫茶の文化自体は貴重なものではあるが、必ずしもこの施設内に茶室を維持管理する必然性はなく、近隣の類似施設に同様の施設がある場合には市全体のバランスを考慮の上、整理統合も検討する必要があると考えられる。特に茶室は単独の建物で他への転用が困難であるため、十分な検討が必要である。その検討に当たっては、施設の稼働状況を十分に把握することが必要である。現在は豊田地域文化広場内の各施設ごとに稼働率の把握が可能な状態にあるため、これを継続して稼働率の把握に努め、重要な意思決定における基礎資料として整備しておく必要がある。

(2) 豊田市生涯学習センター27交流館

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市生涯学習センター27交流館
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日 平成26年4月1日～平成31年3月31日 選定方法：非公募
所在地	市内27地区（中学校区に1館）
予算課	生涯学習課
設置目的	市民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、生涯学習をきっかけとして、まちづくりに関わる市民層を広げ、住民自治の実践につなげていくことで地域力を高めることを目的とする。
敷地面積	1館平均5,652m ²
延床面積	1館平均1,570m ² （一部支所部分含む）
設置年月	昭和42年4月（井郷交流館）～平成23年4月（藤岡南交流館）
施設概要	会議室、和室、調理室、工作室、多目的ホール、図書コーナー、コミュニティホール等
職員配置の状況	159名（1館5～7名）
施設建設費	—



図 2-1 施設写真 （左：高橋交流館　右：藤岡交流館）

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	33, 585	33, 376	34, 538
行政財産目的外使用料	187	199	331
指定管理料前年度剩余金	20, 004	26, 486	15, 809
歳入計	53, 776	60, 061	50, 678
歳出			
指定管理料	426, 866	425, 147	425, 914
人件費補助金 (※)	460, 424	463, 518	466, 597
歳出計	887, 290	888, 665	892, 511
歳入・歳出差引	△833, 514	△828, 603	△841, 833

※交流館に隣接する体育施設等の他施設の管理も行っている場合、当該他施設の管理に従事している分も含まれている。

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	400, 380	409, 338	405, 486
収入計	400, 380	409, 338	405, 486
支出			
指定管理業務費	400, 380	409, 338	405, 486
支出計	400, 380	409, 338	405, 486
収入・支出差引	—	—	—

ウ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用状況

(単位 : 人、件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用人数 (27 館合計)	2, 791, 289	2, 695, 425	2, 745, 931
利用件数 (27 館合計)	79, 398	80, 423	80, 947

※ 人数は延人数

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

（ア）利用統計について（意見）

現在作成されている利用統計について改善すべき点が発見された。この利用統計には、年度ごとの利用者数が集計されているが、この利用者の中に、選挙に関係した利用人員が含まれていた。選挙に関する利用は問題となる事項ではないが、通常の利用とは異なる一時的な利用であり、利用効率を検討する資料としては問題がある。指定管理者はこれらの数値もほかの数値と同様の扱いで統計資料を作成しており、利用の効率性に関する資料として活用する場合は、このような一時的な利用者数の変動は別途考慮するべきであろうと考える。

（イ）今後の指定管理の在り方について（意見）

年度協定書の第3条には指定管理料のほかに、補助金の交付も定められており、指定管理者が策定した年度予算の諸経費と同額が指定管理料として支払われ、さらに指定管理者が必要とする人件費については相当額を補助金として交付することとなっている。このような指定管理料と補助金の交付方法では、指定管理者制度導入の意義が生かされていないと考えられる。

指定管理者制度の意義は、一般に、施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上と、管理運営経費の削減による地方公共団体の負担の軽減であるとされるが、これらの意義に沿う形で公募を検討する必要があると考える。

他の自治体の事例では、交流館と同種の施設を公募による指定管理

としている事例もある。確かに、交流館は経済合理性のみで運営が行われる施設ではないが、運営のノウハウを蓄積すれば、現在の指定管理者による運営のみが唯一の方法ではないと考えられる。仮に、現在の状態を続け単独指名にする場合にも、その内容の適切性を判断するために市内部での判断だけによるのではなく、第三者の意見を取り入れて客観的な視点を踏まえた上で最終判断を行う必要があると考えられる。

(ウ) 文書等の管理について（意見）

藤岡交流館は、合併により豊田市の交流館となった施設である。現地実査においては、書庫の中に一部未整理のまま旧藤岡町から引き継がれた文書等が保管されているのが確認された。また、備品の中には旧藤岡町の管理用シールが貼られたままとなっているものがあった。引き継がれた文書はその後適切に処理され、備品についても市の所有が明らかであることが確認されたため特段の修正は行われなかった。

ただし、市には市町村合併によって新たに交流館となった施設が複数存在しており、これらの施設については、上記のような事例が存在する可能性があるため、再確認を行い、問題事項があれば是正しておく必要があると考えられる。

9 ものづくり産業振興課の所管施設について

(1) 豊田市民山の家リゾート安曇野

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市民山の家リゾート安曇野
指定管理の方法	指定管理者：東レエンタープライズ株式会社 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	長野県安曇野市穂高有明 7682-4
予算課	ものづくり産業振興課
設置目的	豊かな自然環境の中で、市民の心身の健全な育成と余暇の活用に寄与することを目的とする。
敷地面積	12,615 m ²
延床面積	4,577 m ²
設置年月	平成 2 年 11 月
施設概要	和室・和洋室・洋室全 22 室（車イス対応 2 室）
職員配置の状況	41 名
施設建設費	1,636 百万円



図 1-1 施設写真（リゾート安曇野）

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
行政財産目的外使用料	651	653	598
歳入計	651	653	598
歳出			
指定管理料	148, 109	149, 836	152, 358
修繕料	3, 023	1, 536	1, 950
その他	12, 555	5, 036	4, 817
歳出計	163, 687	156, 409	159, 125
歳入・歳出差引	△163, 036	△155, 756	△158, 527

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	148, 109	149, 836	152, 358
利用料金収入	66, 114	67, 621	67, 411
事業収入（指定管理業務）	54, 923	55, 976	55, 824
収入計	269, 146	273, 434	275, 593
支出			
指定管理業務費	257, 532	260, 498	260, 013
支出計	257, 532	260, 498	260, 013
収入・支出差引	11, 614	12, 936	15, 580

ウ 施設の利用状況

表 1-4 過去 3 年間の施設の利用状況

年度	大人 (人)	小学生 (人)	乳幼児 (人)	宿泊計 (人) (A)	稼働 日数	宿泊 定員 (人) (B)	稼働率 (A/B)	利用 室数 (C)	利用 可能 室数 (D)	稼働率 (C/D)
23	14,034	880	805	15,719	320	32,000	49.1%	5,194	7,040	73.8%
24	14,554	800	806	16,160	319	31,900	50.7%	5,369	7,018	76.5%
25	14,540	875	837	16,252	319	31,900	51.0%	5,471	7,018	78.0%

※稼働日数はチェックアウト日、宿泊定員は 100 人、宿泊室は 22 室で計算している。

宿泊定員は稼働日数×100 人で、利用可能室数は稼働日数×22 室で計算している。

表 1-5 施設の月次別利用状況（平成 25 年度）

月	大人 (人)	小学生 (人)	乳幼児 (人)	宿泊計 (人) (A)	稼働 日数	宿泊 定員 (人) (B)	稼働率 (A/B)	利用 室数 (C)	利用 可能 室数 (D)	稼働率 (C/D)
4	1,113	50	50	1,213	26	2,600	46.7%	425	572	74.3%
5	1,393	43	53	1,489	26	2,600	57.3%	512	572	89.5%
6	1,141	16	41	1,198	25	2,500	47.9%	430	550	78.2%
7	1,339	81	78	1,498	28	2,800	53.5%	516	616	83.8%
8	1,833	314	214	2,361	31	3,100	76.2%	676	682	99.1%
9	1,115	36	65	1,216	26	2,600	46.8%	438	572	76.6%
10	1,603	11	24	1,638	29	2,900	56.5%	577	638	90.4%
11	1,427	37	63	1,527	27	2,700	56.6%	517	594	87.0%
12	940	92	93	1,125	26	2,600	43.3%	388	572	67.8%
1	808	92	60	960	26	2,600	36.9%	304	572	53.2%
2	669	18	34	721	23	2,300	31.4%	248	506	49.0%
3	1,159	85	62	1,306	26	2,600	50.2%	440	572	76.9%
計	14,540	875	837	16,252	319	31,900	51.0%	5,471	7,018	78.0%

※稼働日数はチェックアウト日、宿泊定員は 100 人、宿泊室は 22 室で計算している。

宿泊定員は稼働日数×100 人で、利用可能室数は稼働日数×22 室で計算している。

豊田市民山の家リゾート安曇野（以下「リゾート安曇野」という。）は、
豊田市内からは、高速道路を利用した場合は約 3 時間、電車を利用した場

合は、JR松本駅を経由して大糸線穂高駅で下車して車で10分、全体では3時間半ほどで到着する温泉付き保養施設である。

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

（ア）リゾート安曇野の新規利用者について（意見）

リゾート安曇野では、利用者アンケートを実施しており、その回収率等は以下のとおりである。

表 1-6 過去3年間のアンケート回収率

年度	総配布数	アンケート総数	回収率
平成23年度	4,514	1,592	35.3%
平成24年度	4,648	1,567	33.7%
平成25年度	4,639	1,648	35.5%

表 1-7 利用回数アンケート結果

年度	初めて	2~4回	5~7回	8~10回	11回以上
平成23年度	293	509	301	154	236
平成24年度	286	515	290	163	256
平成25年度	294	605	285	200	266

表 1-8 リピート率推計

年度	利用回数が 2 回～ 11 回以上の回答計 (A)	アンケート総数 (B)	リピート率 (A/B)
平成 23 年度	1,200	1,592	75.4%
平成 24 年度	1,224	1,567	78.1%
平成 25 年度	1,356	1,648	82.3%

表 1-9 初めての人の比率

年度	利用回数が初めて の回答数 (A)	アンケート総数 (B)	比率 (A/B)
平成 23 年度	293	1,592	18.4%
平成 24 年度	286	1,567	18.3%
平成 25 年度	294	1,648	17.8%

アンケート集計からリピート率を推定計算すると表 1-8 のとおり 75%～82% と高い比率にあり、施設に対して利用者は満足していることがうかがえる。一方で、初めてと回答した利用者の比率は、過去 3 年間 18% 前後であって変化がなく、利用者が新規に増加しているとはいえない。市から遠く離れ、車を利用して行くしかない保養施設であり、リピーターも利用率向上のために大切ではあるが、リピーターが中心となっている施設では公の施設としての公共性が問われることになると思われる。したがって、当施設の利用者に対して、初めての人には薦めたいかどうか、初めての人に薦めたくないとする場合その理由は何か等を別途調査し、情報収集に努めることが重要である。

(イ) 食事料金収入について（意見）

リゾート安曇野では、市と指定管理者間で基本協定書が締結され、その中で、管理業務の詳細に関しては、別記の豊田市民山の家リゾート安曇野管理運営業務仕様書（以下「管理運営業務仕様書」という。）に定めるとおりとされている。この管理運営業務仕様書には、指定管理者が行う業務の内容が詳細に規定されていて明解である点は、評価できるものである。

厨房施設による食事サービスについても、食事の種類、料金、提供方法等について記載がある。料金については、事前に市長の承認を得

て、指定管理者が定めることとし、原材料費が設定金額になるようにする旨等が記載されている。なお、食事料金の収入については指定管理者の事業収入としている。

しかし、豊田市民山の家条例第12条における利用料金の定めは以下のとおりであり、別表第1から別表第3までにおいては、食事料金についての定めはなかった。これは推測するに、私法上の契約に基づく実費徴収という考え方であり、条例に規定する必要はないものとの判断であろうが、食事料金の収受についての考え方については一度整理することが必要である。

(利用料金)

第12条 利用者は、利用を終了したときにおいて、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下、「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

（以下、略す。）

別表第1（第12条関係）

豊田市民山の家宿泊施設利用料金

（内容は略す。）

別表第2（第12条関係）

豊田市民山の家附帯施設利用料金

（内容は略す。）

別表第3（第12条関係）

豊田市民山の家附属設備利用料金

（内容は略す。）

（ウ）リゾート安曇野の食事料金の設定について（意見）

（ア）リゾート安曇野の新規利用者について記載した利用者アンケートにおいては、「接客について」、「客室について」、「大浴場について」のほか「食事について」の項目がある。この「食事について」のアンケート結果は次のとおりである。

表 1-10 食事についてのアンケート結果

年度	項目		良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
23	味・内容	夕食	1,204	222	146	14	6
		朝食	1,168	166	251	7	0
24	味・内容	夕食	1,203	216	133	11	4
		朝食	1,120	191	245	10	1
25	味・内容	夕食	1,226	234	172	11	5
		朝食	1,155	209	274	9	1

年度	項目		多い	やや多い	普通	やや少ない	少ない
23	量・品数	夕食	391	419	762	18	2
		朝食	368	217	970	37	0
24	量・品数	夕食	380	433	744	10	0
		朝食	357	227	957	24	2
25	量・品数	夕食	350	431	842	23	2
		朝食	367	242	1,007	31	1

量・品数について、「多い」、「やや多い」、「普通」、「やや少ない」、「少ない」の5つから回答することになっているが、これらの選択肢では、物理的な量に対する評価は把握できても、利用者の満足度を適切に把握することはできない。「多い」という回答には、量・品数が多くて満足という場合と量・品数が多すぎて食べきれず不満足という場合とが考えられ、同じ回答であっても利用者によっては満足度が異なる。回答の選択肢を見直し、利用者の満足度の適切な把握に努めるべきである。

また、リゾート安曇野の設置目的は、豊かな自然環境の中で、市民の心身の健全な育成と余暇の活用に寄与することであり、このような目的に対して、夕食については現在の3コースだけではなく、利用者層にあつたコースを追加することや、管理運営業務仕様書において通常12品以上とされる品数を下げるにより、料金を維持して材料の質を上げたり、あるいは、品数の減少に見合った料金の設定を再検討する等の工夫がさらに必要になると考える。

(エ) 固定資産の管理について（指摘）

リゾート安曇野の館内において、展示されている絵画を物品出納簿から現物に、現物から物品出納簿にと、いくつか当たってみたが、以下のとおり差異があった。

表 1-11 物品出納簿と現物に差異のあった絵画

絵画名	作者	保管場所	現在の状況
緑景	有賀 明文	レストラン	同一作者の別の絵が掛かっている。

物品出納簿にあった作品ではなく、現物としては同一作者の別の絵（作品名「秋色」）が掛かっていた。これは、指定管理者の管理している写真付き台帳の記載から判断すると、平成 17 年度に取り替えた可能性が高い。なお、物品出納簿にあった作品「緑景」の方は、調査した時間内では見当たらなかったが、後日、倉庫で見つかったとの連絡を受けた。保管場所を変更した際は物品出納簿の記載内容を変更し、備品管理を適正に行う必要がある。

また、所管課担当者が現場に行ったときには、金額が 5 万円以下のために物品出納簿に記載のない絵画も含め、所管課が保管している絵画台帳と展示している絵画全てを照合されたい。

(オ) 指定管理者の利用料金収入の検査について（意見）

指定管理者が收受する宿泊料等の利用料金収入に関しては、現在、指定管理者の報告を受けているだけで、年 2 回所管課が現場を行ったときには利用料金収入の数字の具体的なチェックは実施されていない。

所管課として、月ごとの利用料金収入の件数及び合計金額の明細を指定管理者から入手して、例えば、月次の宿泊者数の合計のチェックや減免対象者数のチェック等を実施して、指定管理者の利用料金収入の報告の信ぴょう性を確保することを検討されたい。

(2) 豊田高等職業訓練校

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田高等職業訓練校
指定管理の方法	指定管理者：職業訓練法人豊田職業訓練協会 指定期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	豊田市陣中町 1 丁目 22 番地 2
予算課	ものづくり産業振興課
設置目的	職業能力開発促進法第 24 条の規定に基づく認定を受けた事業主の団体及びその他中小企業の事業主等が、従業員に必要な技能の習得又は研修等を行い、職業の安定と地位の向上を図ることを目的とする。
敷地面積	960 m ²
延床面積	468 m ²
設置年月	平成元年 3 月
施設概要	鉄骨造 地上 2 階建 事務室、建築木工・左官実習室、普通教室 4
職員配置の状況	3 名
施設建設費	81 百万円



図 2-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
行政財産目的外使用料	104	87	83
歳入計	104	87	83
歳出			
指定管理料	6, 359	5, 689	5, 689
修繕料	146	256	246
その他	250	291	214
歳出計	6, 755	6, 236	6, 150
歳入・歳出差引	△6, 651	△6, 149	△6, 066

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	6, 359	5, 689	5, 689
収入計	6, 359	5, 689	5, 689
支出			
指定管理業務費	6, 359	5, 689	5, 689
支出計	6, 359	5, 689	5, 689
収入・支出差引	—	—	—

ウ 施設の利用状況

表 2-4 平成 23 年 年間授業実施数（施設利用）

(単位：人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	訓練 生
建築 1 年	3	7	9	5	5	8	8	10	5	7	5	-	72	1
建築 2 年	3	6	9	6	5	8	8	11	5	7	4	-	72	1
建築 3 年	3	7	9	6	5	8	8	10	7	7	8	1	79	5
左官 1 年	2	※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1
合計	11	20	27	17	15	24	24	31	17	21	17	1	225	8

※ 5 月以降は授業なし。

表 2-5 平成 24 年 年間授業実施数（施設利用）

(単位：人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	訓練 生
建築 1 年	2	8	8	5	4	8	10	8	6	8	4	-	71	3
建築 2 年	2	8	8	6	4	8	10	8	6	8	3	-	71	1
建築 3 年	2	8	8	6	4	8	10	8	8	7	8	1	78	1
左官 1 年	2	7	6	4	4	8	4	6	6	1	3	-	51	1
合計	8	31	30	21	16	32	34	30	26	24	18	1	271	6

表 2-6 平成 25 年 年間授業実施数（施設利用）

(単位：人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	訓練 生
建築 1 年	2	8	8	5	4	8	10	8	6	8	4	-	71	1
建築 2 年	2	8	8	6	4	8	9	8	6	8	3	-	70	3
建築 3 年	2	8	8	6	4	8	10	8	8	7	8	1	78	1
左官 2 年	2	6	5	4	3	10	8	5	2	1	-	-	46	1
合計	8	30	29	21	15	34	37	29	22	24	15	1	265	6

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

豊田高等職業訓練校の実績について（意見）

過去3年間の豊田高等職業訓練校の授業実績は、表2-4から表2-6までのとおりである。愛知県の認定職業訓練の事務手引によると、受講生がゼロになる等の理由でおおむね3年以上学科を休止する場合は、廃止届を提出することになっている。左官科については、受講生が減少しているため、今後の募集に努力していただきたい。

豊田高等職業訓練校の目的は、指導者等による在来工法の承継と技術の伝道を目的としているが、最近では工場でのプレカット工法が主流となり在来工法の市場が縮小していること、左官業務そのものの業務量が減っていること等から、現状の学科編成では人が集まらなくなる可能性は否定できない。

例えば、内装デザイン、電気工事等の建築に関する他の分野にも視野を広げて学科の編成を検討するほか、他の近隣市との連携によりどちらかの自治体に学科を集約する等の検討も必要であると思われる。

10 次世代育成課の所管施設について

豊田市総合野外センター

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市総合野外センター
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市坂上町朝日山 13-1
予算課	次世代育成課
設置目的	青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
敷地面積	740 m ²
延床面積	7313 m ²
設置年月	昭和 42 年 4 月 平成 14 年 4 月（施設新設時）
施設概要	少年自然の家、青少年キャンプ場、多目的ホール等
職員配置の状況	16 名
施設建設費	1,810 百万円



図 1-1 施設写真（少年自然の家）

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	598	701	718
行政財産目的外使用料	136	139	139
指定管理料前年度剩余金	3, 120	2, 643	3, 597
その他	5	965	1, 070
歳入計	3, 859	4, 448	5, 524
歳出			
指定管理料	52, 546	52, 289	49, 992
人件費補助金	113, 064	109, 012	101, 919
修繕料	3, 300	457	(※) 18, 922
その他	16, 355	19, 460	19, 953
歳出計	185, 265	181, 218	190, 787
歳入・歳出差引	△181, 406	△176, 770	△185, 262

※主なものは少年自然の家 1 階屋上の防水層改修及び外壁補修 17, 577 千円によるものである。

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	49, 903	48, 692	47, 021
事業収入（指定管理業務）	15, 766	15, 199	14, 624
自主事業収入	2, 941	3, 155	2, 669
収入計	68, 610	67, 046	64, 314
支出			
指定管理業務費	65, 668	63, 890	61, 644
自主事業費	2, 941	3, 155	2, 669
支出計	68, 610	67, 046	64, 314
収入・支出差引	—	—	—

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
少年自然の家	25,009	23,579	23,469
キャンプ場	35,672	34,745	32,996
運動広場	6,750	7,101	6,507
資料館	949	650	1,031
多目的ホール	11,797	11,037	11,309
研修室	2,779	4,141	4,457

※人数は延べ人数

表 1-5 市内小学校、中学校、幼稚園・こども園の利用状況

年度	区分	全校数	利用校数	利用率(%)
23	小学校	75	51	68.0
	中学校	27	14	51.9
	幼稚園・こども園	103	93	90.3
24	小学校	74	55	74.3
	中学校	27	12	44.4
	幼稚園・こども園	103	95	92.2
25	小学校	74	50	67.6
	中学校	27	12	44.4
	幼稚園・こども園	103	92	89.3

表 1-5 の各区分において、過去 3 年間に顕著な増減があるわけではない。小学校は台風の影響でキャンセルになる学校が 5 校前後発生する年度もある。それを加味すると利用率は 75% 前後の安定的な水準となっている。

豊田市総合野外センター（以下「総合野外センター」という。）を利用しない小学校及び中学校は全て愛知県の施設である愛知県旭高原少年自然の家（以下「旭高原自然の家」という。）を利用している。その主な理由は、大規模校で一度に全ての人数が総合野外センターでは宿泊できないことや、平成 17 年 4 月の合併地区であって、地理的に旭高原自然の家の方が近いことである。

ただし、総合野外センターと旭高原自然の家では、市内の小学校、中学校及び幼稚園・こども園が施設を利用する際には、次のように利用料金に差がある。

表 1-6 総合野外センターと旭高原自然の家の利用料金表

	総合野外センター	旭高原自然の家
宿泊料金	無料	700 円／人
研修室利用料金	無料	2,800 円～5,200 円※
体育館(多目的ホール)	無料	1,800 円～5,200 円※
利用料金		

※料金の差は、部屋の大きさや利用時間帯に基づくものである。なお、宿泊者が利用する場合は、上記料金の半額になる。

総合野外センターを利用する市内の小学校、中学校及び幼稚園・こども園は上記の宿泊料金等が無料となるが、旭高原自然の家を利用する場合は、宿泊料金等が有料となり学校及び園側に負担が生じるため、市は別途予算措置をして、利用する児童の保護者の間で不平等にならないような施策を実施しているとのことである。

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 食堂業務の料金収入について（意見）

食堂業務は、平成 25 年度以前から指定管理者の事業収入とされてきたが、その根拠は明確とはなっていなかった。市は、平成 26 年度から利用者のニーズの多様化への対応、民間の専門的な技能、経験、運営のノウハウを生かしてより質の高いサービスを提供していくとともに、総合野外センターの運営をより効率的に行うため、食堂業務を専門業者に委託することにした。委託に当たり、市は食堂業務を総合野外センター運営上必要な事業として、指定管理者との基本協定書及び管理運営業務仕様書において、

食堂業務を指定管理者の業務の範囲とすることを明確にした。さらに、料金は市と協議の上で決定し、指定管理者が徴収することとした。しかし、市の収入とはせずに指定管理者の事業収入とするということは、従来どおりであった。

豊田市青少年育成施設条例においては、使用料として食堂の利用料金を示してはいないが、これは推測するに、私法上の契約に基づく実費徴収という考え方であり、条例に規定する必要はないものとの判断であろうが、食事料金の収受についての考え方については一度整理しておくことが必要である。

(イ) 食堂の利用料金の金額の見直しについて（意見）

総合野外センターは教育施設として位置付けられているため、食堂の利用料金は、市の学校給食料金の水準を参考に設定されている。また、平成6年以降、変更されていない。

これに対して、愛知県の施設である旭高原自然の家の食堂運営は、市が79.7%出資している山里HDの100%出資会社である株式会社旭高原に任せられている。株式会社旭高原は民間会社のため、原則として原材料費だけでなく給食事業に係る人件費等の費用や利潤も考慮して料金は検討されている。学校給食料金の水準で決定されている総合野外センターの食堂の利用料金よりは相対的に料金は高めになるものと推測される。

総合野外センターと旭高原自然の家の食事内容は一緒ではないため、価格だけで比較するのには問題があるが、総合野外センターで食した昼食の経験からは、食事内容に比較して価格は低いと感じられた。

表1-7 総合野外センターと旭高原少年自然の家の食堂利用料金の比較

総合野外センターの料金

（単位：円）

区分	朝食	昼食	夕食
幼児	270	360	450
小学生	300	400	500
中学生	320	420	520
大人	350	450	550

旭高原少年自然の家の料金

(単位:円)

区分	朝食	昼食	夕食
幼児	465	570	755
小学生	550	675	865
中学生以上	570	695	905

総合野外センターの料金は平成 6 年から変更されていないが、消費税率の増加もあり、食堂の利用料金も再検討すべき時期に来ていると思われる。

(ウ) 利用アンケート結果の集計について（意見）

次世代育成課では、総合野外センターの利用者に対して毎年アンケートを実施し、アンケート結果を集計している。平成 25 年度の結果（平成 26 年 1 月末集計）は、以下のとおりである。

表 1-8 利用アンケート結果

	活動目標を達成できた	活動目標をほぼ達成	活動目標がやや未達成
小学校	28	15	-
中学校	5	5	-
幼稚園・こども園	71	17	1
子ども会（宿泊）	3	2	-
子ども会（日帰り）	72	12	1
その他宿泊	31	3	-

アンケート結果は、高い評価が多く、総合野外センターが市内の小学校、中学校及び幼稚園・こども園に長い間定着してきたことが理解できる。

ただし、有効回答が小学校 43、中学校 10 及び幼稚園・こども園 89 で、利用学校園数の各々、50、12 及び 92 の全てを回収しているわけではない。宿泊を基本としていて引率指導者にアンケート結果を記載してもらう時間はあるものと推定され、利用されたユーザー全てからアンケートを回収できるように努力されたい。

11 市民福祉部総務課の所管施設について

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市下山保健福祉センターまどいの丘
指定管理の方法	指定管理者：社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市神殿町中切 7 番地 2
予算課	市民福祉部 総務課
設置目的	市民の心身の健康の保持増進及び福祉の増進を図ることを目的とする。
敷地面積	44,117 m ²
延床面積	保健福祉センター 3,045 m ² 、生きがい活動センター 393 m ²
設置年月	平成 12 年 8 月
施設概要	栄養指導室、保健指導室、弓道場、和室等
職員配置の状況	43 名
施設建設費	921 百万円



図 1-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
行政財産目的外使用料	379	302	255
指定管理料前年度剩余金	—	—	3,613
歳入計	379	302	3,868
歳出			
指定管理料	20,788	25,395	26,871
その他	6,977	1,175	1,935
歳出計	27,765	26,570	28,806
歳入・歳出差引	△27,386	△26,268	△24,938

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	20,788	25,395	26,871
利用料金収入	1	2	12
事業収入（指定管理業務）	72,898	76,423	76,546
自主事業収入	11,431	15,087	15,468
収入計	105,118	116,907	118,897
支出			
指定管理業務費	97,178	95,140	99,780
自主事業費	9,060	12,260	10,341
支出計	106,238	107,400	110,121
収入・支出差引	△1,120	9,507	8,776

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用状況

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
会議室	1,632	1,454	1,412
保健指導室	1,750	1,637	1,754
診察室	69	66	106
栄養指導室	598	322	563
相談室	179	499	540
デイルーム	8,212	9,623	9,670
ラウンジ	1,656	2,176	3,507
和室	1,833	1,492	1,727
弓道場	622	377	802
ゲートボール場	531	536	625

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

商業利用者に対する使用料の設定について（指摘）

豊田市下山保健福祉センターまどいの丘（以下「まどいの丘」という。）では、商業宣伝、営業又はこれに類する目的で利用する場合の使用料を通常の使用料の 3 倍とすることが条例で定められているが、豊田市小原福祉センターふくしの里、豊田市藤岡福祉センターふじのさとの条例にはこのような定めはない。これら 3 つの施設は、社会福祉の増進を目的とした同様の施設であると考えられるため、まどいの丘のみ商業利用を通常の使用料の 3 倍にするという取扱いの差を設ける必要はないと思われる。当該取扱いを統一すべきである。

12 地域福祉課の所管施設について

豊田市温浴施設じゅわじゅわ

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市温浴施設じゅわじゅわ
指定管理の方法	指定管理者：株式会社豊田ほっとかん 指定期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市本新町 7 丁目 48 番地 6
予算課	地域福祉課
設置目的	市民の健康増進及び介護予防の場とすることを目的とする。
敷地面積	4,434 m ² （うち温浴施設 1,524 m ² ）
延床面積	7,202 m ² （うち温浴施設 1,524 m ² ）
設置年月	平成 9 年 5 月
施設概要	クア 温浴設備 20 種、温泉 浴槽男女各 1 槽、マシンジム
職員配置の状況	20 名
施設建設費	株式会社豊田ほっとかんからの貸与資産



図 1-1 施設写真

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	28, 913	32, 362	30, 389
歳入計	28, 913	32, 362	30, 389
歳出			
指定管理料	98, 521	98, 644	100, 666
賃借料 (※)	18, 924	17, 878	14, 156
修繕料	12, 495	—	8, 400
歳出計	129, 940	116, 522	123, 222
歳入・歳出差引	△101, 027	△84, 160	△92, 833

※市の収支状況の賃借料について

老人ホーム施設、デイサービス施設及び温浴施設は、株式会社豊田ほっとかんが自主運営していた施設であるが、平成 19 年度から赤字部門である温浴施設は、株式会社豊田ほっとかんから市に貸し付けられ、市は当該温浴施設を公の施設とし、株式会社豊田ほっとかんを指定管理者として指定管理料を支払っている（図 1-2 参照）。

上記の賃借料は、有償貸与を受けている設備部分に係るものである。

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	98, 521	98, 644	100, 666
収入計	98, 521	98, 644	100, 666
支出			
指定管理業務費	99, 071	102, 117	101, 568
支出計	99, 071	102, 117	101, 568
収入・支出差引	△550	△3, 473	△902

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数（直近 3 年度）

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高齢者	62, 127	77, 443	75, 317
一般	4, 955	4, 624	4, 396
その他、温泉利用券等	13, 463	14, 989	13, 624
総入場者	80, 545	97, 056	93, 337

表 1-5 施設の利用者数（平成 11～22 年度）

(単位：人)

平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
149, 880	135, 305	122, 867	117, 720	113, 652	109, 437
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
104, 505	103, 227	101, 112	103, 452	100, 483	98, 808

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 温浴施設事業の民営化について（意見）

a 温浴施設事業を指定管理事業とした経緯

当初は株式会社豊田ほっとかんが民間の事業として開始した温浴施設事業、デイサービス事業及び老人ホーム事業のうち、温浴施設事業の赤字が続き事業の継続が危ぶまれたため、株式会社豊田ほっとかんの所有資産のうち温浴施設に関するものを市が無償で借り受け、温浴施設の管理運営を指定管理事業としたという経緯がある（図1-2参照）。

これは、もともと株式会社豊田ほっとかんが高齢化社会に向けて民間活力を活かしたモデル拠点を創造するため第三セクターとして設置され、特に温浴事業は疾病予防運動センターとして高齢者の健康づくりを目的として進めた事業であり、この事業の継続及び当該第三セクターへの支援は公益性が高いと判断したことによるものとのことであった。

なお、当該施設の指定管理料は、施設の管理運営に必要な支出項目を精査した上で、その同額を指定管理料としている。すなわち、年間の収支がゼロとなるように指定管理料を設定している。

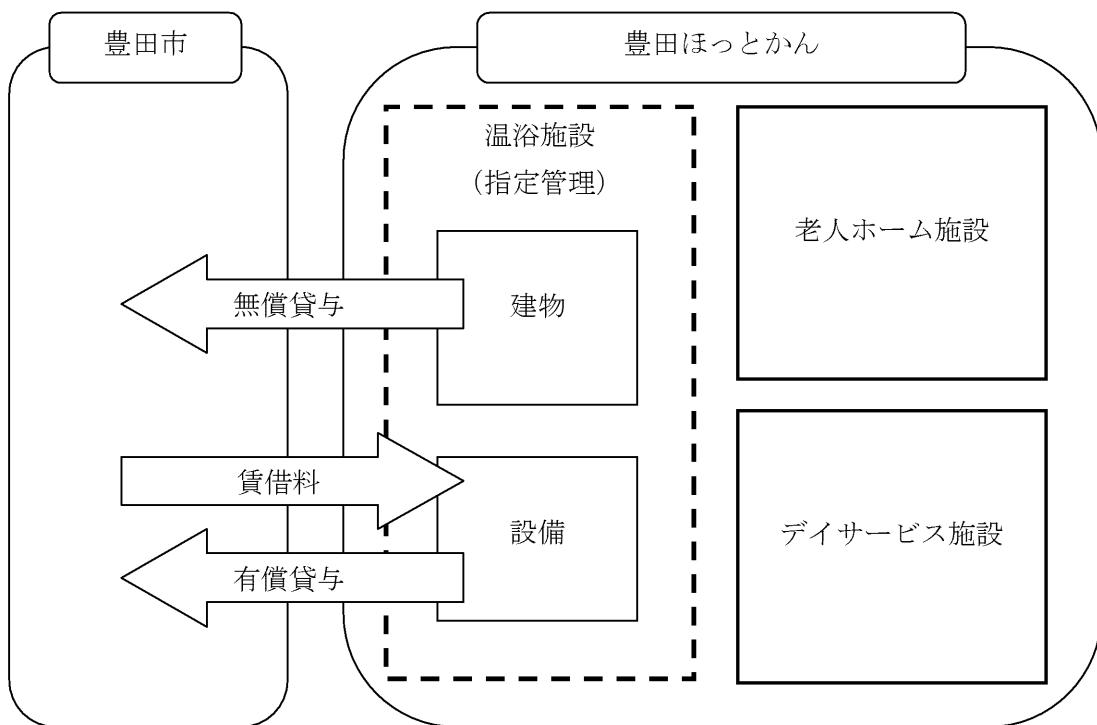


図 1-2 豊田ほっとかんの施設と指定管理事業の関係

温浴施設を指定管理事業とした経緯及び指定管理料の算出において支出と同額を指定管理料としていることから、当該施設の指定管理料は、当初民間事業として開始された温浴施設事業の損失補填の性質を有するものと考えることができる。

b 株式会社豊田ほっとかんの収支について

表 1-6 部門別の当期純利益

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
温浴施設	1,107	1,709	△1,493
デイサービス	39,852	36,270	47,746
老人ホーム	31,457	△5,548	6,963
西部コミュニティセンター	△3,050	△1,448	△3,877
共通 (※)	△31,614	△21,172	△16,359
合計	37,752	9,811	32,980

※ 共通部門には株式会社豊田ほっとかんが支払っている法人税等が一括で
計上されている（平成 25 年度は 24,782 千円）ため赤字となっている。

株式会社豊田ほっとかんの部門別の当期純利益は上記の表 1-6 のとおりとなっており、デイサービス事業及び老人ホーム事業は平成24年度の老人ホーム事業を除き、利益を計上している。

株式会社豊田ほっとかんの不採算事業の損失のみを豊田市が負担し、全事業合計で生じた剰余金については全ての株主に帰属する結果となっているといえる。

当初、上記事業の複合施設として発足した経緯を鑑みると、温浴施設のみを公の施設として管理するのは不合理と考えられるため、温浴施設を将来的には民間事業へ戻すことを検討する必要がある。

例えば、使用料の見直しによる収入増、効率的運営による費用削減に取り組むことで、指定管理料を年々削減できる事業計画を策定し、一定期間経過後には指定管理事業の対象外とし、当初の民間事業としての位置付けに戻すことが考えられる。

(イ) 利用料金制度の導入について（意見）

温浴施設の事業の使用料は、市の歳入となる。使用料制度は一定の市の歳入が見込める反面、利用者が増加しても指定管理者の利益にはならないため、指定管理者の経営努力へのインセンティブが働かないという問題点がある。

(ア) に記載のとおり、当該事業に関する指定管理料は、使用料の見直しや効率的運営を可能な限り促進することで減少させていくことが望ましいため、指定管理者の経営努力を促すために利用料金制度の導入についても検討することが望ましいと考える。

なお、現在は指定管理料について剰余金が生じた場合は精算を行う旨が年度協定書に定められているが、利用料金制度の導入により指定管理者の経営努力を促すためには、当該定めを廃止することが必要となる。

(ウ) 物品販売に係る収益について（指摘）

温浴施設の受付スペースにおいて、水着、タオル、石けん等の入浴関連商品の販売を行っているが、これらの収入については、指定管理事業に含められていない。

前述のとおり、指定管理料は、温浴施設事業の損失補填の性質を有するものと考えられるため、温浴施設に関連して得ることのできる収

入は自主事業として申請し、指定管理料の算定に反映させるべきである。

なお、直近3年度のこれらの収支は以下のとおりである。

表 1-7 物品販売の収支

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
売上高	2,780	2,977	2,311
売上原価	1,762	1,902	2,083
売上総利益	1,018	1,075	228



図 1-3 物品販売コーナーの写真

(エ) 自動販売機の設置手数料について（指摘）

豊田ほっとかんの1階には、温浴施設の休憩スペース横及び受付カウンター横に自動販売機が設置されており、年間約200万円の手数料収入を得ているが、これらは指定管理事業における市の借用部分ではないという理由から指定管理事業の収支に含められていない。

しかし、自動販売機の利用者のほとんどが温浴施設の利用者であると考えられるため、指定管理事業における市の借用部分に含めた上で自主事業として申請し、指定管理料の算定に反映させるべきである。



図 1-4 1 階共用スペースの自動販売機の写真

13 障がい福祉課の所管施設について

豊田市障がい者総合支援センター

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市障がい者総合支援センター
指定管理の方法	指定管理者：社会福祉法人豊田市福祉事業団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	けやきワークス：豊田市栄町 1 丁目 7 番地 1 第二ひまわり・暖：豊田市平芝町 5 丁目 13 番地
予算課	障がい福祉課
設置目的	障がい者の自立及び社会参加を支援し、障がい者の豊かな地域生活の実現を図ることを目的とする。
延床面積	けやきワークス : 2,397 m ² 第二ひまわり : 2,359 m ² 暖 : 2,541 m ²
設置年月	けやきワークス：昭和 56 年 4 月 第二ひまわり：昭和 57 年 4 月 暖：平成 13 年 4 月
施設概要	けやきワークス、第二ひまわり、暖
職員配置の状況	129 名
施設建設費	2,752 百万円



図 1-1 施設写真（けやきワークス）



図 1-2 施設写真（第二ひまわり）



図 1-3 施設写真（暖）

イ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	10,052	8,257	9,116
行政財産目的外使用料	22	16	19
指定管理料前年度剩余金	8,879	10,987	10,175
その他 (※)	204,211	218,240	222,244
歳入計	223,165	237,500	241,554
歳出			
指定管理料	65,576	64,664	62,236
人件費補助金	279,083	287,356	284,021
その他	19,927	26,165	22,855
歳出計	364,586	378,185	369,112
歳入・歳出差引	△141,421	△140,685	△127,568

※その他は、障がい者自立支援事業費国庫負担金及び県費負担金である。

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	65,576	64,664	62,236
事業収入（指定管理業務）	4,799	5,955	5,243
人件費補助金収入	279,083	287,356	284,021
収入計	349,458	357,975	351,500
支出			
指定管理業務費	59,388	60,444	60,617
人件費（補助金充当）	279,083	287,356	284,021
支出計	338,471	347,800	344,638
収入・支出差引	10,987	10,175	6,862

ウ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用状況

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第二ひまわり	16,663	15,084	15,139
暖	6,907	6,374	6,454
けやきワークス（就労移行）	2,286	1,392	845
けやきワークス（就労継続 B 型）	8,608	9,701	9,463

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

（ア）けやきワークスにおける一般会計と特別会計の配賦について（指摘）

豊田市障がい者総合支援センターのけやきワークスでは、障がい者の就労支援として指定管理事業のほかに収益事業を営んでいるが、一般会計（指定管理事業）と特別会計（収益事業）の共通費の配賦方法については、そのルールが明文化されておらず、また、過去から同じ方法で配賦しているものの、配分基準の根拠については分からぬということであった。

ここで、当該施設の指定管理料は、年度協定書において、剩余金（不要額）が生じた場合は決算終了後速やかに指定管理料を返還することと定められているため、共通費の配分基準は剩余金の金額の算定に影響を及ぼす重要なものである。

一般会計（指定管理事業）と特別会計（収益事業）の共通費の配賦方法については、その発生原因等の性質に応じて合理的理由のある方法（例えば、面積比率、人員比率、時間比率等）を採用し、採用した配賦方法を明文化すべきであると考える。

(イ) けやきワークスにおける清掃委託費の取扱いについて（意見）

豊田市障がい者総合支援センターのけやきワークスの清掃委託費（平成25年度は1,764千円）については指定管理の範囲に含めず、市から直接支払を行っていた。

公の施設の管理運営を指定している以上、施設の清掃は指定管理者が行う業務に含めるのが合理的であると考えられる。また、当該清掃委託費は、上記（ア）に記載した共通費に該当するため、一般会計及び特別会計の両者で負担し、指定管理料の算定に含めることが望ましい。

14 文化振興課の所管施設について

(1) 豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要（豊田市民文化会館）

公の施設の名称	豊田市民文化会館
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市小坂町 12 丁目 100 番地
予算課	文化振興課
設置目的	市民文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。
敷地面積	33,534 m ² （建設時）
延床面積	17,259 m ²
設置年月	昭和 56 年 7 月（大ホール）、昭和 50 年 11 月（小ホール）
施設概要	大ホール（収容定員 1,708 人）、小ホール（収容定員 436 人）、大会議室、会議室 A・B、和室、展示室 A・B、練習室 A・B・C、リハーサル室、レストラン、（公財）豊田市文化振興財団事務所
職員配置の状況	9 名（一般職 7 名、特別任用職員 2 名）
施設建設費	3,640 百万円（大ホール）、700 百万円（小ホール）



図 1-1 施設写真（豊田市民文化会館）

表 1-2 施設の概要（豊田市民ギャラリー）

公の施設の名称	豊田市民ギャラリー（豊田市民文化会館の附属施設）
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市西町 5 丁目 5 番地
予算課	文化振興課
設置目的	市民文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。
敷地面積	VITS 豊田タウン地下（賃借）
延床面積	974 m ²
設置年月	平成 3 年 10 月
施設概要	展示室 A・B・C、サロン等
職員配置の状況	5 名（特別任用職員 1 名、臨時職員 4 名）
施設建設費	平成 25 年度賃借料 26,712 千円



図 1-2 施設写真（豊田市民ギャラリー）

イ 施設の収支状況

表 1-3 市の収支状況（豊田市民文化会館）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	53,896	44,664	48,737
行政財産目的外使用料	1,760	1,772	1,632
指定管理料前年度剰余金	4,274	447	2,521
その他	826	856	892
歳入計	60,755	47,738	53,782
歳出			
指定管理料	132,057	136,668	134,970
人件費補助金	60,298	67,929	62,876
設備運転委託料	12,285	12,285	12,285
修繕・工事関係費（※）	4,557	81,566	167,539
備品購入費	1,166	842	1,541
その他	183	554	344
歳出計	210,545	299,844	379,554
歳入・歳出差引	△149,790	△252,106	△325,772

※平成 25 年度の主な修繕・工事関係費は、小ホール吊物及び空調設備改修工事。

表 1-4 指定管理者の収支状況（豊田市民文化会館）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	131,610	134,146	132,917
自主事業収入	10,013	6,504	4,991
収入計	141,624	140,651	137,909
支出			
指定管理業務費	131,610	134,146	132,917
自主事業費	6,519	5,944	2,246
支出計	138,129	140,090	135,164
収入・支出差引	3,495	560	2,745

表 1-5 市の収支状況（豊田市民ギャラリー）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	1,490	1,197	1,395
指定管理料前年度剰余金（※）	—	—	—
その他	0	0	0
歳入計	1,490	1,197	1,395
歳出			
指定管理料	1,220	876	1,078
人件費補助金	6,451	6,321	6,557
建物賃借料	38,160	30,528	26,712
光熱水費	2,014	2,010	1,289
歳出計	47,846	39,735	35,637
歳入・歳出差引	△46,356	△38,539	△34,242

※豊田市民文化会館に全て計上している。

表 1-6 指定管理者の収支状況（豊田市民ギャラリー）

(単位：千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	1,220	876	1,078
収入計	1,220	876	1,078
支出			
指定管理業務費	1,220	876	1,078
支出計	1,220	876	1,078
収入・支出差引	—	—	—

ウ 施設の利用状況

表 1-7 施設の利用状況（豊田市民文化会館）

(単位:%、人)

区分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	利用率	稼働率	人数	利用率	稼働率	人数	利用率	稼働率	人数
大ホール	67.9	58.7	177,604	58.8	49.6	158,796	67.9	57.8	170,777
小ホール	76.5	59.5	62,465	73.8	56.8	62,795	80.9	63.8	51,897
リハーサル室	54.5	32.8	18,108	42.2	28.0	16,744	36.3	26.5	13,223
練習室A	64.0	33.9	4,855	78.3	45.9	5,750	63.7	37.3	4,555
練習室B	24.8	14.0	3,733	12.5	8.8	3,045	12.4	9.5	2,107
練習室C	82.0	51.2	10,189	72.2	43.3	9,635	61.8	38.8	7,473
会議室A	31.5	16.8	1,262	41.9	21.0	1,681	42.5	25.0	1,760
会議室B	27.7	14.6	1,252	24.9	13.1	1,105	21.9	14.2	1,265
大会議室	14.2	6.9	1,543	9.6	4.9	1,252	10.8	5.9	1,146
展示室A	49.8	43.5	38,513	45.4	36.3	31,108	46.4	39.1	39,297
展示室B	58.0	48.5	23,307	58.5	49.2	24,215	59.9	50.9	24,388
和室	20.2	12.0	1,216	25.5	15.7	1,137	26.0	17.7	1,190
計	—	—	344,047	—	—	317,263	—	—	319,078

※利用率=利用日数/開館日数

稼働率=利用コマ数/開館コマ数(1日のコマ数は午前、午後、夜間の3コマ)

表 1-8 施設の利用状況（豊田市民ギャラリー）

(単位:%、人)

区分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	利用率	稼働率	人数	利用率	稼働率	人数	利用率	稼働率	人数
展示室A	40.6	40.6	10,891	35.2	35.2	8,192	31.1	31.1	7,710
展示室B	47.7	47.7	10,974	41.5	41.5	9,017	48.0	48.0	10,336
展示室C	40.3	40.3	9,530	34.5	34.5	7,597	38.2	38.2	8,209
サロン等	—	—	1,664	—	—	1,493	—	—	1,484
計	—	—	33,059	—	—	26,299	—	—	27,739

※利用率=利用日数/開館日数

稼働率=利用コマ数/開館コマ数(1日1コマのみ)

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度に係る事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

（ア）商業宣伝、営業等を目的とした利用について

a 条例の規定について（指摘）

豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリー（以下「市民文化会館等」という。）では、豊田市民文化会館条例（以下「市民文化会館条例」という。）第6条第2項の規定により、展示室、リハーサル室、練習室、会議室、和室及び豊田市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）における、商業宣伝、営業等を目的とした利用（以下「営業目的利用」という。）が許可されていないため、営業目的利用が許可されるのは、大ホール及び小ホールのみとなる。

しかし、市民文化会館条例において、使用料の額を定めている別表第1の備考6には、大ホール及び小ホールのみならず、営業目的利用が許可されていない施設に関しても、営業目的利用の使用料が規定されており（2倍の使用料）、条例本則の規定に反している。

実際に、営業目的利用が許可されていない施設で、営業目的利用を許可した事実はないとのことだが、条例本則と別表の規定に矛盾があるのは適切ではないため、条例を改正する必要がある。

b 営業目的利用の許可範囲について（意見）

前述したとおり、営業目的利用が許可されるのは、豊田市民文化会館（以下「市民文化会館」という。）の大ホール及び小ホールのみであり、展示室等や市民ギャラリーでは、営業目的利用が許可されていない。

しかし、営業目的利用が許可されていない施設の稼働率は、おお

むね 50%を下回っており、利用されていない枠があるのであれば、営業目的利用についても、利用制限を緩和することを検討することが必要である。

もちろん、営業目的利用が、市民文化会館等の本来の目的の利用を妨げることのないような配慮が必要であるが（予約受付期間を短縮するなど）、特に平日の稼働率を上げるためにも、営業目的利用の許可範囲について検討が必要である。

なお、貸会議室等の事業は、民間企業も行っており、営業目的利用の際の使用料の額等については配慮が必要である。

（イ）施設使用料以外の収入の徴収委託について（指摘）

市民文化会館条例に定められている市民文化会館等の使用料については、豊田市民文化会館及び豊田市民ギャラリーの管理運営等に関する基本協定書（以下「市民文化会館基本協定書」という。）第 11 条の規定により、その徴収事務が指定管理者に委託されており、指定管理者が使用料を徴収し、市に納付している。

市民文化会館等では、当該施設使用料のほか、公衆電話収入、コピ一代収入及びガムテープ代収入（バレエのマットを固定するために利用者に販売）についても、指定管理者が徴収し、市に納付していた。

これらの公衆電話収入等の施設使用料以外の収入については、市民文化会館条例に定められているものではなく、指定管理者に徴収を委託している使用料には含まれていないと考えられる。

条例に規定されている使用料以外の収入の徴収を指定管理者に委託するのであれば、市民文化会館基本協定書又は管理運営業務仕様書に明確に規定する必要がある。

（ウ）自動販売機設置に関する自主事業の報告について（指摘）

市民文化会館には自動販売機が 3 台設置されているが、これは、市が指定管理者に市民文化会館の目的外使用許可を与えた上で、指定管理者が自動販売機設置業者と契約し、設置しているものである。

現状、自動販売機の設置は、指定管理業務ではなく、指定管理者の自主事業と位置付けられている。自主事業であれば、市民文化会館基本協定書の別記 3 指定管理者自主事業実施基準に基づき、事業成果、経理状況等を市に報告しなければならない。

しかし、市民文化会館の自動販売機設置に関しては、事業報告書において実施報告がなされていなかった。市は、指定管理者に、自動販売機設置に関する事項を事業報告書に記載するよう求める必要がある。

(エ) レストランの設置について（意見）

市民文化会館にはレストランが設置されているが、これは、市がレストラン事業者に行政財産目的外使用許可を与えた上で、レストラン事業者が運営しているものである。また、レストランの運営に使用される備品を市が無償で貸与している。

このレストランについては、開館以来、毎年同じ業者に1年間の使用許可を与え、運営させているが、事業者の選定について、公募等を行ったことはないものと考えられる。

今後も市民文化会館にレストランを設置するのであれば、その事業者は公募等により選定すべきであり、また、市が徴収する使用料は、行政財産目的外使用料相当額を最低価格とした上で、例えば、売上げを基準とした使用料（又は貸付料）とすることが必要である。さらに、業者からの応募を容易にするためには、1年間ではなく、複数年の期間を設定することが望ましい。

(オ) 市民文化会館設備運転等業務委託について（意見）

市民文化会館では、電気、空調、給排水衛生、防災設備等の運転保守管理業務を市が直接、業者と契約して委託している（平成25年度委託料12,285千円）。

これらの業務を指定管理業務に含めずに、市が直接契約している理由を質問したところ、市民文化会館では電気主任技術者を常駐させているが、当該技術者の選任は市が行う必要があるからとの回答を得た。

一方で、指定管理者の指定管理業務の中には再委託をしているものもあり、空調設備点検保守等の再委託業者が、市が直接契約している業者と同一であった（平成25年度委託料合計11,550千円）。

この点、市が契約している委託業務について、電気主任技術者の常駐は必ずしも必須ではないとのことであり、市との契約が必須でないのであれば、全てを指定管理業務に含める方が効率的になる可能性がある。市が直接契約している業務について、再度検証し、最も効率的な方法で委託する必要がある。

(カ) 備品シールの貼付について（指摘）

市が所有する備品等を指定管理者に貸与する場合には、その貸与備品等の内容を明らかにするとともに、指定管理者に適正に管理させることが必要である（市民文化会館基本協定書第12条）。

貸与備品を確認したところ、市の備品シールが貼付されていないものがあった。市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるために、市の備品シールの貼付が必要である。

(キ) 修繕料の精算に関する規定について（指摘）

市民文化会館基本協定書第13条第3項において、指定管理料に含める修繕料は、年度協定書で定めるところにより、精算するものとしている。

しかし、年度協定書においては、修繕料の精算に関して個別に何ら規定しておらず、指定管理料に剩余金が生じた場合には精算し、市に返還する旨の規定があるのみである。

実際の精算においても、指定管理料全体で精算を行っており、修繕料の精算に関してのみ、個別に特別な事項があるわけではない。修繕料の精算に関して個別に規定する事項がなければ、市民文化会館基本協定書の記載事項を見直す必要がある。

(ク) 施設の利用率の向上について（意見）

市民文化会館等の各施設の稼働率は、表1-7及び表1-8のとおりであるが、市民文化会館の大ホール及び小ホールを除き、おおむね50%を下回っている状態である。

休日の利用率は高いとのことであり、平日の利用をいかに増やすかがポイントとなる。前述したとおり、営業目的利用の制限緩和も対策の一つであるが、例えば、一般の利用であっても平日の利用と休日の利用で料金に差を設けることも考えられる（市の体育施設には平日と休日で料金が違う施設がある。）。

また、大ホール及び小ホールについては、練習で利用する場合には半額の料金となっており、利用率をさらに上げるために、これをPRして平日の利用を増やすことが望まれる。

なお、市民文化会館の大会議室の稼働率は、10%を下回っており、特に対策が必要である。大会議室には、円形の会議机が固定設置されており、使い勝手の悪さもその一因であると考えられる。また、料金が1回8,300円と、他の会議室の1,600円に比べると高めの設定になっており、現在の利用状況から判断すると、大会議室の料金については見直す余地が高いと考えられる。

(ケ) 指定管理者の選定について（意見）

市民文化会館等の指定管理者は、公募を経ずに選定されている。市の指定管理者の選定は、原則として公募により行うこととされているが、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条各号に該当する場合には、例外的に非公募とすることができますとなっている。

市民文化会館等の指定管理者の選定を非公募にした理由は、次に掲げる同条第3号に該当するからとしている。

(公募)
第2条
(3) 当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

現在の指定管理者は、市における文化及び芸術の振興に関する事業を行うことを目的に市の出捐により設立された公益財団法人であり、市や文化団体等と連携しながら、多様な文化事業を市民文化会館等で実施しているとともに、文化施設等の施設管理を行っている。

しかしながら、市民文化会館等の指定管理業務の主なものは、利用受付等の施設の貸館としての業務や施設（ハード面）そのものの維持管理業務であり、文化事業（ソフト面）が主たる業務ではない。

現に指定管理者に対しては、指定管理料とは別に、市との共催文化事業の負担金や文化事業を行うための人件費補助金が市から支出されている。

指定管理業務は、主に施設のハード面の管理業務であり、文化事業等のソフト面は含まれておらず、これを切り離して考えることは可能

であるといえる。

したがって、指定管理業務として、施設のハード面の管理を主体とするならば、原則的な選定方法である公募により指定管理者を選定し、指定管理者制度の趣旨である経費の削減やサービスの向上を更に目指すことが必要である。

なお、市の他施設であるが、公募により指定管理料が予定価格に比べ2割程度削減している例もあり（もちろんサービス水準が維持されているという前提が必要だが）、経費の削減には少なからず効果が上がるものと考えられる。

市が策定している豊田市協会公社等改革ビジョン（平成23年4月）においても施設の管理と事業の分離が方向性として記載されており、公募により指定管理者を選定する必要がある。

(2) 豊田市コンサートホール・能楽堂

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市コンサートホール・能楽堂
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市文化振興財団 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市西町 1 丁目 200 番地
予算課	文化振興課
設置目的	音楽、歌劇、能楽、邦楽その他伝統的芸術文化の保存及び市民文化の振興に寄与することを目的とする。
敷地面積	6,441 m ² （豊田参合館全体）
延床面積	9,407 m ² （コンサートホール）、2,148 m ² （能楽堂）
設置年月	平成 10 年 11 月
施設概要	コンサートホール（収容定員 1,004 人）、リハーサル室 1、リハーサル室 2、多目的ルーム、交流ロビー、能楽堂（収容定員 458 人）、板の間等
職員配置の状況	9 名（一般職 8 名、臨時職員 1 名）
施設建設費	4,326 百万円

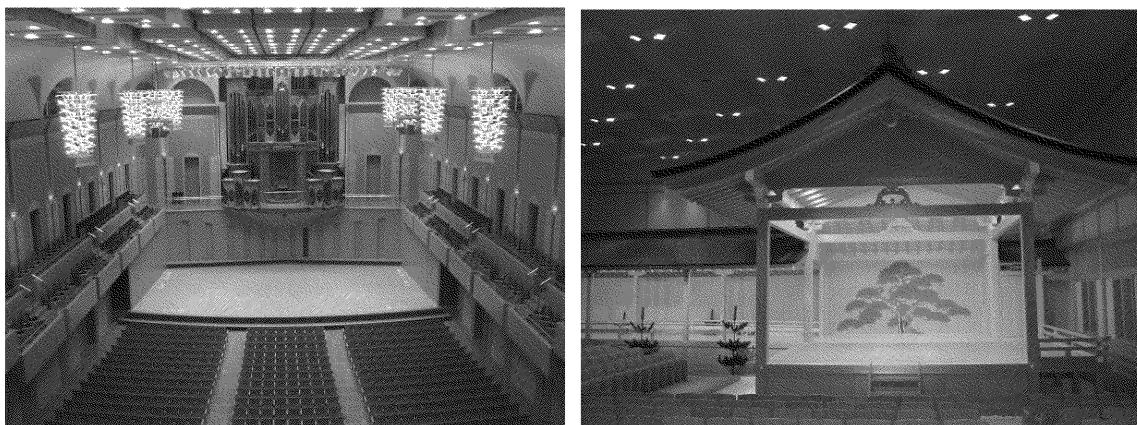


図 2-1 施設写真 (左) コンサートホール (右) 能楽堂

イ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	26,638	25,997	25,332
指定管理料前年度剰余金	3,574	3,965	4,620
その他	6	5	503
歳入計	30,218	29,967	30,455
歳出			
指定管理料	46,893	46,033	45,713
人件費補助金	52,683	63,866	60,248
市派遣職員人件費	15,075	5,888	—
豊田参合館市占有部管理・清掃	34,691	37,468	34,775
修繕・工事関係費（※）	1,197	70,724	3,763
備品購入費	208	2,123	810
その他	176	190	172
歳出計	150,923	226,293	145,481
歳入・歳出差引	△120,705	△196,326	△115,026

※平成 24 年度の主な修繕・工事関係費は、コンサートホール音響設備改修工事。

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	42,928	41,413	41,730
自主事業収入	388	—	—
収入計	43,315	41,413	41,730
支出			
指定管理業務費	42,928	41,413	41,730
自主事業費	387	—	931
支出計	43,315	41,413	42,662
収入・支出差引	1	—	△931

ウ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用状況

(単位:%、人)

区分	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	利用率	稼働率	人数	利用率	稼働率	人数	利用率	稼働率	人数
コンサートホール	59.0	41.1	54,690	58.5	42.0	50,504	62.2	43.2	54,434
能楽堂	16.4	10.9	12,662	18.1	10.9	11,933	18.7	11.4	12,546
多目的ルーム	28.5	16.4	4,301	31.2	16.7	4,771	24.8	16.1	6,067
リハーサル室1	25.6	13.7	1,239	19.8	9.7	1,137	21.9	12.3	1,692
リハーサル室2	33.7	18.3	1,836	28.3	14.0	1,971	24.8	14.5	2,346
板の間	65.1	35.8	1,960	57.6	29.9	2,110	57.1	30.0	2,377
その他(見学等)	—	—	605	—	—	813	—	—	1412
計	—	—	77,293	—	—	73,239	—	—	80,874

※利用率=利用日数/開館日数

稼働率=利用コマ数/開館コマ数(1日のコマ数は午前、午後、夜間の3コマ)

エ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等の事務手続の妥当性を検証した。

オ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 施設使用料以外の収入の徴収委託について（指摘）

豊田市コンサートホール・能楽堂条例に定められている豊田市コンサートホール・能楽堂（以下「コンサートホール等」という。）の使用料については、豊田市コンサートホール・能楽堂の管理運営等に関する基本協定書（以下「コンサートホール等基本協定書」という。）第11条により、その徴収事務が指定管理者に委託され、指定管理者が使用料を徴収し、市に納付している。

コンサートホール等では、当該施設使用料のほか、コピーディスク代収入及びパイプオルガンCD代収入についても、指定管理者が徴収し、市に

納付していた。

これらのコピー代収入等の施設使用料以外の収入については、条例に定められているものではなく、指定管理者に徴収を委託している使用料には含まれていないと考えられる。

条例に規定されている使用料以外の収入の徴収を指定管理者に委託するのであれば、コンサートホール等基本協定書又は管理運営業務仕様書に明確に規定する必要がある。

(イ) 備品シールの貼付について（指摘）

「(1) オ (カ)」と同趣旨であり、市の備品であることを明確に示し、指定管理者に適正に管理させるためにも、市の備品シールの貼付が必要である。

(ウ) 修繕料の精算に関する規定について（指摘）

「(1) オ (キ)」と同趣旨であり、修繕料の精算に関して個別に規定する事項がなければ、コンサートホール等基本協定書の記載事項を見直す必要がある。

(エ) 施設の利用率の向上に関する意見

コンサートホール等の各施設の稼働率は、表 2-4 のとおりである。メイン施設であるコンサートホールは 40% を超えているが、能楽堂については 10% 程度である。

能楽堂は、能や狂言等の日本の伝統芸能の利用を中心であり、稼働率を大幅に向上させることは難しい面もあるが、公の施設として、より多くの利用がされるような対策が必要である。

この点、利用者対象の施設見学会等の開催や、半額で利用できる「練習のみの利用」を PR していくことが考えられる。また、平成 26 年度からは、市の施策として能楽堂を利用した事業の提案を一般に募集し、施設利用の増加につながる取組を行っているが、事業成果を検証しながら今後も継続した取組が必要であろう。

なお、能や狂言等の利用以外にも、施設の設置目的に大きく反しない内容であれば、クラシック等のコンサートや結婚式等のイベントでの利用も施設全体の利用率向上には貢献するものと考えられる。

その他、能楽堂の更なるPR、利用料金の値下げ、入場料を無料にした催し等、多面的な取組が必要である。コンサートホール等は、指定管理者制度の導入施設であり、事業者のノウハウやアイデア等を生かすことにより、利用率の向上を目指すことも必要であろう。

(オ) 指定管理者の選定について（意見）

「(1) オ (ケ)」と同趣旨であり、原則的な選定方法である公募により指定管理者を選定し、指定管理者制度の趣旨である経費の削減やサービスの向上を更に目指すことが必要である。

特に、能楽堂は、利用率の向上が課題であり、公募することにより広く民間事業者の提案を募集することが適しており、また同時に、公募に際しては、利用料金制を導入する等、応募者の事業意欲を高める募集が必要である。

15 スポーツ課の所管施設について

(1) 豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）

ア 施設の概要

表 1-1 施設の概要

公の施設の名称	豊田市総合体育館及び豊田市武道館（スカイホール豊田）
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊田市体育協会 指定期間： （総合体育館）平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 （武道館）平成 22 年 11 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市八幡町 1 丁目 20 番地
予算課	スポーツ課
設置目的	スポーツの振興及び市民の体力と健康を増進することを目的とする。
敷地面積	47,220 m ²
延床面積	豊田市総合体育館 18,787 m ² 豊田市武道館 5,825 m ²
設置年月	（総合体育館）平成 19 年 4 月 （武道館）平成 22 年 11 月
施設概要	メインホール（収容人数 6,500 人）、サブホール、武道館、多目的ルーム、会議室等、スタジオ、トレーニングルーム、フリークライミングウォール、ランニングコース
職員配置の状況	24 名
施設建設費	104 億円



図 1-1 施設写真

イ コンセプト等

豊田市総合体育館及び豊田市武道館は、旧豊田市体育館の老朽化に伴う建て替えにより建設された施設であり、市のシンボルとして、また、スポーツ・レクリエーションの中核施設として位置付けられている。市の中心部に位置し、県内屈指の規模と十分な機能を備えており、市民大会から国際大会まで対応が可能である。また、全館バリアフリー設計はもちろん、雨水利用、自然換気システムや太陽光発電の導入など地球環境にも配慮した設計となっている。「人・まち・自然にやさしい、新時代のスポーツ交流拠点」としての役割が期待されている。

また、豊田市総合体育館及び豊田市武道館の施設全体を「スカイホール豊田」という名称で呼んでいる。この名称は市民公募によるものであり、スポーツの「ス」、車（カー）の「カ」、挙母=衣のまちの「イ」を由来としている。

ウ 施設の収支状況

表 1-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	54,601	51,610	52,654
行政財産目的外使用料	1,279	1,362	1,533
指定管理料前年度剩余金	6,665	1,485	2,339
その他	675	722	679
歳入計	63,220	55,179	57,205
歳出			
指定管理料	159,734	166,586	167,010
人件費補助金	74,579	80,481	83,710
その他	5,268	14,435	3,623
歳出計	239,581	261,502	254,346
歳入・歳出差引	△176,361	△206,323	△197,141

表 1-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	158,249	164,247	167,010
事業収入（指定管理業務）	7,728	6,855	6,210
自主事業収入	9,626	9,409	10,451
収入計	175,603	180,511	183,671
支出			
指定管理業務費	158,249	164,247	167,010
自主事業費	7,539	7,526	7,127
支出計	165,788	171,773	174,137
収入・支出差引	9,815	8,738	9,534

エ 施設の利用状況

表 1-4 施設の利用者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
メインホール	165,704	169,503	157,427
サブホール	55,197	64,140	60,410
武道館	39,179	50,377	47,505
多目的ルーム	16,039	21,582	23,376
会議室	37,039	47,736	51,272
スタジオ	23,993	25,807	25,989
トレーニングルーム	62,437	68,383	68,718
フリークライミングウォール	3,431	3,780	3,148

オ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

カ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 使用料の徴収委託について（指摘）

平成 26 年 10 月 6 日から同年 12 月 5 日までの 2 か月間、豊田市総合体育館及び豊田市武道館（以下「スカイホール豊田」という。）の指定管理者である公益財団法人豊田市体育協会（以下「豊田市体育協会」という。）は市の公の施設に係る指定管理者の応募資格を停止されている。市のホームページの報道発表資料に停止の理由が以下のように記載されている。

「豊田市体育協会は、同協会の職員が行った公金官物の不適正処理により豊田市総合体育館の指定管理者としての信頼性を著しく傷つけた。また、1 の着服事件に関して適正な管理を怠っていた。豊田市指定

管理者選定委員会において、前記の内容が不正又は不誠実な行為に該当すると判断し、公の施設に係る指定管理者の応募資格を停止したもの。」

ここで 1 の着服事件とは、同じく市の公の施設に係る指定管理者の応募資格を停止されているホームエックス株式会社の社員が起こした事件であり、市の報道発表資料に停止の理由が以下のように記載されている。

「（ホームエックス株式会社は）豊田市体育協会が主催する市民向け健康教室の受託業者であったが、同社社員が市民から徴収した参加費を着服していたことが明らかとなった。豊田市指定管理者選定委員会において、前記の内容が不正又は不誠実な行為に該当すると判断し、公の施設に係る指定管理者の応募資格を停止したもの。」

健康教室は、豊田市体育協会の自主事業としてスカイホール豊田で開催されているものであり、その参加費は市の歳入ではないため、指定管理者である豊田市体育協会以外の者が参加者から直接徴収することが可能である。今回の事件は、豊田市体育協会が、委託会社に自主事業の参加費徴収業務を任せていたが、その業務内容を十分にモニタリングしていないことが一因で発生した。

ここで、市の歳入となる指定管理施設の使用料の徴収については、地方自治法施行令第 158 条の規定により指定管理者に委託しているが、指定管理者以外の者が徴収することは許可していない。市はこの着服事件を受けて、指定管理施設の使用料金全般について、指定管理者が徴収を行っているか確認したところ、スカイホール豊田においては以下の 2 件について、指定管理者ではなく、委託会社が使用料の徴収を実施していたことが判明した。

表 1-5 委託会社が使用料の徴収を実施していた事例

	委託先	委託業務の概要
トレーニングジム 使用料	A 社	トレーニングジム及びスタジオの運営管理業務
クライミングウォール使用料	B 社	体験会、基礎講座、ライセンス認定等の業務

この2件については、平成26年9月27日から指定管理者が使用料の徴収を実施するように改められたが、このような事件がなくても、指定管理者が使用料の徴収をしていることを市として確認すべきであった。

(イ) 指定管理者が非公募であることについて（意見）

表1-1にも記載されているとおり、スカイホール豊田の指定管理者の選定方法は非公募である。非公募の理由は、豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第3号に規定する「その施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、事業運営を行う団体等に施設の管理を併せて行わせることが、施設の効率的な管理運営に資すると認められるとき。」に該当し、具体的には、施設を頻繁に使用するスポーツ団体と当該施設とを一元管理することで、効果的かつ効率的な運用ができるためということである。特に、愛知県内屈指の規模と機能を備えるスカイホール豊田に相応の大規模大会を誘致するためには、豊田市体育協会のネットワークが必要であり、そのような大規模大会を成功させるためには事業運営者と施設管理者を一元化する必要があるということである。

このような理由から、過去から豊田市体育協会が非公募で継続的に指定管理者となってきた。しかし、以下のような点を勘案すると、数年後にはスカイホール豊田の指定管理者の選定は公募とすることが望ましい。

- ① スカイホール豊田のような規模や様々な機能を備えた施設ほど採算がとりやすく民間企業の指定管理者への応募が多いと考えられる。また、このような施設ほど、指定管理者制度の導入目的である公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが可能であると考えられる。
- ② 市が実施している「豊田市指定管理者制度適用施設利用者満足度調査」において、スカイホール豊田は相対的に評価が高くないが、公募で指定管理者を選任した場合には、競争原理が働き、サービスの向上が期待できる。

③ スカイホール豊田は体育館と武道館であり、特殊な施設ではないため、その施設管理者を公募とすることは十分可能であり、また、大規模大会を開催する場合であっても、事業運営者である豊田市体育協会が公募で選任された施設管理者である指定管理者とコミュニケーションを密にとり、連帯をとつて大会を運営すれば問題は発生しないと考えられる。

(2) 中央公園・豊田スタジアム

ア 施設の概要

表 2-1 施設の概要

公の施設の名称	中央公園・豊田スタジアム
指定管理の方法	指定管理者：株式会社豊田スタジアム 指定期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：非公募（単独指名）
所在地	豊田市千石町 7 丁目 2 番地
予算課	スポーツ課
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
敷地面積	中央公園全体 170,000 m ²
延床面積 (建築面積)	豊田スタジアム 97,004 m ² (40,734 m ²)
設置年月	平成 13 年 7 月
施設概要	球技専用スタジアム（収容人数 45,000 人）、レストラン（ヴェルデロッソ）、売店、軽食売場（スタジアムカフェ）、スポーツプラザ（無料遊具、売店、屋内温水プール等）、芝生広場等
職員配置の状況	10 名
施設建設費	451 億円（土地購入費、公園整備費を含む）



図 2-1 施設写真

イ コンセプト、施設の特徴等

中央公園・豊田スタジアム（以下「豊田スタジアム」という。）は、豊田市制50周年を記念して2001年に建設された。

中心施設である豊田スタジアムは、建築家黒川紀章氏の設計によるもので、FIFA（国際サッカー連盟）の建設指針に準拠した球技場であり、4万5千人の観客を収容し、その構造上（注1）、非常に見やすくかつ臨場感あふれる観戦が可能となっている。

豊田スタジアムでは、サッカー、ラグビーなどの球技スポーツが市民大会から国際大会まで幅広く開催される一方で、開閉式屋根（注2）や世界初の水平移動が可能な大型映像装置（注3）などの設備により、コンサートなどの多目的な利用も可能な施設となっている。

また、面積約17万m²の中央公園は、矢作川と一体になった水と緑にあふれる「都心のオアシス」で、家族や仲間が自由に集まり、スポーツやレクリエーションなど思い思いに楽しむことができ、年間を通して様々な人々が交流し、遊び、憩う施設となっている。

(注1) 豊田スタジアムは、ピッチとスタンドの間に陸上競技用トラックがない。このため、ピッチと観客席との間隔は、メイン・バック・サイドいずれのスタンドも、全ての最前列から10mとなっており、近い距離で観戦できる。また、どの席からも、前席の人の頭に視線が遮られることなくタッチラインを見ることができるようにになっている。

(注2) 豊田スタジアムの開閉式屋根は、空気膜（エアマット）と折り畳み方式を併用させたユニークな構造で、固定屋根に設置された走行レールの上を片側14台計28台の台車で自走し、約50分で開閉する。屋根の開閉部分は約20,000m²、重さは約2,600tあり、通常は北側サイドスタンド側に寄せられている。また、寄せられた屋根膜は風でなびかないように屋根膜の間にエアーが送られ、固定されている（図2-2、図2-3、図2-4）。

(注3) 豊田スタジアムの可動式大型映像装置は、LED（発光ダイオード）を採用した9.6m×19.2mのフルカラースクリーンであり、サッカーやコンサートなど大型イベントをリアルタイムに放映できるだけでなく、映像装置の画面上から様々な情報の発信が可能となっ

ている。通常は北側サイドスタンド側に寄せられているが、ピッチ上部まで水平、上下、回転移動ができ、様々なイベントをより効果的に演出することが可能となっている（図2-5、図2-6、図2-7）。

【開閉式屋根】

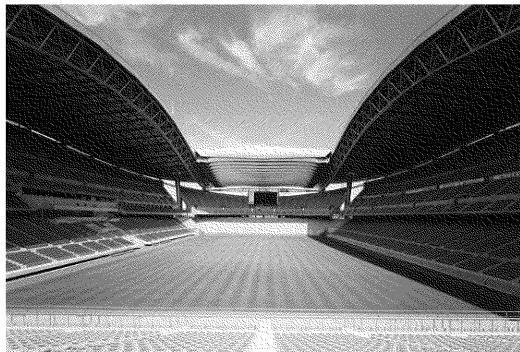


図2-2 開いた状態

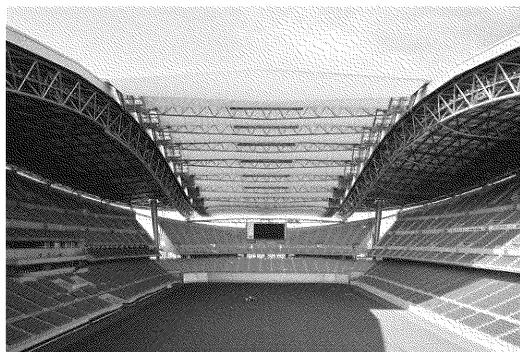


図2-3 屋根を閉じる様子



図2-4 屋根を閉じた状態

【可動式大型映像装置】

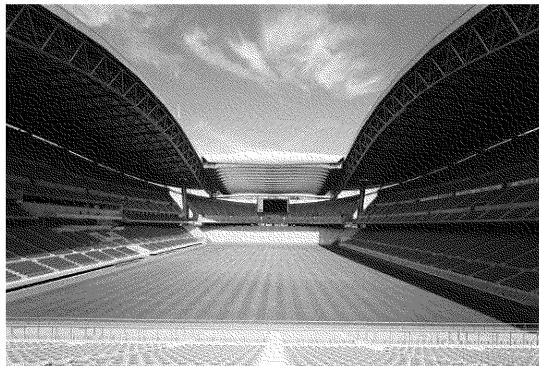


図 2-5 通常の状態

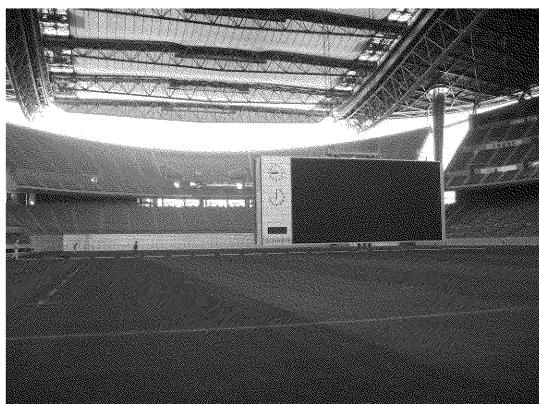


図 2-6 前に移動している状態

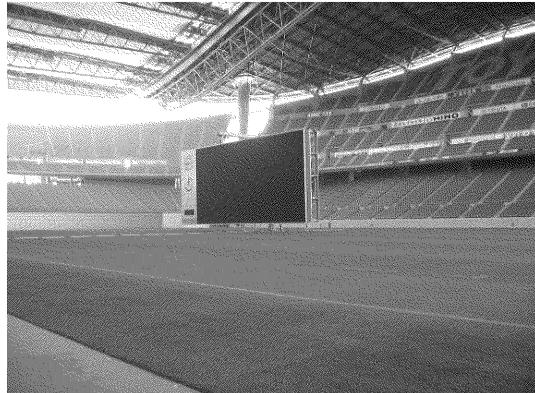


図 2-7 回転している状態

ウ 施設の収支状況

表 2-2 市の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳入			
施設使用料	94,823	73,771	118,514
占用料	15,430	15,607	14,664
(広告看板)	6,877	6,823	6,812
(スーパールーム)	6,062	6,062	5,420
(その他)	2,491	2,722	2,432
歳入計	110,253	89,378	133,178
歳出			
指定管理料	654,300	673,680	712,561
稻武芝育成場委託料	49,082	44,992	46,095
施設整備費	229,432	271,791	312,186
その他	35,078	20,109	9,363
歳出計	967,892	1,010,572	1,080,205
歳入・歳出差引	△857,639	△921,194	△961,050

※豊田スタジアムと豊田スタジアムで使用する冬芝を育てるための育成場の収支状況を表示している。

表 2-3 指定管理者の収支状況

(単位 : 千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収入			
指定管理料	623,142	641,600	678,629
自主事業収入 (※2)	578,809	503,909	541,481
(うち、スーパールーム・広告収入)	(296,430)	(289,230)	(296,149)
収入計	1,201,951	1,145,589	1,220,110
支出			
指定管理業務費	623,142	641,600	678,629
自主事業費 (※2)	551,660	473,751	508,020
支出計	1,174,802	1,115,351	1,186,649
収入・支出差引	27,149	30,238	33,461

※1 指定管理者の収入及び支出金額に消費税等は含まれていない。

※2 自動販売機の設置、スーパールーム及び廣告看板の賃貸は、指定管理業務ではなく、指定管理者の自主事業と位置付けられているため、指定管理者自主事業実施基準に基づき、事業成果、経理状況等を市に報告しなければいけないが、スポーツ課はこれらを自主事業とは認識しておらず、報告を受けていない。このため、指定管理者の事業ごとの収支状況を把握することができず、収入・支出とも指定管理に関する収支以外を全て自主事業として算出している。

なお、自主事業に関する報告を受けていないことについては、「第3 外部監査の結果 1 指定管理者制度全般について（6）指定管理者による自主事業の報告について」において指摘事項として挙げている。

エ 施設の利用状況

表 2-4 施設の利用状況

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
球技専用スタジアム （件数）	140	164	140
（人数）	840, 592	755, 357	851, 464
レストラン （人数）	24, 321	26, 253	20, 978
スポーツプラザ（遊戯施設） （人数）	59, 955	77, 700	66, 769
スポーツプラザ（屋内温泉プール） （人数）	39, 967	43, 436	44, 511
芝生広場等 （人数）	735, 800	793, 700	723, 000
スタジアム見学者数 （人数）	82, 455	72, 611	89, 530
ラウンジ・報道関係室・インタビュー室 （件数）	230	252	237
（人数）	17, 639	25, 644	11, 189

オ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

カ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 使用料の徴収委託について（指摘）

豊田市体育協会が主催する市民向け健康教室の受託業者が、市民から徴収した参加費を着服していた事件を受けて、市は指定管理施設の使用料全般について、指定管理者が徴収を行っているか確認したところ、豊田スタジアムにおいては以下の1件について、指定管理者ではなく、委託会社が使用料の徴収を実施していたことが判明した。

表2-5 委託会社が使用料の徴収を実施していた事例

	委託先	委託業務の概要
スポーツプラザ屋内プール使用料	C組合	スポーツプラザ運営清掃管理業務

「（1）カ（ア）」でも指摘したが、使用料の徴収を指定管理者以外の者が実施することは認められない。平成26年9月27日から指定管理者が使用料の徴収を実施するように改められたが、このような事件がなくても、指定管理者が使用料を徴収していることを市として確認すべきであった。

(イ) 今後の施設の在り方について（意見）

豊田スタジアムは、FIFA（国際サッカー連盟）の建設指針に準拠した球技場であり、4万5千人を収容する巨大施設で、非常に特殊な施設である。このため、設計当初に想定できなかった事象が多く発生しているが、そのうち大きなものは以下の2つである。

- ①開閉式屋根がスムーズに作動しない。
- ②ピッチの芝生について、十分な日当たりと風通しが確保されず自生が難しいため、年2回の張り替えが必要である。

まず①についてであるが、前述したとおり開閉式屋根の開閉は、固定屋根に設置された走行レールの上を片側14台計28台の台車が自走することにより行われる。しかし、固定屋根は吊屋根構造のため不安定であり、走行レールにも高低差があるため、台車が途中で停止してしまうことがある。このため、開閉式屋根の開閉を予定日の3日前までに決定し、全国から保守業者を呼び寄せ開閉作業を行っている。設

計時は屋根の開閉 1 回について、数千円の電気代しかかからない想定であったが、実際は保守業者を呼ぶ必要があるのでその費用は 100 万円を超えるとのことである。そして、この屋根の開閉を希望する場合、希望者は表 2-6 のとおり、1 回 8,000 円で屋根開閉装置を使用できる。この使用料は屋根の開閉作業により発生する費用と比較すると著しく低いが、設備の不備により発生する追加費用を利用者に負担させるべきではないという市の考えによるものである。ちなみにこの屋根の開閉作業は、年間 7 回行われるものと想定し、その費用が指定管理料に含まれている。また、過不足が発生したら精算することになっている。

表 2-6 豊田市都市公園管理規則別表（その 2）（第 12 条関係） 豊田スタジアムの附属設備使用料

附属設備の種類	単位	使用料(円)
サッカーゴール	1組1時間	100
フィールド音響設備	1式1時間	5,000
照明設備	全点灯10分間までごとに	6,200
	2/3点灯10分間までごとに	4,150
	1/3点灯10分間までごとに	2,100
	1/6点灯10分間までごとに	1,050
	1/10点灯10分間までごとに	620
映像装置	映像	5,000
	文字のみ	2,500
	広告	50,000
	可動装置	5,000
	固定・場内カメラ	2,000
	携帯カメラ	1,000
テレビ中継支援設備	1回	27,000
ラジオ中継支援設備	1回	1,500
芝生保護材	球技場内	100
	1枚1回(7日以内)	1,000
	球技場外	100
屋根開閉装置	1回	8,000

次に②についてであるが、設計当初はピッチの芝生が自生するのに十分な日当たりと風通しが確保されるとの想定であった。しかし、実際は芝生の育成に十分な日当たりと風通しは得られず、6 月に夏芝に張り替え、9 月に冬芝に張り替える必要が生じている。この芝生の張り替えに必要な芝生であるが、従来は県外の業者から購入していたが、遠方からの運搬時に芝の状態が悪くなるため、市は平成 21 年に 2 面分の冬芝を育てるための育成場を豊田市稻武地区に建設した。このため、

現在では、冬芝については、大規模大会のための臨時の張り替え等がない限り、3年に1度県外の業者から購入し、その他の2年分は稻武地区で育成したものを使って芝生の張り替えを実施している。この芝生の張り替え作業全般について、直近の3年に発生している費用を表2-7にまとめた。この表から、当初想定されていない芝生の張り替えによって年間8千万円から1億4千万円程度の費用が発生していることが分かる。

表2-7 芝生張り替えにかかる費用合計

(単位:千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
稻武芝育成場の委託料	49,082	44,992	46,095
夏芝購入費	31,000	31,000	31,000
冬芝購入費	-	12,000	64,500
合計	80,082	87,992	141,595

以上の2点は、設計時において想定できなかった事象の発生により追加的に費用が発生しているものであるが、その他にも施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより、年々、施設の維持費は増加していくと考えられる。豊田スタジアムが竣工した平成13年7月の翌年の平成14年度から平成25年度までの維持費合計の推移は、図2-8のとおりである。

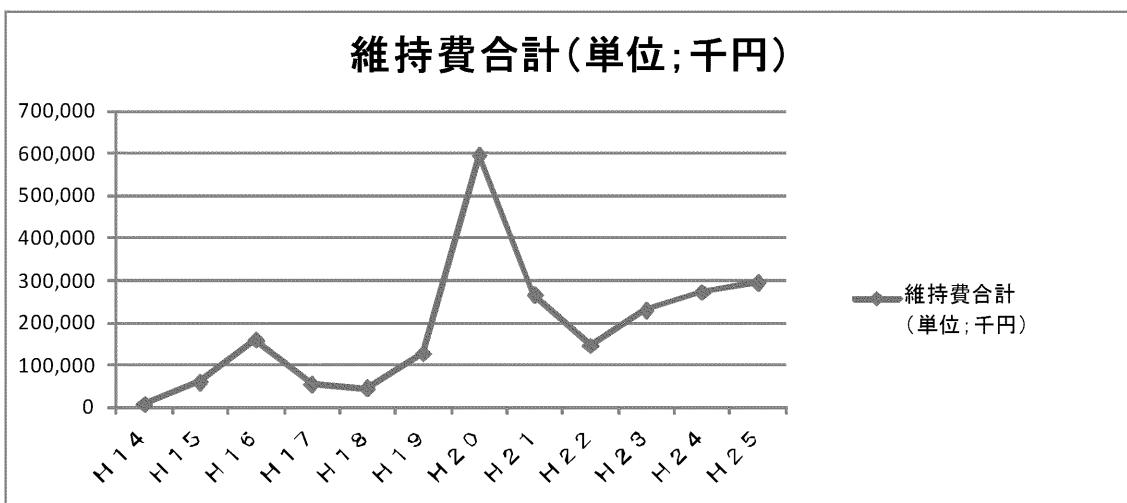


図2-8 維持費合計推移

平成 20 年度の維持費が突出しているのは、スポーツプラザのプール天井落下と開閉式屋根による大規模修繕が発生したためであるが、維持費は施設の経過年数とともに増加していることが分かる。

ここで、豊田スタジアムに関する市の収支状況（表 2-2）と指定管理者の収支状況（表 2-3）をみると、市が所有している豊田スタジアムの広告看板やスーパールームを利用者に貸し出すことにより得られた収入について、市と指定管理者の取り分が分かる。すなわち、豊田スタジアムの広告看板やスーパールーム等は年間約 290 百万円の収入を生んでいるが、市の取り分が占用料である約 15 百万円であるのに対して、指定管理者の取り分はその差額である 275 百万円となっている。これは市と指定管理者の帰属割合が約 5 対 95 ということを意味している。なお、市の豊田スタジアムの広告看板及びスーパールームの占用料は、表 2-8 のように推移している。

表 2-8 豊田スタジアムの広告看板及びスーパールームの占用料推移

平成13年7月から平成14年3月まで	
広告看板	①表示面積1m ² につき1年3,700円 ②販売額×50% の多い額
スーパールーム	①1m ² につき建物の課税標準額の7.2%+土地の課税標準額の4% ②販売額×50% の多い額
平成14年4月から平成23年3月まで	
広告看板	①同上 ②販売額×10% の多い額
スーパールーム	①同上 ②販売額×30% の多い額
平成23年4月から現在	
広告看板	①表示面積1m ² につき1年2,300円(※1) ②削除
スーパールーム	①1m ² につき建物の課税標準額の7.2%+土地の課税標準額の4%(※2) ②削除

※1 道路の管理及び占用に関する条例の看板占用料と同額

※2 行政財産目的外使用料条例の建物使用料と同額

表 2-8 をみると、改正ごとに占用料が減額されており、平成 23 年 4 月からは市道に設置されている看板と同額となっている。

また、豊田スタジアムが竣工した平成 13 年 7 月の翌年の平成 14 年

度から平成 25 年度までの同施設に関する市の収支状況は、図 2-9 のとおりである。

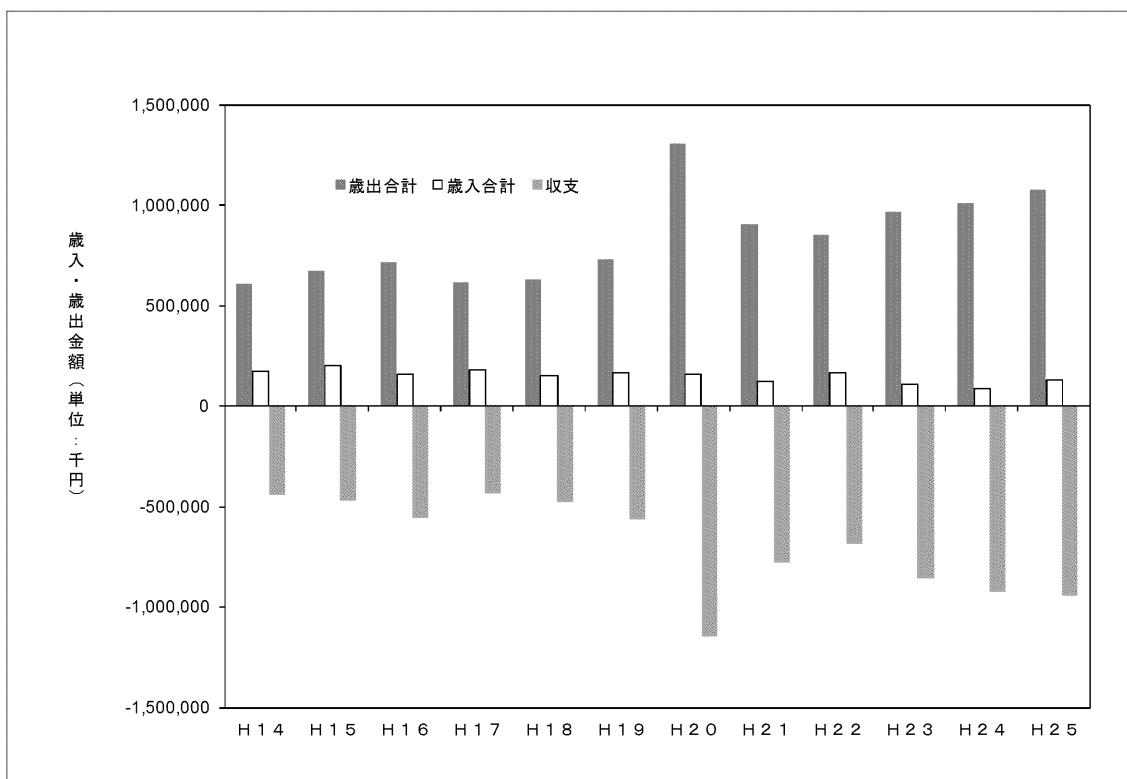


図 2-9 豊田スタジアムに関する市の収支状況

豊田スタジアムに関する市の収支については、歳出が圧倒的に多く、平成 23 年度からは広告看板及びスーパールームの占用料の減額もあり、赤字額が 8 億円を超えていている。なお、平成 20 年度の歳出が突出しているのは、前述したスポーツプラザのプール天井落下と開閉式屋根の故障による大規模修繕が発生したためである。この豊田スタジアムの収支の赤字額は、施設使用料収入が一定とすると、施設の経過年数とともに拡大し、市の財政を圧迫する要因になると考えられる。

ここで、市の豊田スタジアムに関する収支を改善するための方法として、歳出を削減する方法と歳入を増加させる方法がある。

まず歳出を削減する方法として一番効果的と考えられるものは、開閉式屋根を完全に停止し、修繕費を削減することである。開閉式屋根については故障しやすいこともあり、過去 5 年間において、年間の稼働回数が毎年 4 回程度しかない。このように使用頻度が低く、稼働しても 1 回 8,000 円の使用料収入しか得られない施設に多額の維持費を

かけることは著しく不経済である。このため、市では、平成 26 年 12 月に、平成 27 年度からの開閉式屋根のイベント時の利用を原則停止とする方針を決定した。市は、この方針に基づき、平成 26 年度中に修繕計画をまとめるが、屋根膜撤去の工法等が決定するまでは、開閉式屋根は可動状態にしておくことが必要とのことであるため、開閉式屋根の点検や最低限の修繕は見込まれる。したがって、屋根膜撤去の工法等を早期に検討し、開閉式屋根にかかる修繕費の削減を図るべきである。

次に歳入を増加させる方法であるが、市が所有している豊田スタジアムの広告看板やスーパールームを利用者に貸し出すことにより得られる収入を市により多く帰属させる方法が考えられる。この方法としては、現状、豊田スタジアムに適用されている非公募の指定管理者制度の枠組みを超えたものも含め 3 つの方法が考えられる。

まず第 1 の方法として、現状の指定管理者制度を採用したままで、豊田スタジアムの広告看板及びスーパールームの占用料を値上げすることである。現在、豊田スタジアムの広告看板を使用しても、通常の市道沿いの看板を使用してもその宣伝効果に著しい違いがあるにもかかわらず占用料は同額となっており、経済的合理性に乏しい。広告宣伝費は経済状況に左右されやすいものであることから、企業が支払う使用料のうち一定割合を市の取り分とする従来の測定方法に戻し、現状の市と指定管理者の収入の帰属割合が 5 対 95 という状況を是正する。

第 2 の方法として、広告看板及びスーパールームについて、市が直接一般競争入札で貸与する方法がある。

第 3 の方法として、豊田スタジアムの指定管理者の選定方法を公募とし、どの程度の占用料を支払うことができるかという視点も加えて指定管理者を選任する方法である。豊田スタジアムは市の他の施設とは大きく異なり特殊であるため公募にすることは難しい面もあるが、非公募を長期間継続すると非効率的な業務の運営や、サービスの低下など弊害が発生することも否めない。このため、市は、非公募を前提とはせず、定期的に公募を検討し、状況が許せば、適時に公募に切り替える必要がある。

以上、豊田スタジアムに関する市の歳出を抑え、歳入を増やす方法を述べたが、豊田スタジアムの施設管理方法も含め、現在の多額の収支赤字を減らすよう、長期的な視点に立ち、総合的に検討することが必要である。

(3) スポーツ課所管施設における共通事項

ア 指定管理者制度適用施設の概要

平成 26 年 4 月 1 日時点において、スポーツ課所管の指定管理者制度を適用している施設は表 3-1 のとおりである。

表 3-1 スポーツ課所管の指定管理者制度を適用している施設一覧

NO	施設名	区分	単独指名の理由 (※)	期間	団体名	利用料金	管理開始	管理終了
1	高岡公園及び 豊田市高岡公園体育館	公募		5年	ホーメックス(株)	○	H26.4	H31.3
2	井上公園(水泳場に限 る。)	公募		5年	ホーメックス(株)	○	H22.4	H27.3
3	柳川瀬公園	単独	2号	5年	かみごうスポーツクラブ		H26.4	H31.3
4	豊田市古瀬間運動広場	単独	2号	5年	NPO法人美里スポーツ クラブ		H26.4	H31.3
5	豊田市東山運動広場	単独	2号	5年	NPO法人美里スポーツ クラブ		H26.4	H31.3
6	豊田市東山体育センター	単独	2号	5年	NPO法人美里スポーツ クラブ		H26.4	H31.3
7	井上公園(水泳場を除 く。)	単独	2号	5年	NPO法人いさとスポーツ クラブ		H22.4	H27.3
8	土橋公園 (スポーツ施設部分)	単独	5号	5年	(公財) 豊田市文化振興 財団		H26.4	H31.3
9	豊田市石野運動広場	単独	5号	5年	(公財) 豊田市文化振興 財団		H26.4	H31.3
10	豊田市保見運動広場	単独	5号	5年	(公財) 豊田市文化振興 財団		H26.4	H31.3
11	豊田市松平運動広場	単独	5号	5年	(公財) 豊田市文化振興 財団		H26.4	H31.3
12	猿投公園	単独	3号	5年	(公財) 豊田市体育協会		H26.4	H31.3
13	毘森公園	単独	3号	5年	(公財) 豊田市体育協会		H26.4	H31.3
14	豊田市五ヶ丘運動広場	公募		5年	(公財) 豊田市体育協会		H26.4	H31.3
15	豊田市総合体育館	単独	3号	5年	(公財) 豊田市体育協会		H22.4	H27.3
16	豊田市武道館	単独	3号	4年5か月	(公財) 豊田市体育協会		H22.11	H27.3
17	中央公園	単独	3号	5年	(株) 豊田スタジアム		H26.4	H31.3
18	豊田市西部体育館及び 豊田市逢妻運動広場	公募		5年	(株) 技研サービス	○	H22.4	H27.3

※豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、表 3-2 のいずれかに該当する場合は、単独指名としている。

表 3-2 単独指名該当一覧

区分	条件
第1号	専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。
第2号	施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、その団体に施設を管理運営させることが適当と認められるとき。
第3号	その施設における事業運営に相当な知識、経験等が必要な場合で、事業運営を行う団体等に施設の管理を併せて行わせることが、施設の効率的な管理運営に資すると認められるとき。
第4号	施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
第5号	その他、施設の性質、設置目的及び施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

イ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、指定管理者制度等に係る事務手続の妥当性を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

(ア) 個人情報の保護について（意見）

市は、スポーツ施設の利用許可申請等、利用許可又は不許可の決定、利用許可書の交付、使用料の納付その他スポーツ施設の管理に関する事務処理について、スポーツ施設管理システム（以下「T O S S」という。）を使用している。

T O S Sを利用するためには、事前に利用者登録を行える施設に「豊田市スポーツ施設利用システム利用者登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を提出する必要があり、登録申請書の記載事項は以下のとおりである。

- ① 登録区分
- ② 氏名（団体の場合は代表者氏名）

- ③ 団体名（団体の場合のみ）
- ④ 電話番号
- ⑤ 住所（団体の場合は代表者の住所）
- ⑥ 性別・生年月日
- ⑦ 連絡先氏名（団体の場合は担当者氏名）
- ⑧ 連絡先住所（団体の場合は担当者連絡先）
- ⑨ 連絡先電話番号（団体の場合は担当者電話番号）
- ⑩ 暗証番号

利用者登録を行える施設の管理者は、提出された利用者登録申請を基にT O S S の管理者用端末から利用者登録を行い、T O S S の登録情報を基にスポーツ施設の管理運営を行っていくことになるが、当該施設に指定管理者制度を適用している場合は、指定管理者がこの業務を行うこととなる。

登録申請書には上記②から⑨のような個人情報が含まれているため、市が指定管理者と施設の管理運営等について必要な事項を定める基本協定書には、「個人情報の保護」や「情報セキュリティ」の条項が規定されている。具体的には、基本協定書別記「個人情報取扱特記事項」の遵守や、豊田市個人情報保護条例及び同規則の規定を遵守し、個人情報の適切な管理のための規程を整備し、適切に運用することを指定管理者に求めている。

昨今、一般事業会社の顧客情報流出などの事件を通じて、個人情報保護に関する社会的な関心が高まっている。基本協定書の個人情報保護に関する条項の指定管理者の遵守状況を市がどのように確認しているか質問したところ、指定管理者の募集時に質問するのみでそれ以降は特に何もしていないとのことであった。また、T O S S に登録されている個人情報が漏えいすることを防止するためのシステム上の仕組みを質問したところ、管理者用端末では、データのダウンロードはできないようになっており、端末操作の監視（ログ管理）をしているとのことであった。しかしながら、管理者用端末であっても業務に必要でない利用者登録情報の一覧表を表示させることができ、その情報はプリントアウト可能であるとのことである。また、ログ情報も定期的に異常操作をモニタリングするという使われ方ではなく、何か問題が発生したときに事後的に確認するために使うということである。

市では、平成18年4月から指定管理者制度を本格導入し、指定管理者の選定は、原則として公募としている。このため、指定管理者が定

期的に変更になる可能性が高く、スポーツ施設の利用者の個人情報を扱う者の範囲も広がるため、個人情報の漏えいの危険性は一般的に高まると考えられる。このような状況において、市は指定管理者に対し、応募時の質問以外に、個人情報の適切な管理のための規程の整備状況の確認や、その運用状況を定期的にモニタリングする必要があると考える。また、情報を流出させる機会自体を減らすために、指定管理者の業務に必要な情報のみにしかアクセスできないよう適切にシステム制限をかける必要がある。また、ログ情報を使って定期的に異常操作の有無を確認することも必要性が高まれば実施すべきであると考える。

(イ) 使用料の区分について（意見）

市の体育施設を利用しようとする者は、教育委員会又は指定管理者制度を導入している施設については指定管理者から利用の許可を得て、豊田市体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）に定められた表3-3の使用料又は表3-4の利用料金を納付する必要がある。また、都市公園内に設けられている体育施設を利用しようとする者は、市長又は指定管理者制度を導入している施設については指定管理者から利用の許可を得て、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例（以下「都市公園条例」という。）に定められた表3-5の使用料を納付する必要がある。

表 3-3 体育施設条例 別表第3（第12条関係）体育館及び体育センター使用料

区分			使用料(円)		
			午前 (9:00 ～13:00)	午後 (13:00 ～17:00)	夜間 (17:00 ～21:00)
豊田市 総合体育館	第1競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	10,400	10,400
			入場有料の場合	20,800	31,200
	スポーツ以外の場合	入場無料の場合	41,600	41,600	62,400
		入場有料の場合	62,400	62,400	93,600
		営利又は宣伝を目的とする場合	187,200	187,200	280,800
	第2競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	5,000	5,000
			入場有料の場合	10,000	15,000
	スポーツ以外の場合	入場無料の場合	20,000	20,000	30,000
		入場有料の場合	30,000	30,000	45,000
		営利又は宣伝を目的とする場合	90,000	90,000	135,000
	多目的ルーム			2,400	2,400
	大会議室			2,100	2,100
	中会議室			1,100	1,100
	研修室1			300	300
	研修室2			400	400
豊田市 旭総合体育館	トレーニングルーム			1人1回につき300	
				回数券(11回分)3,000	
	スタジオ			2時間につき1,000	
	クライミングウォール	個人利用		1人2時間につき300	
		専用利用		2時間につき1,000	
	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	4,300	4,300
			入場有料の場合	8,600	13,000
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	17,200	26,000
			入場有料の場合	25,800	39,000
		営利又は宣伝を目的とする場合		77,400	117,000
	会議室			400	400
豊田市猿投コ ミュニティセン ターエ体育館	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	3,800	3,800
			入場有料の場合	7,600	11,400
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	15,200	22,800
			入場有料の場合	22,800	34,200
		営利又は宣伝を目的とする場合		68,400	102,600
	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	3,300	5,000
			入場有料の場合	6,600	10,000
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	13,200	20,000
			入場有料の場合	19,800	30,000
		営利又は宣伝を目的とする場合		59,400	90,000
豊田市東山体 育センター	談話室1			800	800
	談話室2			800	800

表 3-4 体育施設条例 別表第 10（第 13 条関係）体育館及び体育センター利用料金

区分			利用料金の限度額(円)(※)		
			午前 (9:00 ～13:00)	午後 (13:00 ～17:00)	夜間 (17:00 ～21:00)
豊田市 西部体育館	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	5,800	5,800
			入場有料の場合	11,600	11,600
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	23,200	23,200
			入場有料の場合	34,800	34,800
	営利又は宣伝を目的とする場合			104,400	104,400
	研修室			1,400	1,400
	会議室			300	300
	体力測定室			200	200
	健康・体力相談室			200	200
	トレーニングルーム			1人1回につき100 回数券(11回分)1,000	
豊田市 高岡公園体 育館	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	5,700	5,700
			入場有料の場合	11,400	11,400
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	22,800	22,800
			入場有料の場合	34,200	34,200
	営利又は宣伝を目的とする場合			102,600	102,600
	多目的ルーム			1,800	1,800
豊田市 藤岡体育セ ンター	競技場	会議室		800	800
		スポーツの場合	入場無料の場合	1,500	1,500
			入場有料の場合	3,000	3,000
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	6,000	6,000
			入場有料の場合	9,000	9,000
	営利又は宣伝を目的とする場合			27,000	27,000

※ 利用料金制を採用している施設の指定管理者は、利用料金の金額を上記に定める限度額の範囲内において、市長の承認を得て定める。

表 3-5 都市公園条例 別表第 1（その 2）（第 2 条、第 4 条関係）猿投公園及び柳川瀬公園の体育館使用料

区分			使用料(円)		
			午前 (9:00 ～13:00)	午後 (13:00 ～17:00)	夜間 (17:00 ～21:00)
猿投公園の 体育館	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	6,600	6,600
			入場有料の場合	13,200	13,200
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	26,400	26,400
			入場有料の場合	39,600	39,600
	営利又は宣伝を目的とする場合			118,800	118,800
	会議室1			600	600
	会議室3			600	600
	競技場	スポーツの場合	入場無料の場合	3,800	3,800
			入場有料の場合	7,600	7,600
		スポーツ以外の場合	入場無料の場合	15,200	15,200
			入場有料の場合	22,800	22,800
	営利又は宣伝を目的とする場合			68,400	68,400
会議室					
規則で定める付属設備			規則で定める利用区分ごとに600円を超えない範囲において市長が規則で定める額		

上記の表 3-3 から表 3-5 までをみると、競技場の使用料及び利用料金の区分は、スポーツの場合、スポーツ以外の場合及び営利又は宣伝を目的とする場合の 3 つに分かれているが、表 3-6 のようにその使用料及び利用料金に最大 18 倍という大きな差がある。

表 3-6 スポーツの場合かつ入場料無料の場合を 1 とした場合のその他の区分の使用料又は利用料金

区分		入場料 無料	入場料 有料
体育館及び体育センターの 使用料又は利用料金	スポーツの場合	1	2
	スポーツ以外の場合	4	6
	営利又は宣伝を目的とする場合	18	

競技場を含めた体育館及び体育センターについて指定管理者制度が導入されている場合、各施設の指定管理者が区分の判断をすることとなるが、各施設間でのバラつきをなくすためその判断基準を明確に市が定める必要がある。この点についてスポーツ課に質問したところ、現在、明確な基準はないとのことであった。ただし、各施設で判断に迷うような利用申込みがあれば、指定管理者からその都度スポーツ課に問合わせがあるので、各施設間での判断のバラつきは発生しないとのことである。ここで、スポーツ課内の判断基準についても質問したが、個別具体的な事例に照らしてその都度判断しているとのことであり、具体的な事例としては、プロレス興行は営利又は宣伝を目的とする場合に区分し、バレーボールのVリーグやアイススケートショーはスポーツの場合で入場料有料の場合に区分していた。過去の具体的な事例における区分判定について、プロレス興行が営利又は宣伝を目的とする場合に区分される一方、バレーボールやアイススケートショーがスポーツの場合に区分される理由が不明であり、その判断にばらつきがあるようみえる。

営利又は宣伝を目的とする場合に区分された場合、使用料又は利用料の差が最大 18 倍と大きいので、曖昧な基準では管理運営の基本方針であるサービスの提供の公平な扱いに疑念を持たれる可能性がある。このため、スポーツの場合、スポーツ以外の場合及び営利又は宣伝を目的とする場合について、明確な判断基準を設けることが必要と考える。

(ウ) 屋外施設夜間照明施設使用料の徴収金額の相違について（意見）

体育施設条例では、テニスコートや運動広場などの屋外施設の夜間照明設備の使用料について表 3-7 のとおり定めている。

表 3-7 別表第 6（第 12 条関係）屋外施設夜間照明設備使用料

区分		単位	使用料(円)	プリペイドカード式 (平成25年12月まで)
豊田市高岡公園体育館	テニスコート	1コート1時間	400	○
豊田市石野運動広場	広場	全点灯1面1時間	4,000	○
		半点灯1面1時間	3,000	○
豊田市五ヶ丘運動広場	球技場	全点灯1面1時間	3,000	○
		半点灯1面1時間	2,000	○
	広場	1面1時間	1,000	
豊田市末野原運動広場	広場	全点灯1面1時間	3,000	
		半点灯1面1時間	2,000	
豊田市高橋運動広場	テニスコート	1コート1時間	400	
豊田市東山運動広場	広場	1面1時間	4,000	
		テニスコート	1コート1時間	400
豊田市保見運動広場	広場	1面1時間	1,000	○
豊田市松平運動広場	広場	1面1時間	3,000	○
豊田市足助グラウンド	広場	1面1時間	3,000	
豊田市稻武夏焼グラウンド	広場	1面1時間	3,000	

備考

- 1 1 時間を超えて利用した場合は、超えた時間 30 分までごとに、当該使用料の 2 分の 1 の額を加算する。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、当該使用料の 2 倍の額とする。
- 3 営利又は宣伝を目的として利用する場合の使用料は、当該使用料の 7 倍の額とする。

屋外施設夜間照明施設の利用方法として、平成 25 年 12 月までは、手動式とプリペイドカード式の 2 種類の方法があったが、プリペイドカード機械の生産停止に伴い、平成 26 年 1 月からは全てが手動式となった。

ここでプリペイドカード式の場合、使用料の精算はプリペイドカードから 1 分単位で精算される仕組みとなっていた。表 3-7 の備考 1 のとおり、体育施設条例では 1 分でも超過したら使用料の半分を支払う規定となっているため、異なる算定式で計算された使用料が徴収されていたことになる。また、表 3-7 の備考 3 のとおり、営利又は宣伝を目的として利用する場合、通常の使用料の 7 倍を徴収する規定となっ

ているが、プリペイドカードでの精算では対応できないため、手動式のように窓口精算となるとのことであった。

今後は、夜間照明施設に限らず、全ての使用料徴収についてプリペイドカード式などの機械を導入する際、条例で定められている金額が正しく徴収できるかどうかを確認することは最低限必要なことである。また、超過時間や営利又は宣伝を目的とする場合の使用料に対応できない機械を導入せざるを得ない場合は、市職員又は指定管理者制度を適用している施設であれば指定管理者に十分に説明し、窓口にて条例に定められたとおりの使用料徴収が行われるようにするべきである。ただし、超過時間や営利又は宣伝を目的とする場合の使用料に対応できない機械を導入せざるを得ない場合で、窓口で差額を徴収できないような場合は、支払方法により著しく不公平にならない範囲であれば、使用料に関する条例自体を変更する方法も合理的であると考える。

(エ) 財産の管理について（指摘）

市と指定管理者間で締結される基本協定書の第2章管理運営業務には、指定管理者の管理運営業務が以下のように規定されている。

- (1) 指定管理施設の利用の許可に関する業務
- (2) 指定管理施設の施設及び施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号の掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認めた業務

指定管理者は上述した(2)の指定管理施設の施設及び施設の維持管理に関する業務として、管理運営業務に係る財産を管理する必要があるが、規模の大きい指定管理施設になるとその財産は膨大な量となる。

基本協定書の（財産の管理）には、「甲（市）は自らが所有する管理運営業務に係る財産（以下「財産」という。）の財産台帳を整備し、乙（指定管理者）に貸与する備品等を明らかにするものとする。」という規定があるが、この規定は指定管理者の管理責任の範囲を定めるものでもあるとも考えることができる。この点について、スポーツ課に管理運営業務に関する財産の貸与に関する具体的な手続を質問したところ、指定管理者が管理業務を開始するに当たって、スポーツ課は市の財産台帳を指定管理者に提供しておらず、また、市の財産台帳と現物が一致することを指定管理者が最初に市の担当者と一緒に確認する手

続もとっていないとのことであった。このため、視察に行った豊田市東山運動広場及び豊田市東山体育センターの指定管理者である美里スポーツクラブ、柳川瀬公園の指定管理者であるかみごうスポーツクラブ並びに高岡公園及び豊田市高岡公園体育館の指定管理者であるホームエックス株式会社では、市の備品シールの貼ってある備品を独自でリスト化し、その情報を更新していくとともに、そのリストに基づき棚卸しを定期的に実施するという非常に非効率な作業を実施していた。また、指定管理者が作成しているリストの範囲は少額のものや市の管理でないものも含まれており、備品シールに記載されている市の財産管理ナンバーの記載もなかった。

また、スポーツ課においては、定期的にその時点の市の財産台帳情報を指定管理者に提供していないとのことである。今回、視察先の一部の施設において市の財産台帳と指定管理者が作成していた備品台帳と現物を照合したが、市の財産台帳と指定管理者の備品台帳に差が生じている事例があり、また、どちらの台帳にも記載されていない備品が実際に存在しているという事例もあった。これらの事例についてスポーツ課に調査を依頼したが、結局、市と指定管理者が各自独自の台帳に基づき、備品管理を行っている状況のため、どちらの台帳が正しいのか、どちらの台帳にも記載のない備品が市の所有物なのか調査しきれなかった。

特に公募で指定管理者を選定する場合、定期的に指定管理者が変更になることが想定されるので、新たに指定管理者となった者が指定管理業務を開始する前にその時点の財産台帳と現物を市の担当者と一緒に確認しないと、市の財産台帳上の備品がなくなった場合、前任の指定管理者の責任か現任の指定管理者の責任かが曖昧となる。このため、新たに指定管理者となった者が指定管理業務を開始する前に市の財産台帳と現物を市の担当者と一緒に確認することは必須であると考える。また、市の担当者と一緒に現物を確認した後で市の財産台帳データを指定管理者に提供すれば、指定管理者が独自でリストを作成するという非効率な作業が不要となり、結果として指定管理料の削減にもつながると考えられる。さらに、表 3-1 のとおり指定管理期間は 5 年と長期間に渡る場合が多いが、指定管理期間中 1 度も現物確認をしない場合、市の財産台帳と現物に差異があった場合、その原因を突き止めることが非常に困難となる。また、差異原因が不明である場合、基本協定書（財産の管理）に「乙（指定管理者）は、財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。」という規定があるが、指定管理者

がその責任を果たしているか否かの判断もできない。このため、指定管理期間内であっても、定期的に市の財産台帳と現物が一致しているかどうかを確認し、差異がある場合はその原因を明らかにし、指定管理者に帰責性があるのかどうか確認する必要があると考える。また、スポーツ課内においても、担当者ごとに指定管理施設の財産の管理確認方法が異なるようであった。基本的かつ各施設で共通しているようなことについてはマニュアル化を進め、効率的かつ効果的な運用を目指すことが望まれる。

第4 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はない。